

# 長期脱炭素電源オークションの制度詳細について (応札年度：2024年度)

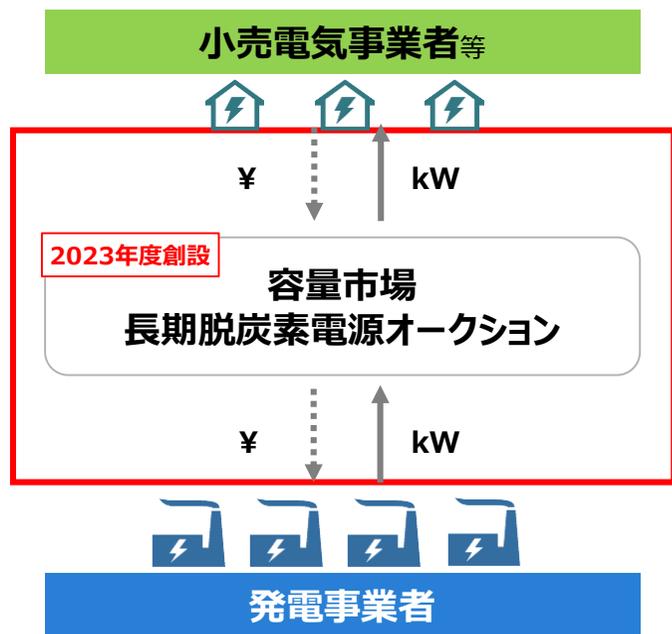
2024年 9月

電力広域的運営推進機関

- 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」）では、容量市場の一部として新たに長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」）を2023年度から創設しました。
- 本資料では、本オークションへ参加を希望する電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等と小売電気事業者等※<sup>1</sup>が負担する容量拠出金について説明します。※<sup>2</sup>

### 本資料での説明内容

#### 【容量市場の取引の流れ】



#### 小売電気事業者等※<sup>1</sup>への説明事項

- 長期脱炭素電源オークション実施に伴い、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者が負担する容量拠出金等（容量市場に係る容量拠出金の内数）

#### 発電事業者※<sup>3</sup>への説明事項

- 長期脱炭素電源オークションへ参加を希望する発電事業者に対して求める条件や参加方法、落札決定方法等
- 長期脱炭素電源オークションで落札した場合の容量確保契約金額やリクワイアメント、アセスメント、ペナルティ等

※<sup>1</sup>：小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者

※<sup>2</sup>：本資料と長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款との記載が異なっている場合は、長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款を優先します。

※<sup>3</sup>：電源を自ら維持・運用しようとする者

■ 本オークションの実施に向けて、参加可否をご判断いただけるように制度詳細説明を通して募集要綱などの内容をご説明します。実際の手続きについては実務説明等で公表していく予定です。

タイトル	内容	主な対象	スケジュール
制度概要説明	容量市場の一部として開始することとなった、長期脱炭素電源オークションの制度概要について説明を行う	全事業者	2024年7月25日
募集要綱・約款の意見募集	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）へ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等の規定について意見募集を行う	発電事業者等	2024年7月17日 ～7月30日
業務マニュアルの意見募集 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・契約編	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）の参加登録、応札情報の登録、容量確保契約書の締結方法に係るマニュアルについて意見募集を行う	発電事業者等	2024年9月4日 ～9月18日
制度詳細説明	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）の募集要綱に係るオークションへ参加を希望する発電事業者および電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等と小売電気事業者等が負担する容量拠出金について説明を行う	全事業者	2024年9月20日
実務説明 参加登録・応札・契約編	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）の業務マニュアル内容のご留意いただきたいポイント等について説明を行う	発電事業者等	今後実施予定
業務マニュアルの意見募集 長期脱炭素電源オークション 制度適用期間前 契約後全般業務編/リクワイアメント・アセスメント編/請求交付編	長期脱炭素電源オークション 制度適用期間前の契約後全般業務、リクワイアメント・アセスメント、請求交付に係るマニュアルについて意見募集を行う	発電事業者等	今後実施予定
実務説明 制度適用期間前 契約後全般業務編/リクワイアメント・アセスメント編/請求交付編	長期脱炭素電源オークション 制度適用期間前の契約後全般業務、リクワイアメント・アセスメント、請求交付に係るマニュアルのご留意いただきたいポイント等について説明を行う	発電事業者等	今後実施予定

■ 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っている。2024年度長期脱炭素電源オークションに向けて募集要綱と容量確保契約約款、各種業務マニュアルを公表する

関連文書		概要	公表状況	
容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～28年度向け 公表済	
	容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～25年度向け 公表済	
	長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024年度応札 公表済	
容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
容量市場 業務 マニュアル ※1※2	メイン オーク ション	参加登録・応札・容量確保 契約書契約締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～28年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務 (全般) 編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～26年度向け 公表済
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024年度向け 公表済
		実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリ)) (発動指令電源)編	・算定諸元(容量停止計画、発電計画・発電上限等)の登録・アセスメント結果の確認、ペナルティ・容量確保契約金額、容量抛し出しの確認手続き等について記載	
		実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続き等について記載	
		容量抛し出し金対応編	・容量抛し出し金(仮算定含む)、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載	

■ 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っている。2024年度長期脱炭素電源オークションに向けて募集要綱と容量確保契約約款、各種業務マニュアルを公表する

関連文書		概要	公表状況	
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加 オーク ション	参加登録編	2024～25年度向け 公表済	
		応札・容量確保契約書の締結編		
	長期脱炭素電源オークション	参加登録・応札・契約締結編	・長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等	意見募集実施済 (2024年9月4日～9月18日)
		制度適用期間前 契約後全般業務編/ リクワイアメント・アセスメント編/ 請求交付編	・長期脱炭素電源オークション制度適用期間前の契約後全般業務、リクワイアメント・アセスメント、請求交付について記載	意見募集実施予定
容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済	

■ 本オークションにご参加いただく事業者の皆様は、2024年10月から事業者情報の登録を開始し、2025年1月に応札いただく予定です。

				2024年度						2025年度
				10月	11月	12月	1月	2月	3月	
参加登録	事業者情報	登録受付期間	2024年10月15日～ 2024年10月18日							
		審査期間	2024年10月15日～ 2024年10月23日							
	電源等情報	登録受付期間	2024年10月21日～ 2024年10月25日							
		審査期間	2024年10月28日～ 2024年12月3日							
	期待容量	登録受付期間	2024年12月4日～ 2024年12月10日							
		審査期間	2024年12月11日～ 2024年12月27日							
オークション	応札の受付期間		2025年1月20日～ 2025年1月27日							
	応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間		2025年1月28日～ 2025年2月4日							
	約定結果の公表		応札の受付終了から 3カ月後を目途に実施							

※各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせする。  
 ※応札の受付期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われる。詳細については長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照すること。  
 ※「応札の受付期間」終了から3ヵ月後を目途とし、応札年度の翌年度に約定結果を公表。  
 ※公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する可能性がある。  
 ※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性がある。

■ 制度検討作業部会などでの検討をふまえ、2023年度応札からの主な変更・更新事項を整理しております。

変更・更新事項	変更・更新内容	参照ページ
募集量、募集上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 脱炭素電源の募集量は500万kW、LNG専焼火力の募集量は2,243,680kWになります</li> <li>• 募集上限は以下の通りとなります                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 既設火力の改修(アンモニア・水素混焼、バイオマス専焼)：100万kW</li> <li>✓ 揚水式水力・蓄電池(運転継続時間が3時間以上6時間以上のもの)：合計で75万kW</li> <li>✓ 揚水式水力・蓄電池(運転継続時間が6時間以上のもの)：合計で75万kW</li> <li>✓ 既設の原子力電源の安全対策投資：200万kW</li> </ul> </li> </ul>	P17
電源等要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本年度より既設原子力電源の安全対策投資が本オークションの参加対象となります</li> <li>• 以下電源について、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が3万kW以上に変更となります                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 水力電源(ただし、調整式、貯水式若しくは揚水式に限る。)の新設・リプレース</li> <li>✓ 蓄電池の新設・リプレース</li> <li>✓ 既設の水力電源(ただし、揚水式に限る。)の大規模改修</li> </ul> </li> </ul>	P20
上限価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電源等要件の変更や応札価格に算入できるコストの追加(海外の上流設備のコストなど)に伴い上限価格が変更となります</li> </ul>	P25
接続検討回答書の提出期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 水力電源および蓄電池に限り、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、2024年11月28日まで「接続検討回答書」の提出を受け付けます</li> </ul>	P36
電源等情報登録時の提出資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 蓄電池の事業規律の確保状況を確認するため、新たに蓄電池に係る事業計画を提出いただきます</li> <li>• 事業計画書の一部としていた燃料調達計画を、本年度より別ファイルで提出いただきます</li> </ul>	P37
落札電源の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「揚水式水力・蓄電池(運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの)」と「揚水式水力・蓄電池(運転継続時間が6時間以上のもの)」については募集上限の2倍を跨ぐ電源以下が落札となります</li> </ul>	P54
LNG専焼火力電源の供給力提供開始期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本年度以降に落札されたLNG専焼火力電源の供給力提供開始期限は8年後の日が属する年度の末日となります</li> </ul>	P73

## 第1章 容量市場の概要

容量市場導入の目的

容量市場の仕組み

容量市場の構成

メインオークション、長期脱炭素電源オークションの違い

## 第2章 募集概要

募集量

オークション参加対象となる事業者

オークション参加対象となる電源 (1/2)

オークション参加対象となる電源 (2/2)

オークション参加対象外となるケース

オークション応札単位

(参考) 同時落札条件の詳細 (1/2)

(参考) 同時落札条件の詳細 (2/2)

上限価格

制度適用期間

オークション～制度適用期間の流れ

## 第3章 参加登録

参加登録の概要

容量市場システムの利用に向けた事前手続き

事業者情報の登録の申込み

電源等情報の登録の申込み

- 基本情報の登録
- 詳細情報（安定電源）の登録
- 詳細情報（変動電源）の登録
- （参考）接続検討回答書の提出要件
- 各種様式の提出
- 事業計画書の作成
- 燃料調達計画の作成
- 蓄電池に係る事業計画の作成 (1/2)
- 蓄電池に係る事業計画の作成 (2/2)
- 脱炭素化ロードマップの作成

期待容量の登録の申込み

- 期待容量とは
- 期待容量の登録方法
- 期待容量等算定諸元一覧

## 第4章 応札、落札・約定、契約

応札、落札・約定、契約の概要

応札方法 (1/2)

応札方法 (2/2)

(参考) 応札容量の考え方

落札電源と約定結果

- 落札電源および約定価格の決定方法  
(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (1/3)  
(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (2/3)  
(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (3/3)

- 約定結果の公表

契約の締結

- 容量確保契約書の締結
- 容量確保契約金額の算定
- 物価変動への対応
- 系統接続費の見積額と精算額の調整  
(参考) 各種支援制度からの支援金額との調整  
(参考) 新設・リプレースの追加投資時の調整  
(参考) アンモニア・水素混焼設備の専焼化で建て替える場合の調整

契約の変更・解除

- 容量確保契約の変更・解除

## 第5章 契約の履行

契約の履行の概要

本オークションにおける主な取引の流れ

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像 (1/2)

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像 (2/2)

(参考) アセスメント対象容量の考え方

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目

- ① 供給力提供開始時期の遵守  
(参考) メインオークションの供給曲線への影響に係るイメージ
- ② 供給力提供開始期限の遵守  
(参考) 電源種ごとの供給力提供開始期限
- ③ 容量停止計画の調整  
(参考) 容量停止計画の対象
- ④ 余力活用に関する契約の締結
- ⑤ 供給力の維持
- ⑥ 市場応札
- ⑦ 供給指示への対応  
(参考) 本オークションにおける供給力供出の考え方
- ⑧ 脱炭素燃料の混焼率
- ⑨ 年間設備利用率
- ⑩ 脱炭素化ロードマップの遵守 (1/2)
- ⑩ 脱炭素化ロードマップの遵守 (2/2)

供給力の提供ができなくなった場合等 (市場退出) の扱い

(参考) 電源等差替

## 第5章 契約の履行

他市場収益の還付 (1/2)

他市場収益の還付 (2/2)

(参考) 他市場収益の還付の算定例 (1/2)

(参考) 他市場収益の還付の算定例 (2/2)

再エネに対する事業規律の確保

太陽光発電設備に対する廃棄等費用の積立

容量確保契約金額の支払

容量提供事業者への請求・交付

容量市場取引におけるインボイス制度の取扱い

インボイス制度への申請・登録のお願い

## 第6章. 容量拠出金

容量拠出金の全体像

(参考) 小売電気事業者等と容量拠出金の関係

(参考) 既存の相対契約について

容量拠出金の算定概要

容量拠出金の請求額の算定方法

(試算例) ①エリア別の容量拠出金総額の算定

(試算例) ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

(試算例) ③小売電気事業者の負担総額の算定

(試算例) ④各小売電気事業者への請求額の算定

(参考) 各小売電気事業者への請求額の算定\_配分比率計算方法 (1/2)

(参考) 各小売電気事業者への請求額の算定\_配分比率計算方法 (2/2)

未回収分の追加請求および還元の取引概要

未回収分の追加請求の配分方法

還元総額の算定概要

還元総額の配分方法

請求・支払フロー

その他の容量拠出金の関連情報

## 第7章. その他

本オークションの留意点

事業者への情報発信

各種資料等参照先

お問い合わせ先

FAQ

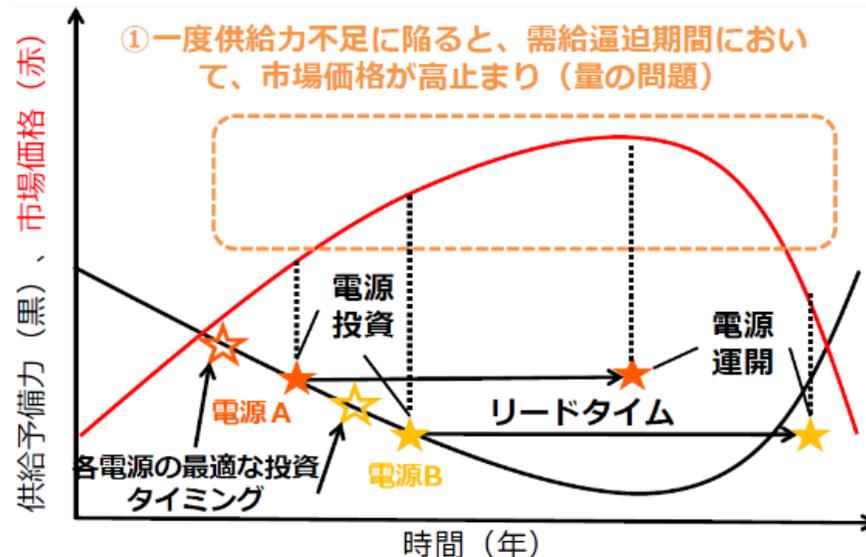
# 第1章 容量市場の概要

- 容量市場導入の目的
- 容量市場の仕組み
- 容量市場の構成
- メインオークション、長期脱炭素電源オークションの違い

- 小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による卸電力市場の取引拡大や市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下が懸念されます。投資予見性が低下すると、電源の新設・リプレース等が十分になされず、また既存発電所の閉鎖が進み、中長期的な供給力不足になる可能性があります。
- 中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。
- そのため、容量市場によって、一定の投資予見性を確保して電源投資を適切なタイミングで行っていただくことで供給力不足の回避とそれによる卸電力市場価格の安定化を目指します。

### 【供給予備力および市場価格の推移（イメージ）】

事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行うタイミングが最適な時期からずれた場合

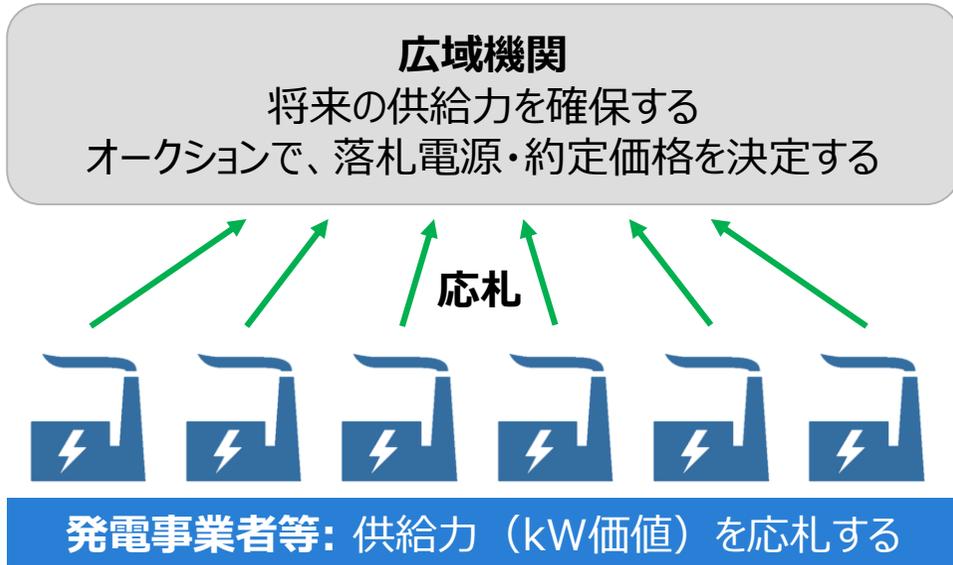


■ 本機関は、容量市場で全国で必要な将来の供給力を一括して確保します。

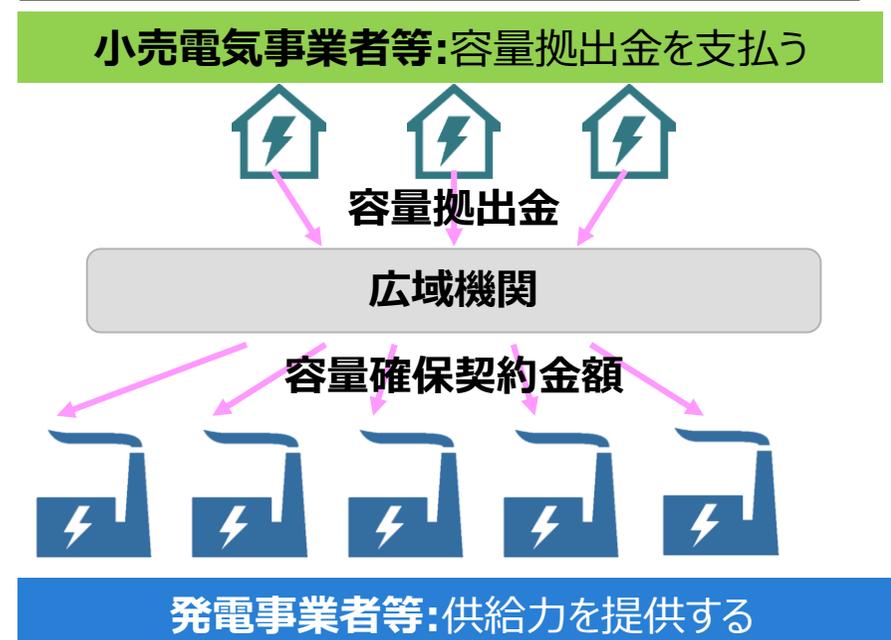
- ▶ 広域機関 : オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。実需給期間に、全ての小売電気事業者等※1から容量拠出金をいただき、発電事業者等（落札電源）に容量確保契約金額を支払います。
- ▶ 発電事業者等 : オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。
- ▶ 小売電気事業者等※1 : 容量拠出金を本機関に支払います。

※1 小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者

### オークションの開催



### 供給力の提供



# 第1章 容量市場の概要

## 容量市場の構成

- 容量市場は容量オークションと特別オークションで構成されている市場です。
- 2023年度に容量オークションの一部として新たに本オークションが創設されたため、第2章以降で詳細について説明いたします。

市場	市場を構成するオークション	オークション概要	
容量市場	容量オークション ※1	メインオークション	将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度の4年前に実施する
		追加オークション	メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力およびその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある <u>調達オークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する <u>リリースオークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する
		<b>2023年度創設</b> 長期脱炭素電源オークション	脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する
	特別オークション	安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する	

※1：将来の一定期間における需要に対して必要な供給力をオークションで募集する仕組み。

# 第1章 容量市場の概要

## メインオークション、長期脱炭素電源オークションの違い

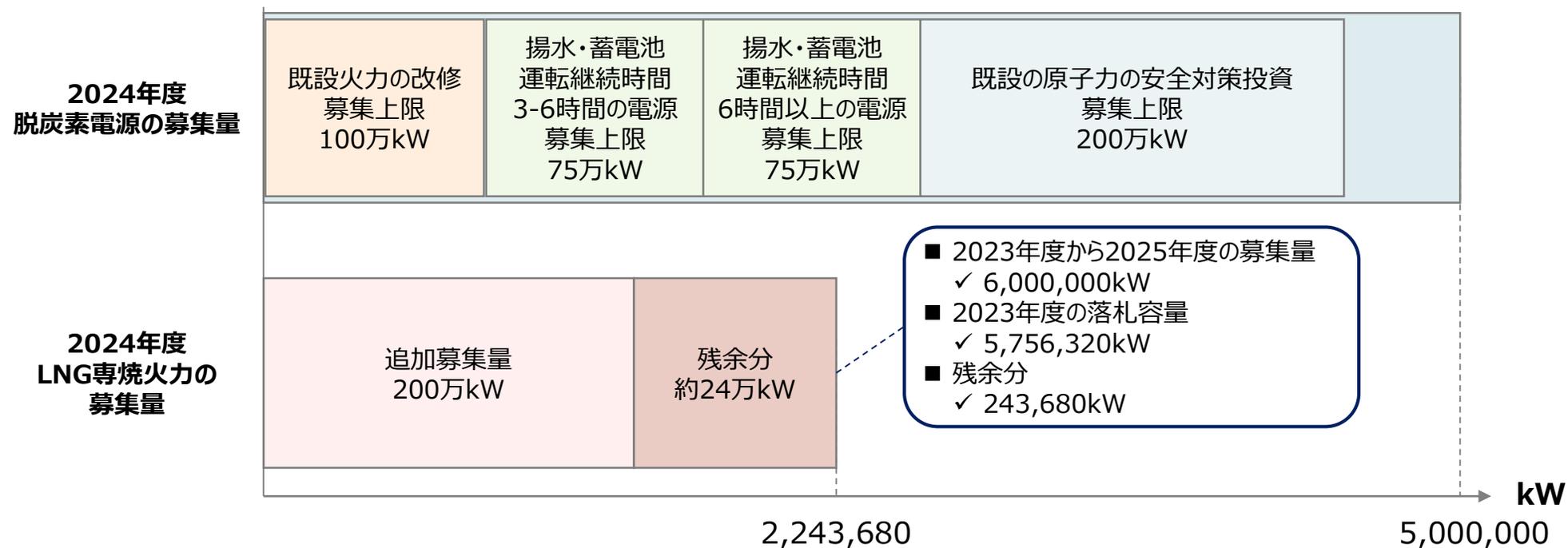
- 本オークションは新規電源投資（リプレース、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達するという趣旨から、メインオークションと違いがあります。

項目	メインオークション	長期脱炭素電源オークション
制度概要	一定の投資回収の予見性を確保し、将来の一定期間（単年度）における需要に対して必要な供給力を調達する	新規電源投資（リプレース、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達する
参加登録資格	電気供給事業者であり、自らまたは他者が所有する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること	国内法人であり、自らが維持・運用する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること
対象電源	実需給年度（メインオークションの場合、応札の4年後）に供給力を提供できる電源など	脱炭素電源の新設・リプレース等および改修（既設火力の脱炭素化への改修）における新規投資。 ただし、2023～2025年度はLNG専焼火力を含む
対象容量	1,000kW以上（期待容量ベース）	電源種別等に応じ <b>3～10万kW以上</b> （本オークションに参加可能な設備容量(送電端)ベース）
オークション方式	シングルプライス方式 ※地域間連系線に制約があり、各エリアの供給信頼度を経済的に確保するため、市場を分断して処理をすることがある	マルチプライス方式
供給力の提供期間	単年度	<b>原則20年</b> （20年より長期の提供期間を希望することも可能）
リクワイアメント <small>下線：本オークションのみに係るもの</small>	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 <b>供給力提供開始時期・供給力提供開始期限の遵守</b> 、供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応、 <b>脱炭素燃料の混焼率、変動電源の年間設備利用率、脱炭素化ロードマップの遵守</b>
容量提供事業者の収入	容量確保契約金額	<b>容量確保契約金額 - 事後的な還付額</b> ※ ※他市場収益の約9割にあたる金額
監視対象	市場支配力を有する事業者の売り惜しみ、価格つり上げ	応札価格、他市場収益

## 第2章 募集概要

- 募集量
- オークション参加対象となる事業者
- オークション参加対象となる電源
- オークション参加対象外となるケース
- オークション応札単位
- 上限価格
- 制度適用期間
- オークション～制度適用期間の流れ

- 本オークション（応札年度：2024年度）における 脱炭素電源の募集量は500万kW※1になります。脱炭素電源の募集量500万kW※1のうち、既設火力の改修（アンモニア・水素混焼、バイオマス専焼）は100万kW※1、揚水式水力・蓄電池（運転継続時間※2が3時間以上6時間未満）は合計で75万kW※1※3、揚水式水力・蓄電池（運転継続時間※2が6時間以上）は合計で75万kW※1※3、既設の原子力電源の安全対策投資は合計で200万kW※1 を募集量の上限とします。
- LNG専焼火力の新設・リプレースの募集量は2,243,680kW※1になります。



■ 本オークションの参加登録申請が可能な事業者は以下の通りです。

### 【参加登録が可能な事業者】

下記の①および②を満たす者を、参加登録が可能な事業者とみなします。

①

電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者とする。※1※2

②

国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）※3

※1：なお、参加登録の時点で、発電事業者の届出が完了している必要なし。落札後に発電事業者の届出を行うこと。

※2：必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電源の維持・運用業務について一義的な責任および権限を有していれば該当する。なお、一義的な責任および権限を有する者が複数存在する場合は、その中で代表者を決めて、代表者が応札すること。

※3：落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る）を含みます。コンソーシアムの場合は代表企業が応札すること。

- 本制度は巨額の初期投資に対して長期的な収入の予見可能性を付与するものであり、巨額の初期投資を伴うことが想定され、かつ、需給上の影響が大きい一定規模以上の次の電源が対象です。

### 脱炭素電源の新設・リプレース等

- CO<sub>2</sub>の排出防止対策が講じられていない火力発電所（石炭・LNG・石油）を除く、あらゆる発電所・蓄電池の新設・リプレース等が対象
  - 一定の基準を満たすバイオマスや合成メタンなど、発電時にCO<sub>2</sub>を排出するものの、発電前に温室効果ガスの削減に寄与する燃料を利用する電源を含む

### 脱炭素化に資する既設火力の改修

- 既設の火力発電所を脱炭素化のための改修が対象（新たに脱炭素化されたkW分が対象。混焼の場合、将来的な電源全体の脱炭素化が必要）
  - 「新設」よりも投資額も少なく、社会的費用の最小化につながるどころ、本制度措置の中で他の脱炭素電源と競争を行いながら導入していくことが国民負担の最小化を図ることにつながると思われる

### 将来的な脱炭素化を前提とした、LNG専焼火力の新設・リプレース

- 短期的な需給ひっ迫防止の観点から、将来的な脱炭素化を前提としたLNG専焼火力の新設・リプレースが対象
  - 比較的CO<sub>2</sub>排出量が少なく調整力としても期待できるLNG火力のみを対象
  - 供給力提供開始から10年後までの間に脱炭素化に向けた対応を開始し、2050年までに脱炭素化することを条件として対象

# 第2章 募集概要

## オークション参加対象となる電源 (2/2)

- 本オークション（応札年度：2024年度）は、募集要綱にて電源種毎に定められた諸条件を満たす電源のみ参加対象となります。
- 募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除きます。

対象	電源種別	燃料または発電方式	専焼/混焼	新設・リプレイス等/改修	供給力提供開始期限 [年] ( )内は法・条例アセス済みの場合	本オークションに参加可能な設備容量 (送電端) ※1[万kW以上]	電源等区分	
脱炭素電源	太陽光	—	—	新設・リプレイス	5(3)	10	変動電源	
	風力	陸上風力、洋上風力	—	新設・リプレイス	8(4)	10	変動電源	
	蓄電池	—	—	新設・リプレイス	4	3※3	安定電源	
	水力	揚水	—	新設・リプレイス・既設の大規模改修※2	12(8)			
		一般(貯水式)	—	新設・リプレイス	12(8)			3
		一般(調整式)	—					
		一般(流込式)	—				変動電源	
		地熱	—	—	新設・リプレイス	11(7)	10	安定電源
		原子力	—	—	新設・リプレイス・既設の安全対策投資※4	17(12)	10	安定電源
		火力 ※5※6	水素	専焼	新設・リプレイス/改修	11(7)	10 (新設・リプレイス) 5 (改修)	安定電源
混焼								
アンモニア	混焼		改修	11(7)	5			
		バイオマス※7	専焼	新設・リプレイス/改修	11(7)	10		
LNG専焼火力	火力	LNG火力	専焼	新設・リプレイス	8	10	安定電源	

※1 設備容量（発電端）から、当該電源の所内消費電力および自家消費（ガスタービンから発生する蒸気を他者に販売する等、自家消費と同様と考えられる取引を含む）のために必要な容量、自己託送および特定供給のために必要な容量ならびに特定送配電事業者が利用するために必要な容量等、長期脱炭素電源オークションの要件を満たさない発電容量、FIT・FIPの適用対象となる容量を控除した容量

※2 「オーバーホール（水車および発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」が該当

※3 本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの

※4 2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資であり、2013年7月の新規制基準導入後初めて再稼働する前の電源を対象

※5 「CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）付火力」や「アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレイス」、「アンモニア専焼火力の新設・リプレイス」、「合成メタンを燃料とする発電所」は、本制度の対象だが、現時点では応札が想定されないこと、上限価格を設定することが困難であることを踏まえ、2024年度のオークションでは対象外

※6 本オークションで落札した既設の火力電源に対し脱炭素化に向けて追加的なリプレイスを実施する場合は、原則として、ビルド&スクラップにて対応すること。当該対応が困難な場合には、当該電源の落札後4年後の年度末までの間供給力の提供を継続することを条件に、スクラップ&ビルドでの対応を認める

※7 既設火力をバイオマス専焼にするための改修案件（同一プラントの一部の設備容量が別の脱炭素技術（アンモニア等）による設備容量である場合を含む）は、改修によって新たに増加する脱炭素化kW分を本制度の対象とし、燃料の専焼に至るまでは7割以上の混焼比率が必要

■ 本オークションの参加対象となる電源であっても、以下のケースに該当する電源は参加できません。

- 既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源。電源等差替によって、差替電源等として市場に参加した場合も参加不可※1
- FIT、FIP電源※2
- 電源入札で落札した電源※3
- 専ら自家消費にのみ供される電源※4
- 専ら自己託送および特定供給のみに供される電源※4
- 専ら特定送配電事業者が利用する電源※4
- 制度適用期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約がない電源

※1：2022年11月に実施されたメインオークションで初めて落札した電源は参加可能。既設の火力電源について脱炭素化のための改修を前提とせずにメインオークション・追加オークションにおいて落札した後に脱炭素化に向けた改修を行う電源（電源等差替によって差替先として市場に参加した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含みます）は参加可能。

※2：FIT・FIP適用対象以外の供給力分については参加可能。

※3：本機関の業務規程第33条に基づく電源を指す。

※4：自家消費、自己託送および特定供給、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合はオークション参加可能。

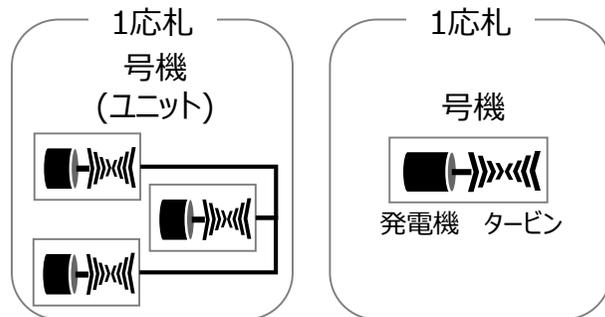
- 応札単位は電源（ユニット、号機）単位となります。※1
- 合理的理由がある場合は例外的に異なる単位での応札が認められます。（但し、異なる場所の電源を1応札単位にまとめることはできません）
  - 複数の電源を集約し計量することが一般的な電源種の場合（例：太陽光発電、風力発電など）
  - その他、合理的理由が認められると本機関が判断した場合

### 【応札単位のイメージ】

#### 基本的な応札単位

電源（ユニット、号機）単位での応札  
（プラントに単独の電源しかない場合はプラント単位となる）

ユニット、号機ごと

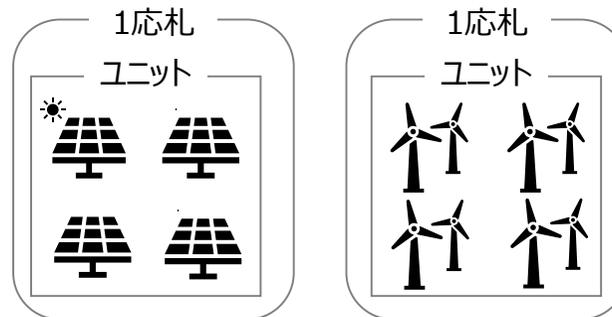


#### 例外的に認められる応札単位の例

複数の発電機を集約し計量することが  
一般的な電源種の応札

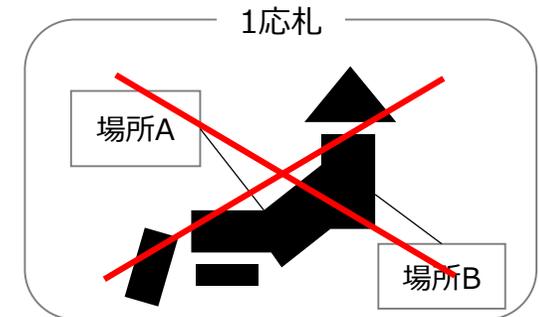
太陽光発電

風力発電



#### 認められない応札単位

異なる場所同士を1単位として応札



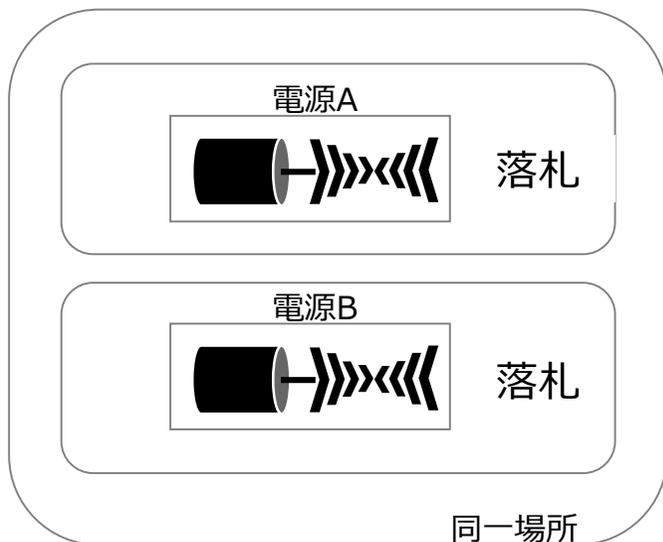
※1：落札電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、電源単位毎に特定計量器を設置すること。また、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求める。ただし、一般送配電事業者によって特定計量器が既に電源毎に設置されている場合など、特定計量器の設置を行わずとも落札電源のリクワイアメントの確認が可能な場合は、別途特定計量器を設置する必要はない。

## (参考) 同時落札条件の詳細 (1/2)

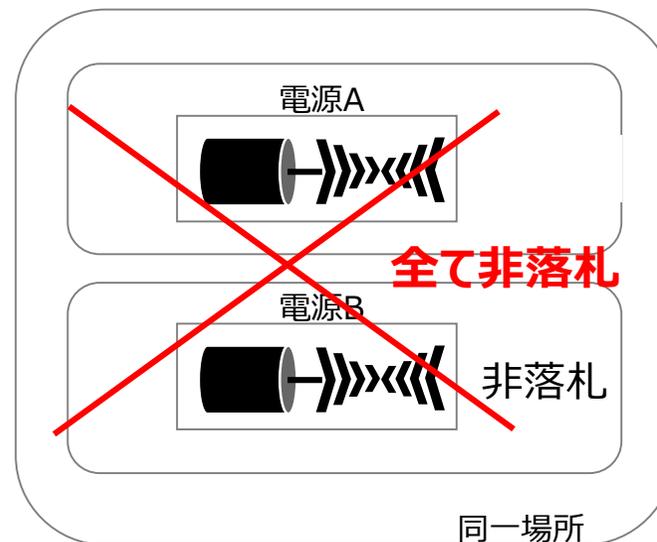
- 複数電源が共有設備を有する場合において、特定の電源が非落札となった場合は、共有設備の費用が賄えないことから、同時落札条件を付与することが可能です。
- 同時落札条件とは、同一場所、もしくは主要な共用設備（燃料基地に限定）を持った異なる場所の複数電源（ユニット、号機）に対し、電源毎に応札したものの特定の電源が非落札となった場合に残りの電源も自動的に非落札とする条件です。

### 【同時落札条件のイメージ】

同時落札条件を付けた全ての電源が  
落札した場合は落札



同時落札条件を付けた特定の電源が  
非落札の場合は全ての電源が非落札



■ 以下の組合せの場合、他電源との同時落札条件を付与し、その合計の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）をもって、電源種毎の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）の電源等要件を満たすことが可能です。

凡例  
 ○ : 同時落札条件を付与し合算が可能  
 × : 同時落札条件を付与し合算が不可能

		同時落札条件付き電源B								
		脱炭素電源						LNG専焼火力		
		安定電源			変動電源			安定電源		
		A.新設・リプレースまたは安全対策投資 a.火力電源 b.原子力電源 c.地熱電源 d.バイオマス電源	B.既設の火力電源のバイオマス専焼への改修	C.既設の火力電源のアンモニアまたは水素混焼への改修	D.新設・リプレースまたは大規模改修 ・水力(調整式、貯水式、揚水式) ・蓄電池	E.新設・リプレース a.太陽光発電 b.陸上風力発電 c.洋上風力発電	F.水力電源(流込式)の新設・リプレース	・LNGのみを燃料とする火力電源の新設・リプレース		
同時落札条件付き電源A	脱炭素電源	安定電源	A .新設・リプレースまたは安全対策投資 a.火力電源 b.原子力電源 c.地熱電源 d.バイオマス電源	○	○	○	×	○	×	×
		B.既設の火力電源のバイオマス専焼への改修	○	○	○	×	○	×	×	
		C.既設の火力電源のアンモニアまたは水素混焼への改修	○	○	○	×	○	×		
		D.新設・リプレースまたは大規模改修 ・水力(調整式、貯水式、揚水式) ・蓄電池	×	×	×	×	×	×	×	
	変動電源	E.新設・リプレース a.太陽光発電 b.陸上風力発電 c.洋上風力発電	○	○	○	×	○	×	×	
		F.水力電源(流込式)の新設・リプレース	×	×	×	×	×	×	×	
		LNG専焼火力	安定電源	・LNGのみを燃料とする火力電源の新設・リプレース	×	×	×	×	×	○

※ : 同一場所（託送供給等約款で定める1発電場所）に限る。  
 ※ : 各電源の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は3万kWに達する必要がある。  
 ※ : 本オークションに参加可能な設備容量（送電端）についてはP43でご説明する。

■ 本オークションの応札価格には上限価格が設定されており、電源種毎に、新設・リプレース等<sup>※1</sup>・改修の区分により上限価格が異なります。上限価格以下での応札が必要となります。

### 【新設・リプレース等の大規模投資】

電源種	新設の上限価格(円/kW/年)	リプレース等の上限価格(円/kW/年)
太陽光	100,000	
風力	100,000	
水力（貯水式・調整式・流込式）	100,000	50,884
揚水（運転継続時間3時間以上6時間未満の場合）	100,000	56,545～77,509 <sup>※2</sup>
揚水（運転継続時間6時間以上の場合）	100,000	87,683～93,883 <sup>※2</sup>
蓄電池（運転継続時間3時間以上6時間未満の場合）	56,545～77,509 <sup>※2</sup>	
蓄電池（運転継続時間6時間以上の場合）	87,683～93,883 <sup>※2</sup>	
地熱	100,000	全設備更新型：97,104 地下設備流用型：58,262
バイオマス	100,000	
原子力（既設の原子力電源の安全対策投資を含む）	100,000	
火力（水素10%以上混焼、水素専焼）	100,000（水素の燃料費のうち固定費部分（当該部分の事業報酬を含む）を除いた部分は50,062）	
LNG専焼火力	38,014	

### 【既設火力の改修】

電源種	上限価格(円/kW/年)
水素10%以上の混焼にするための改修	100,000
アンモニア20%以上の混焼にするための改修	100,000（アンモニアの燃料費のうち固定費部分（当該部分の事業報酬を含む）を除いた部分は76,653）
バイオマス専焼にするための改修	100,000（バイオマスの燃料費のうち固定費部分（当該部分の事業報酬を含む）を除いた部分は84,008）

- 制度適用期間は本オークションで落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度を始期として以降、原則20年間となります。
- 制度適用期間は全電源共通で20年を原則としつつ、20年よりも長期の適用期間（1年単位）を希望することも可能です。また、制度適用期間の開始は2027年度以降となります。

### 【制度適用期間の開始・終了タイミングの例】



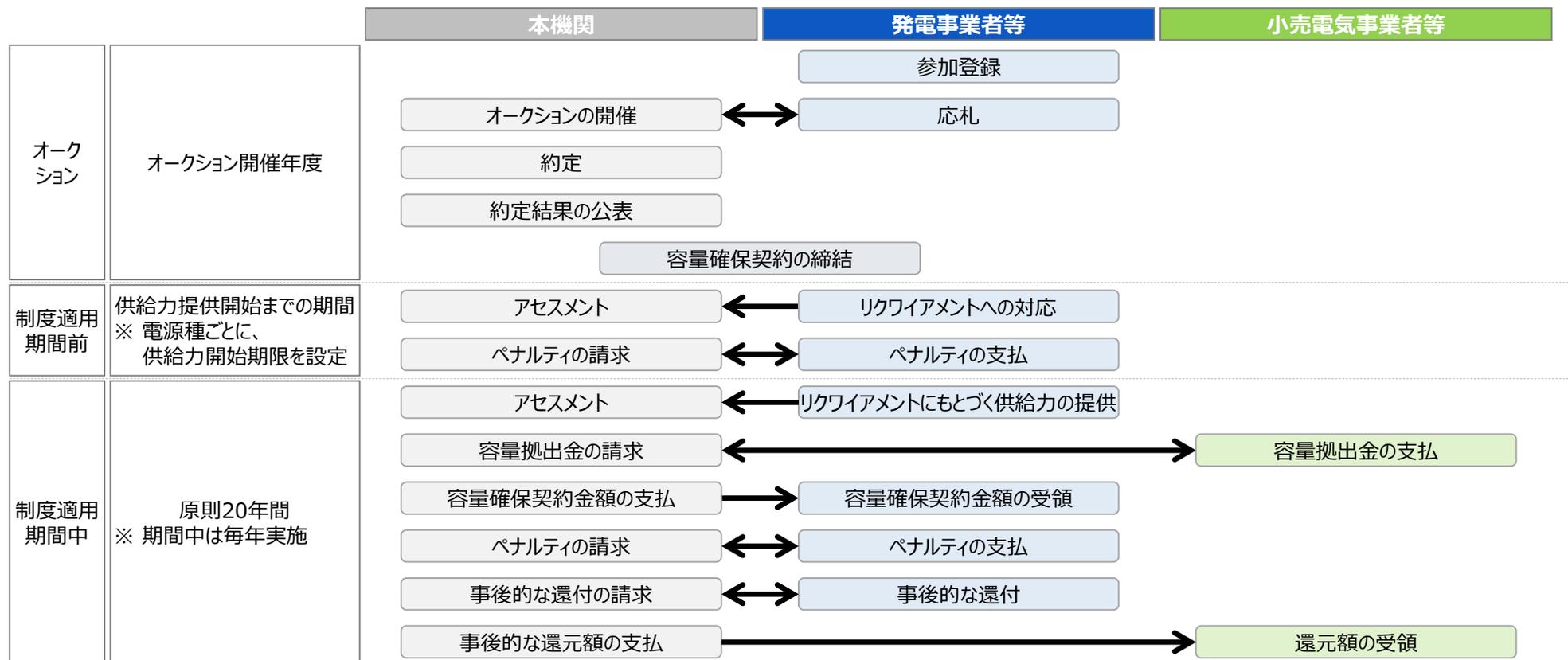
仮に2027年度<sup>※1</sup>に供給力提供を開始する場合、2028年度より制度適用期間が開始されます

※1：各年の4月1日から翌年の3月31日までが1年度となる。例えば、2023年度は2023年4月1日から2024年3月31日まで。

# 第2章 募集概要

## オークション～制度適用期間の流れ

- 本オークションで落札した、発電事業者等は容量確保契約を締結のうえ、制度適用期間前および期間中に、必要なリクワイアメントへの対応を行い、供給力を提供することで、リクワイアメントの達成/未達成状況に応じた容量確保契約金額の受領またはペナルティの支払を行います。
- 小売電気事業者等は、容量確保契約金額の原資である容量拠出金を支払います。



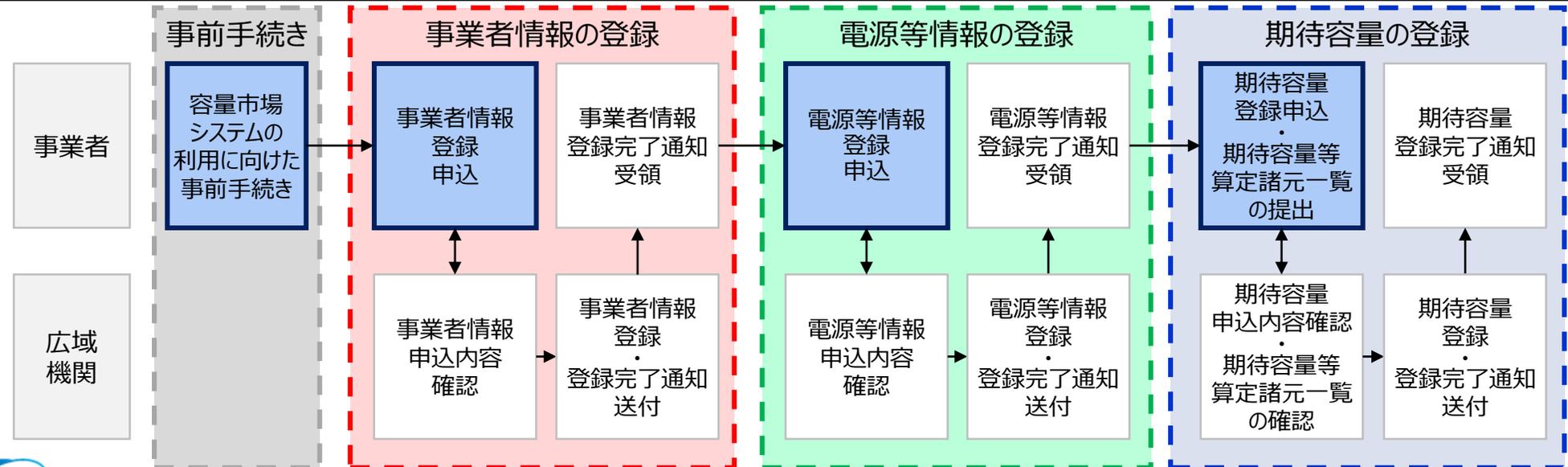
## 第3章 参加登録

- 参加登録の概要
- 容量市場システムの利用に向けた事前手続き
- 事業者情報の登録の申込み
- 電源等情報の登録の申込み
- 期待容量の登録の申込み

# 第3章 参加登録

## 参加登録の概要

- 本オークションに応札するために容量市場システムを利用して参加登録を行う必要があります。
- 参加登録に係る主要手続きは、「事前手続き」、「事業者情報の登録」、「電源等情報の登録」、「期待容量の登録」の4つがあり、応札を希望する事業者は、事前に公表したマニュアルを確認のうえ、各手続きを滞納なく進める必要があります。
- 「事業者情報の登録」、「電源等情報の登録」、「期待容量の登録」については、それぞれ各事業者が登録した後に本機関にて審査を行い、定められた期間内に合格となった電源に対し参加登録申請者へ登録完了の旨を通知しますので、次のステップに進むことができます。
  - 登録済の情報の修正が必要と判断した場合は、各登録受付期間内に修正してください。なお、登録受付期間終了後は本機関から指示がある場合を除き、約定結果の公表まで内容の変更は行えません。
- 参加登録全ての手続きが合格になった電源には、本オークションの参加資格通知書が発行されます。



## 容量市場システムの利用に向けた事前手続き

- 容量市場システムでの参加登録にあたり、事前に以下を取得しておく必要があります。
  - 事業者コード
  - クライアント証明書
- 既に容量オークションに参加し取得済みの場合はそのままご利用いただけます。
- 未取得の場合、あるいはクライアント証明書が期限切れの場合、取得手続きが必要です。
- 申込みが集中した場合、取得には最大 3 週間程度の時間を要する可能性がありますので、早めの事前手続きをお願いいたします。
- 詳細については、本機関HP「容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて」を参照願います。

- 容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて

[https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryou\\_jizentetsuzuki.html](https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryou_jizentetsuzuki.html)

クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。

- クライアント証明書については以下をご参照ください

- クライアント証明書の認証局

[https://www.occto.or.jp/occtosystem2/client\\_shoumeisho.html](https://www.occto.or.jp/occtosystem2/client_shoumeisho.html)

- 参加登録申請者は、容量市場システムに事業者情報の登録の申込みを行っていただきます。
- 既に容量オークションで事業者情報を登録しオークションに参加済みの事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ、登録が完了した旨と容量市場システムへのログイン情報を通知します。

## 事業者情報の登録項目および提出書類

登録項目	提出書類
<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業者コード</li><li>● 参加登録申請者名※1</li><li>● 所在地</li><li>● 銀行口座</li><li>● 担当者名</li><li>● 担当者の連絡先 (電話番号、メールアドレス、住所、所属部署)</li><li>● クライアント証明書のシリアルNo.</li><li>● クライアント証明書のIDおよびその有効期限</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書 (長期脱炭素電源オークション募集要綱 様式1参照、容量市場システムに捺印済み書類を登録してください。なお、本機関への原本の郵送は不要です。)</li></ul> <p>※1：参加登録申請者名は、法人としての正式名称又はコンソーシアムの名称とともにコンソーシアムの代表企業の正式名称を登録してください</p>

- 事業者情報の登録が完了した参加登録申請者は、ログイン情報の通知を受けた後、電源等情報の登録を行って頂きます。
- 電源等情報は、制度適用期間に想定される情報を登録してください。
- 登録項目は、基本情報・詳細情報共に、電源毎に登録していただきます。 ※1
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

## 電源等情報の登録の申込み手続き

## 手続き内容

電源等情報の登録の申込み手続き	手続き内容
基本情報の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 容量を提供する電源等の区分や、制度適用期間など、電源の基本的な情報を登録します</li> <li>• 項目は、全電源種共通です</li> </ul>
詳細情報の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 号機の名称や設備容量など、電源の詳細な情報を登録します</li> <li>• 項目は、電源種によって異なります</li> </ul>
事業計画書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者の事業実施能力や事業継続の確実性が十分か確認するための情報を提出いただきます</li> </ul>
燃料調達計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>• バイオマスの電源に係る燃料調達の確実性が十分か確認するための情報を提出いただきます</li> </ul>
蓄電池に係る事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 蓄電池に係る事業規律の確保状況を確認するための情報を提出いただきます</li> </ul>
脱炭素化ロードマップの提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 火力電源の脱炭素化への道筋を確認するための情報を提出いただきます</li> </ul>

- 電源等情報に係る、基本情報の登録項目、およびその証憑となる提出書類は、以下のとおりです。※1
  - 基本情報の登録項目、提出書類は、安定電源・変動電源共通です。
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出いただきます。  
ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。

	登録項目	提出書類
基本情報	容量オークション区分	-
	容量を提供する電源等の区分	-
	制度適用開始年度	-
	事業者コード	-
	電源等の名称	-
	受電地点特定番号	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	-
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類

- 安定電源の詳細情報の登録項目、およびその証憑となる提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出いただきます。  
ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。

	登録項目	提出書類
全電源種共通	号機単位の名称	-
	号機単位の所有者	-
	電源種別の区分	-
	発電方式の区分	-
	新設・リプレース等/既設火力の改修の区分	-
	設備容量（送電端）	接続検討回答書
	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）※3	-
	自家消費に供出する設備容量	各種証憑書類
	自己託送に供出する設備容量	各種証憑書類
	特定供給に供出する設備容量	各種証憑書類
	特定送配電事業者に供出する設備容量	各種証憑書類
	供給力提供開始時期	-
	調整機能※4の有無	「有」の場合 ・余力活用に関する 契約を締結したことが わかる書類（契約書 の写し等）
	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無	-
	FIT/FIP認定ID ※FIT/FIP認定IDを登録する場合に限る	-
	特定契約の終了年月	-
相対契約上の計画変更締切時間	-	
発電BGコード	-	
電源の起動時間	-	

	登録項目	提出書類
全電源種共通	環境アセスメント完了年度(見込みを含む)	-
	同時落札条件の対象有無	-
	同時落札条件の対象となる電源等の名称および事業者コード	-
水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス（既設改修に限る。）に限った登録項目	脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への応札）	脱炭素化ロードマップ
水素・アンモニア混焼火力に限った登録項目	価格差に着目した支援制度適用の希望の有無	-
	拠点整備支援制度適用の希望の有無	-
LNG専焼火力に限った登録項目	脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への応札）	脱炭素化ロードマップ

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合がある。  
 ※2：今後、設備投資が必要であり、電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指す。  
 ※3：既設火力の改修の場合は、新規投資によって新たに生じる脱炭素化された容量部分の数値を記載すること。設備容量（送電端）を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量（既設火力の改修の場合は、これら容量の新たに生じる脱炭素化された容量割合分）、FIT・FIPの適用対象となる容量を除いた数値を記載すること。  
 ※4：需給調整市場における商品の要件を満たす機能がある場合は調整機能「有」で登録する必要がある。なお、火力（既設火力の改修を除く）、揚水式水力、蓄電池については、調整機能「有」で登録する必要がある。

- 変動電源の詳細情報の登録項目、およびその証憑となる提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出頂きます。  
ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。

	登録項目	提出書類
全電源種 共通	号機単位の名称	-
	号機単位の所有者	-
	電源種別の区分	-
	発電方式の区分	-
	新設・リプレース等の区分	-
	設備容量（送電端）	接続検討回答書
	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）※3	-
	自家消費に供出する設備容量	各種証憑書類
	自己託送に供出する設備容量	各種証憑書類
	特定供給に供出する設備容量	各種証憑書類
	特定送配電事業者に供出する設備容量	各種証憑書類
	供給力提供開始時期	-

	登録項目	提出書類
全電源種 共通	FIT/FIP認定ID ※FIT/FIP認定IDを登録する場合に限る	-
	特定契約の終了年月	-
	相対契約上の計画変更締切時間	-
	発電BGコード	-
	電源の起動時間	-
	環境アセスメント完了年度(見込みを含む)	-
	同時落札条件の対象有無	-
	同時落札条件の対象となる電源等の名称 および事業者コード	-

- ※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合がある。  
 ※2：今後、設備投資が必要であり、電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指す。  
 ※3：設備容量（送電端）を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量、FIT・FIPの適用対象となる容量を除いた数値を記載すること。

# 第3章 参加登録

## (参考) 接続検討回答書の提出要件

- 本機関HPにて、本オークションにおける証憑書類(接続検討回答書)について公表しております。
- 本オークションにおける接続検討回答書の提出要件は以下の通りです。

提出要件	要件詳細
提出書類として扱う 接続検討回答書	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 提出する接続検討回答書は、本オークションへ応札を予定している発電設備等のものである必要があります。 なお、新規に連系を予定する電源に加えて、リプレースや既設設備の改修など、応札を予定している発電設備等が、既設設備から変更となる場合においても、変更後の発電設備等の接続検討回答書を提出していただく必要があります</li><li>✓ 接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことがわかる書類を接続検討回答書とあわせて提出頂くことで、証憑として受け付けます なお、接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例をふまえて判断します</li><li>✓ 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類を提出頂くことで、証憑として受け付けます</li></ul>
提出期限	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 接続検討回答書は、原則、電源等情報登録時（2024年10月21日(月)～10月25日(金)）にご提出頂きます</li><li>✓ ただし、水力電源および蓄電池に限り、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、2024年11月28日まで「接続検討回答書」の提出を受け付けます</li><li>※ 接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します</li><li>※ 電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加いただけませんのでご注意ください</li></ul>
有効期限	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 接続検討回答書は原則として2023年6月21日以降に発行されたものであれば、証憑として受け付けることとし、有効期限は問いません</li><li>✓ 接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、接続検討回答書の発行日は問いません</li><li>✓ 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合、そのことがわかる書類の発行日は問いません</li></ul>

- 本オークションでは、電源等情報の登録において事業計画書および燃料調達計画、蓄電池に係る事業計画、脱炭素化ロードマップを提出いただきます。
- 各種様式は提出時点で確度の高い情報をもとに作成してください。
- 各種様式は本機関HPよりダウンロードし、必要事項を記入したうえで、添付資料を容量市場システムにアップロードしてください。

様式	目的	対象電源種	作成・提出方法
事業計画書	事業者の事業実施能力や事業継続の現実性が十分かを確認すること	全電源種	① 本機関HP※より、様式をダウンロード ② 必要事項を記入 ③ 容量市場システムにアップロード
燃料調達計画	バイオマスの電源に係る燃料調達の現実性が十分かを確認すること	バイオマス専焼火力	
蓄電池に係る事業計画	蓄電池に係る事業規律の確保状況を確認すること	蓄電池	
脱炭素化ロードマップ	火力電源の脱炭素化への道筋を確認すること	水素専焼火力（グレー水素に限る） 水素混焼火力 アンモニア混焼火力（既設改修に限る） バイオマス専焼火力（既設改修に限る） LNG専焼火力	

- 事業計画書は本オークション募集要綱「（様式2）事業計画書」のフォーマットに沿って、電源毎に必要な項目を記入してください。
- 必要となる添付書類は事業者及び電源によって異なりますので、該当有無を確認のうえ提出してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合であっても、事業計画書の更新および本機関への提出は不要です。

事業計画書の応札電源の名称等で提出が必要な添付書類

対象者	添付書類が必要な入力項目	添付書類
全応札事業者	発電設備の出力	接続検討回答書
	系統接続に係る事項	
	事業実施計画	環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類
発電設備の所有者と異なる応札事業者	発電設備の所有者	応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図
プロジェクトファイナンス利用の 応札事業者	資金調達計画	金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類
		金融機関の関心表明書又はコミットメントレター
プロジェクトファイナンス以外の 応札事業者		事業者名義の誓約書(資金調達に係る)
補助金を受領する応札事業者	補助金の受領額	補助金の受領及びその額を証する書類

- 燃料調達計画は本オークション募集要綱「（様式3）燃料調達計画」のフォーマットに沿って、燃料種毎に必要な項目を記入のうえ添付書類を用意してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更後の計画を作成し、本機関に提出してください。
- 「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に関する変更が生じる場合は、事前に変更元・変更先の都道府県・森林管理局と調整し、関係者との調整状況を更新してください。

事業計画書の応札電源の名称等で提出が必要な添付書類

対象者	添付書類が必要な入力項目	添付書類
共通	燃料調達計画	燃料の安定調達を確認できる書類
		ライフサイクルGHGを確認できる書類
国内の森林に係る木質バイオマスを使用するバイオマス電源の応札事業者	関係者との調整状況	「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類
		バイオマス燃料の調達及び使用計画書
輸入木質バイオマス燃料を使用するバイオマス電源の応札事業者	燃料調達計画	「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類
		「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく合法性、持続可能性に関する書類
農産物バイオマス燃料を使用するバイオマス電源の応札事業者		バイオマス発電設備に係る燃料調達計画の添付書類

- 蓄電池に係る事業計画は本オークション募集要綱「(様式4) 蓄電池に係る事業計画」のフォーマットに沿って、電源等情報登録時点で導入可能性が最も高い蓄電池に関して、必要項目を記入のうえ添付書類を用意してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更後の計画を作成し、本機関に提出いただき、再度審査を行います。審査に合格しない限り変更は認められません。
- 本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合があります。

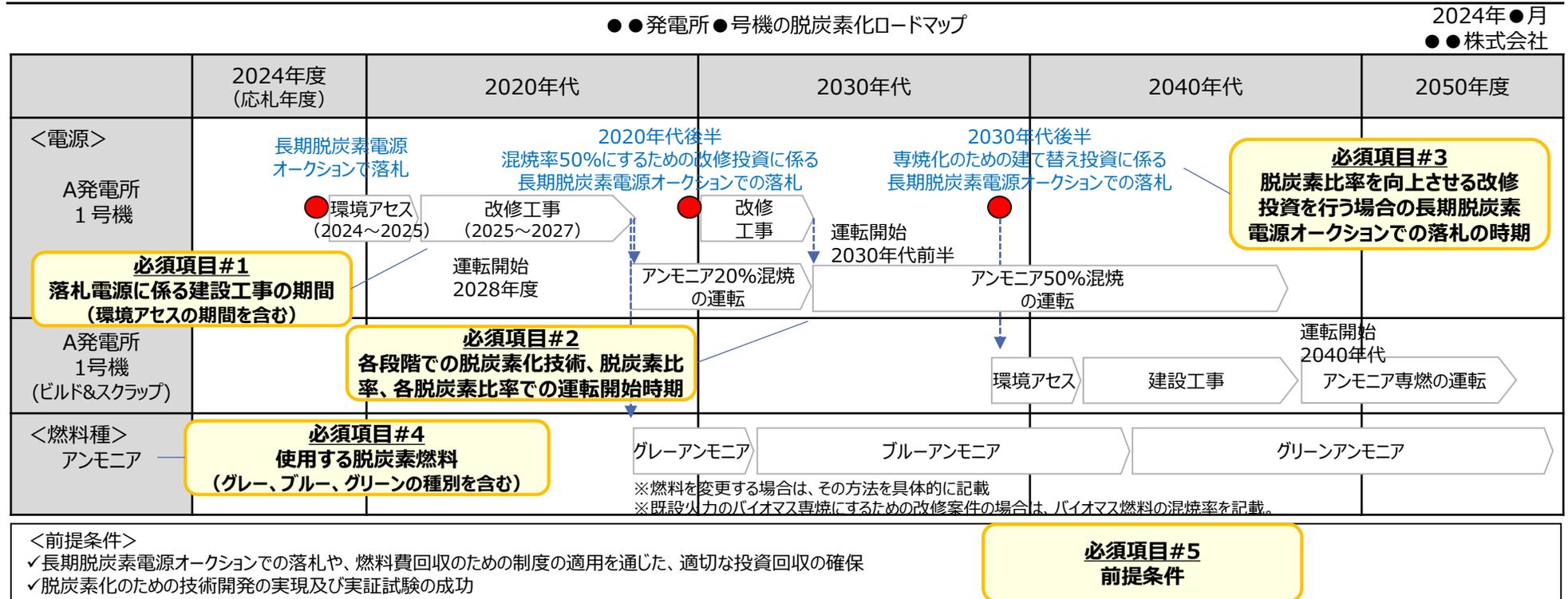
記入情報		対象蓄電池	主な記入内容	添付資料
1.	導入予定の蓄電池のメーカー・型番	全ての蓄電池	蓄電池セル等に係る種別/メーカー名/型番	【添付資料1】各種メーカー名・型番等を記載した蓄電システムの見積書
			制御部分(BMS、EMS)に係るメーカー名/型番	
			電力変換装置(パワーコンディショナ部分)に係るメーカー名/型番	
2.	安全設計	(1)全ての蓄電池共通事項	基準を満たす蓄電池を導入することを宣誓(チェックボックス)	【添付資料2】第三者認証を取得していることの証明書 【添付資料3】類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書等 【添付資料4】JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等 【添付資料5】類焼に関する安全性能に対する第三者評価通知書等
		(2)リチウムイオンのみ	添付資料2・3として提出	
		(3)リユースのみ	添付資料4として提出	
		(4)NASのみ	添付資料5として提出	
3.	発煙・発火の事故への対応	国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合	添付資料6として提出	【添付資料6】当該蓄電池モジュールメーカーより、過去10年間の年間の事故件数と、主要な事故10件について、事故の原因と対策を示した資料
4.	公衆安全の確保	全ての蓄電池	消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置を行うことを宣誓(チェックボックス)	-

- 蓄電池に係る事業計画は本オークション募集要綱「（様式4）蓄電池に係る事業計画」のフォーマットに沿って、電源等情報登録時点で導入可能性が最も高い蓄電池に関して、必要項目を記入のうえ添付書類を用意してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更後の計画を作成し、本機関に提出いただき、再度審査を行います。審査に合格しない限り変更は認められません。
- 本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合があります。

記入情報	対象蓄電池	主な記入内容	添付資料
5. セキュリティ対策	全ての蓄電池	「電力制御システムセキュリティガイドライン」、「IoT開発におけるセキュリティ設計の手引き」等に基づき、適切かつ十分なセキュリティ対策を行うことを宣誓(チェックボックス)	-
6. 地元調整の状況	全ての蓄電池	添付資料7として提出	【添付資料7】地元ステークホルダーの理解を得ていることを示す書類
7. 廃棄物処理法上の広域認定取得	全ての蓄電池	添付資料8～11として提出※1 広域認定を取得しているメーカーに委託して廃棄処分すること等を宣誓（チェックボックス）	【添付資料8】廃棄物処理法上の広域認定において、セル・モジュール等について認定を取得していることの証憑 【添付資料9】認定を未取得の場合は、電源等情報登録の期間に環境省廃棄物規制課が受理していることを確認できる書類 【添付資料10】2025年1月9日までに当該認定を取得したことを確認できる書類 【添付資料11】落札事業者から蓄電システムについて廃棄処分の依頼があった場合には、拒まないことについてメーカーが誓約する書類
8. レジリエンス	全ての蓄電池	添付資料12・13として提出	【添付資料12】異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制の内容について記載した資料 【添付資料13】蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料

- 「(様式5) 脱炭素化ロードマップ」のフォーマットに沿って、脱炭素化までのロードマップを、電源毎に作成ください。
- 提出対象となる電源種は、水素専焼火力(グレー水素に限る)、水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス(既設改修に限る)、LNG専焼火力の電源を応札する場合のみです。
- 脱炭素化ロードマップにおいて、2050年までの脱炭素化の道筋が示されていない、技術開発動向に比べて脱炭素化の取り組みが明らかに遅い、将来の脱炭素化の比率が現行の技術水準に比べて一定の技術進展を織り込んでいない等、本制度の対象とすることがふさわしくない場合には、応札が認められない場合があります。

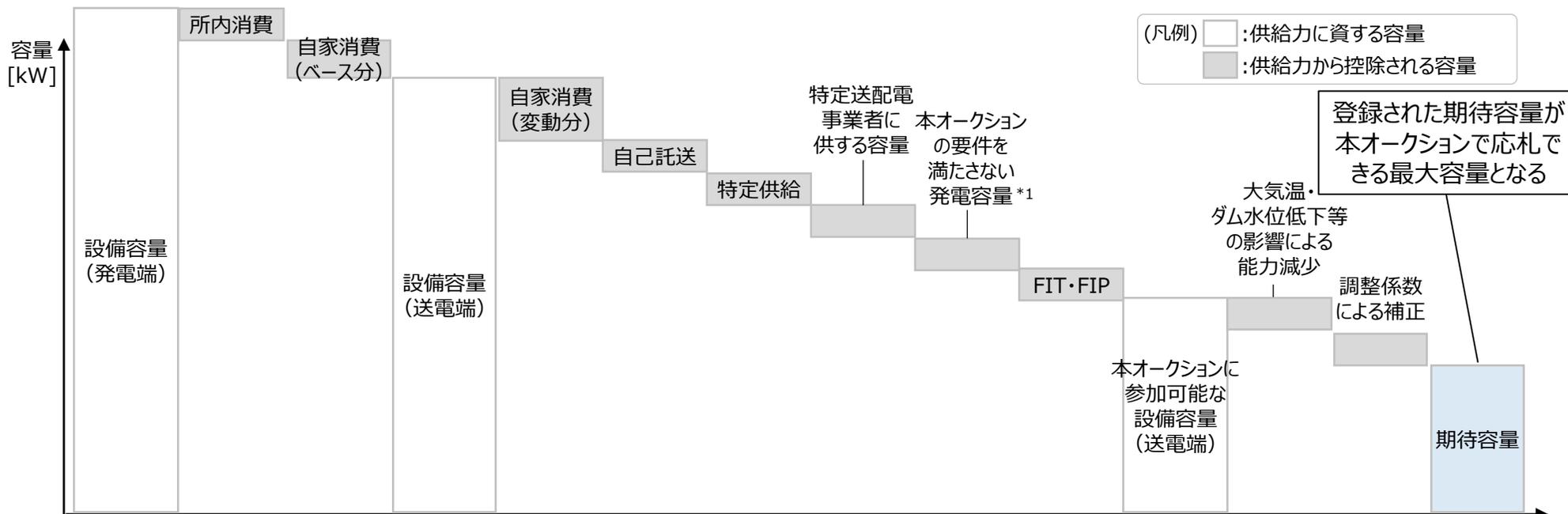
記入例



## 期待容量の登録の申込み – 期待容量とは

- 期待容量は、「電源等情報として登録した設備容量のうち、制度適用期間において供給区域の供給力として期待できる容量」を指し、kW単位で登録します。
- 登録いただいた期待容量は、制度適用期間（原則20年）の全年度共通の期待容量として取り扱います。
- 期待容量は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」（以下「供計ガイドライン」）に基づき、算定されます。ただし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供する容量などは除いたうえで、公表された調整係数を乗じて算出します。

期待容量の考え方



\*1 : 本オークションの要件を満たさない発電容量のうち、自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供する容量は、この段階では控除済のため、残りの容量を控除します。例えば、既設火力の化石燃料による供給力部分が該当。

詳細は、第77回制度検討作業部会P13をご参照すること

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/seido\\_kento/pdf/077\\_03\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/077_03_01.pdf)

## 期待容量の登録の申込み – 期待容量の登録方法

- 「期待容量等算定諸元一覧」（以下「算定諸元一覧」）を用いて、期待容量を算出してください。
  - 算定諸元一覧で算出された数値を、期待容量を容量市場システムに登録してください
  - 1電源単位の中にFITと非FITが混在する電源の場合、非FIT分の期待容量で算定します。
- 算定諸元一覧は本機関HP※より、登録する電源に応じた様式を入手し、入力してください
  - 入力後の算定諸元一覧は、期待容量登録時に提出してください。
- 期待容量の算定には、応札年度に本機関HP※にて公表する調整係数を用います。ただし、調整係数は期待容量の算定に用いた値を制度適用期間にわたり適用し、実需給年度ごとに変更することはありません。

### 期待容量の登録

実施事項	内容
期待容量等算定諸元一覧への入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本機関HP※より、登録する電源に応じた様式の、算定諸元一覧を入手し、各種情報を入力します</li> <li>• 調整係数などをもとに年間の期待容量が算定されます</li> </ul>
期待容量の登録・諸元一覧の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 期待容量算定諸元一覧上で算定された数値を、期待容量を容量市場システムに登録してください</li> <li>• 入力済みの算定諸元一覧を容量市場システムにアップロードしてください</li> </ul>

- 算定諸元一覧に必要な情報を入力することで、調整係数を乗じた期待容量が自動算定されます。
- 算定された期待容量を容量市場システムに登録してください。

### 【安定電源（蓄電池、揚水以外）の例】

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号	0000000000												
容量を提供する電源等の区分	安定電源												
新設・リプレース等/ 既設火力の改修	新設												
電源種別	一般水力（貯水式・調整式）												
エリア名	北海道												
設備容量 （送電端）	120,000												kW
本オークションに 参加可能な設備容量 （送電端）	120,000												kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	108,000	120,000	120,000	108,000	108,000	108,000	120,000	120,000	120,000	108,000	100,000	kW
期待容量	111,667												kW

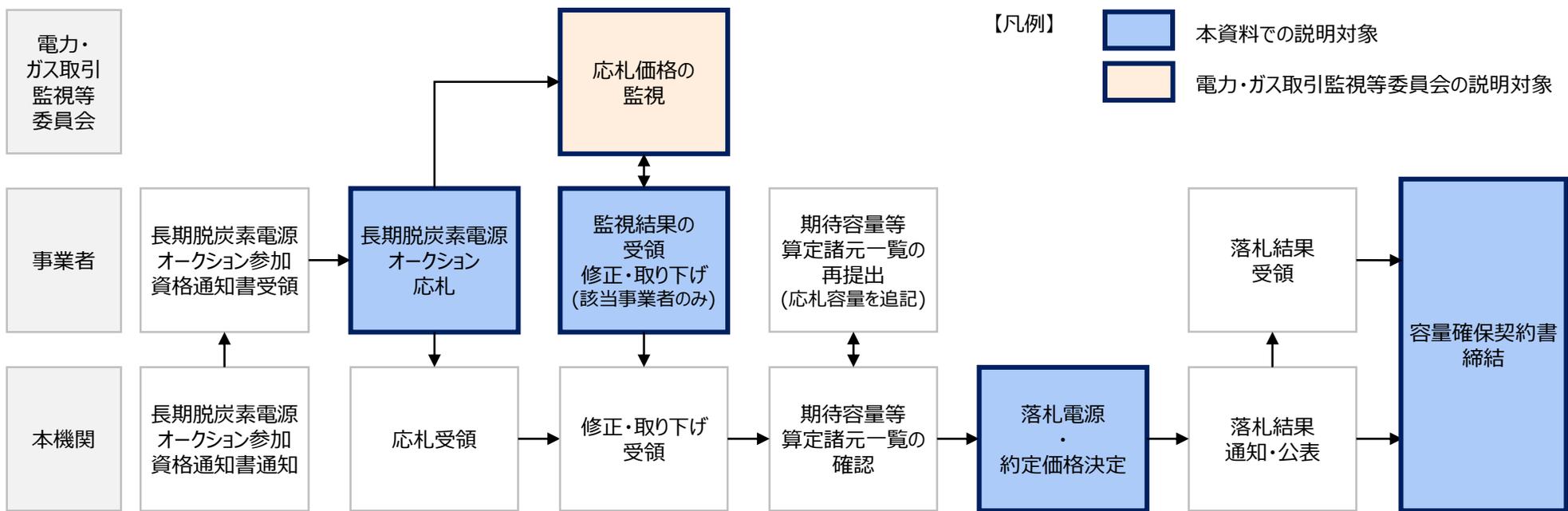
「事業者入力」列の内、黄色掛けされている箇所を入力してください。白色の箇所は自動入力される箇所となります

黄色の各必要事項を入力することで、期待容量が自動算定されます。

## 第4章 応札、落札・約定、契約

- 応札、落札・約定、契約の概要
- 応札方法
- 落札電源と約定結果
- 契約の締結
- 契約の変更・解除

- 参加資格通知書を受領した事業者は、応札期間中に応札を行います。なお、応札期間中は応札価格、応札容量の変更が可能です。応札期間終了後は制度適用期間を含め内容の変更はできません。
- 応札期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われます。監視の結果、応札価格に含めることが認められない費用が含まれていた場合には、応札価格の修正または取り下げが必要です。（この場合は、応札期間終了後も、応札情報の修正が必要です。）
- 約定価格については、各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定します。
- 落札した事業者は、落札電源について、本機関と容量確保契約書を締結して頂きます。



- 応札の際、期待容量を登録した電源毎に、応札容量(kW)および応札価格(円/kW/年)(税抜き)を登録してください。
- 応札容量の算定は次項を参照ください。

### 応札の登録方法

実施事項	内容
応札の登録単位の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>• 電源(ユニット、号機)単位で応札単位は設定</li></ul>
応札容量の登録	<ul style="list-style-type: none"><li>• 1kW刻みで応札</li><li>• 応札できる最大容量は期待容量登録時に事業者が登録した期待容量</li></ul>
応札価格の登録	<ul style="list-style-type: none"><li>• 1円刻みで応札</li></ul>
応札の変更・取消	<ul style="list-style-type: none"><li>• 受付期間終了後の変更・取消は不可</li><li>※但し、電力・ガス取引監視等委員会の監視結果による修正・取り下げは除く</li></ul>

- 期待容量で使用した算定諸元一覧に「提供する各月の供給力」および「制度適用期間」を入力し、応札容量を算定していただき、当該算定に用いた算定諸元を提出してください。
- 内容に不備がある場合、その旨を通知しますので、修正の上、再提出をお願い致します。

## 応札容量の算定方法

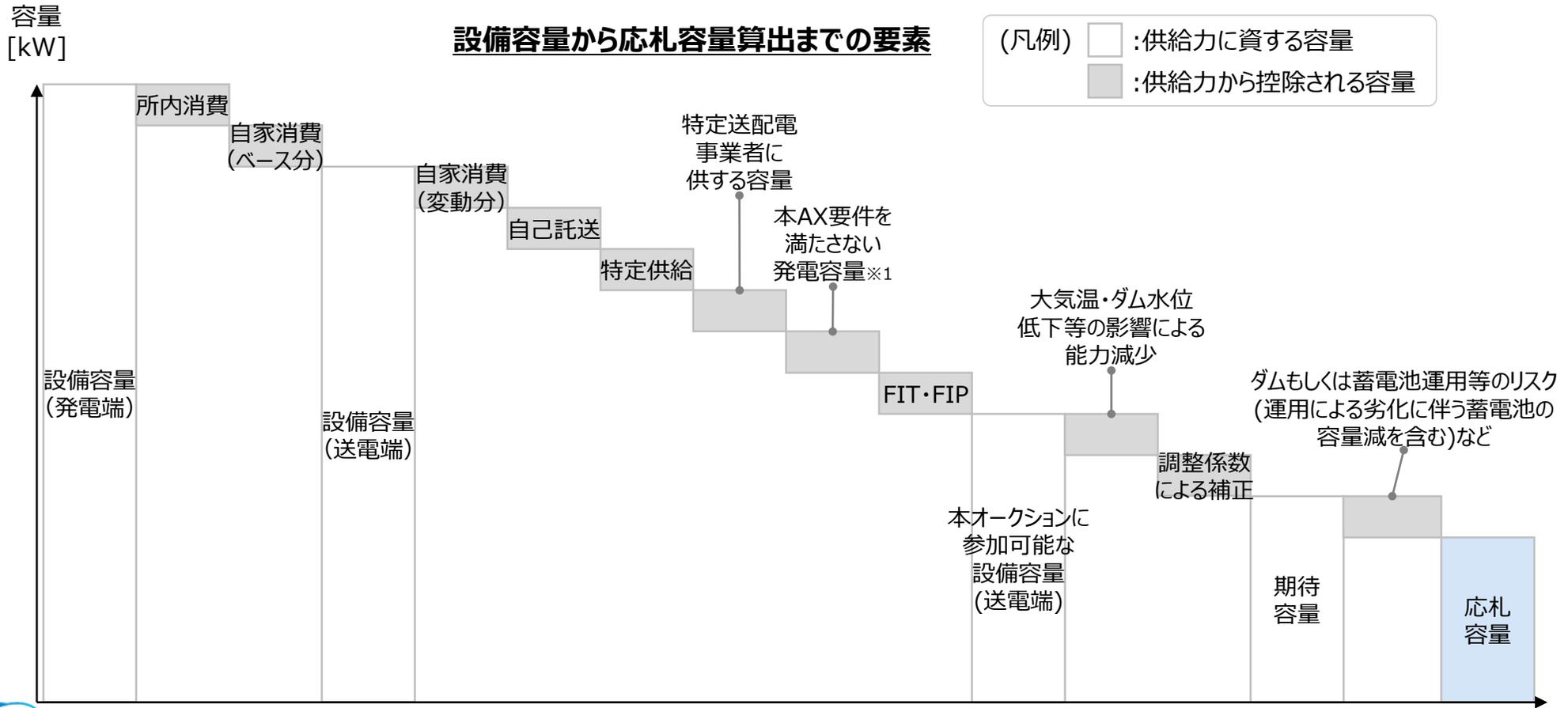
【期待容量等算定諸元一覧 安定電源（蓄電池、揚水以外）の例】

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号	0000000000												
容量を提供する電源等の区分	安定電源												
新設・リプレース等/既設火力の改修	新設												
電源種別	一般水力（貯水式・調整式）												
エリア名	北海道												
設備容量（送電端）	120,000												kW
本オークションに参加可能な設備容量（送電端）	120,000												kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	108,000	120,000	120,000	108,000	108,000	108,000	120,000	120,000	120,000	108,000	100,000	kW
期待容量	111,667												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	105,000	103,000	102,000	102,000	103,000	105,000	105,000	107,000	108,000	108,000	100,000	kW
応札容量	105,000												kW
制度適用期間	20												年間

「提供する各月の供給力」と「応札容量」、「制度適用期間」を記載し、提出してください。  
※ 応札容量は提供する各月の供給力を入力すると自動算定されます

# 第4章 応札、落札・約定、契約 (参考) 応札容量の考え方

■ 応札容量は設備容量（発電端）より、供給力から控除される所内消費等の容量を差し引いて算出された期待容量を最大値とし、制度適用期間にわたって提供可能な容量を1kW単位で参加者が設定します。



※1 本AX要件を満たさない発電容量のうち、自家消費(変動分)・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供する容量は、この段階では控除済のため、残りの容量を控除する

## 落札電源と約定結果 — 落札電源および約定価格の決定方法

■ 応札受付期間終了後、落札電源と約定価格を決定します。なお約定価格については、各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定します。

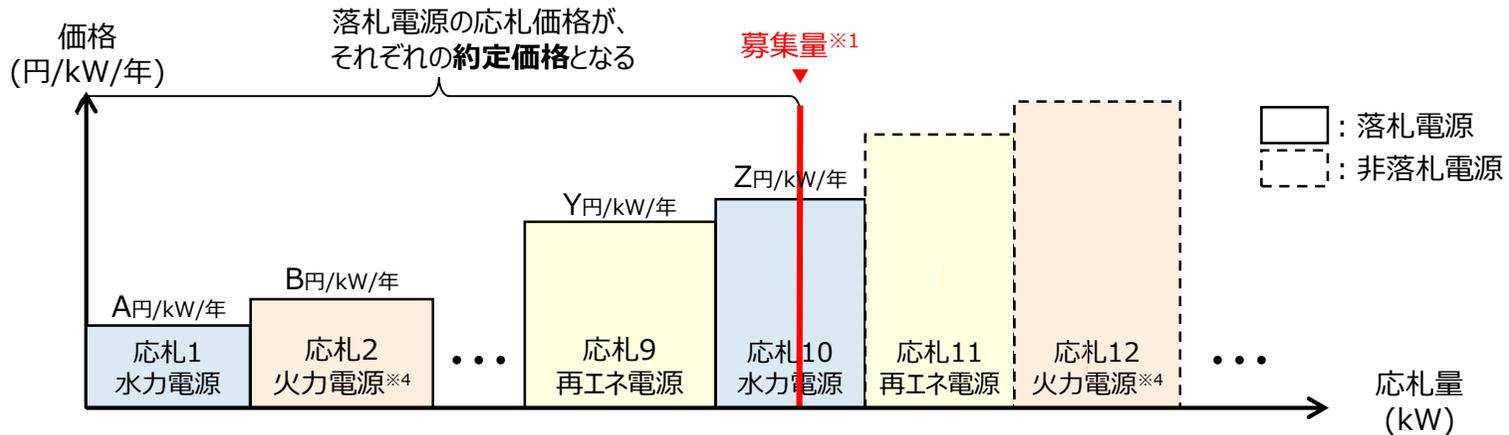
### 落札電源の決定方法

- 脱炭素電源とLNG専燃火力は、別々に募集量を設定し、別々に落札電源を決定します
- 募集量を跨ぐ電源には「限界電源※1」の判定が行われます
- 脱炭素電源の一部電源種には「募集上限※2」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。ただし、募集量を満たすために「募集上限」を超えてこれらの電源が落札される可能性があります
- 同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられた全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります

### 約定価格の決定方法

- 各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式※3で決定します

＜脱炭素電源のマルチプライス方式のイメージ＞



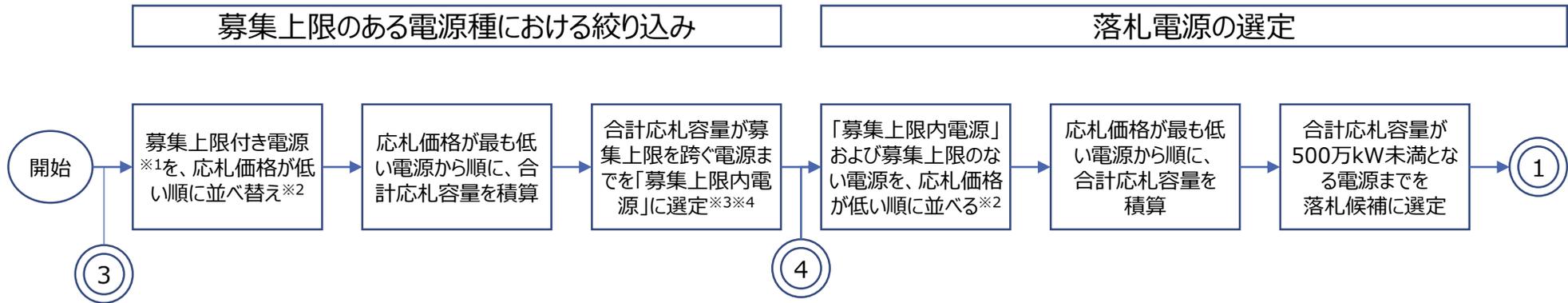
※1：募集量を跨ぐ電源について、募集量を超過する容量が不足する容量の10倍以下の場合には当該電源を落札、10倍を超過する場合は非落札。非落札となった場合はその電源の次に応札価格が高い電源を落札候補とし、募集量を跨ぐ場合には同様の処理を実施。

※2：「既設火力の改修」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」、「既設の原子力電源の安全対策投資」には、募集上限が設定されている

※3：電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の監視の結果、事業者が応札を取り下げた場合、当該電源を除いて約定処理を行います。事業者が応札価格を修正した場合は、修正前の応札価格で約定処理を行います。ただし、落札された際の容量確保契約金額は修正後の応札価格を基に算定される。

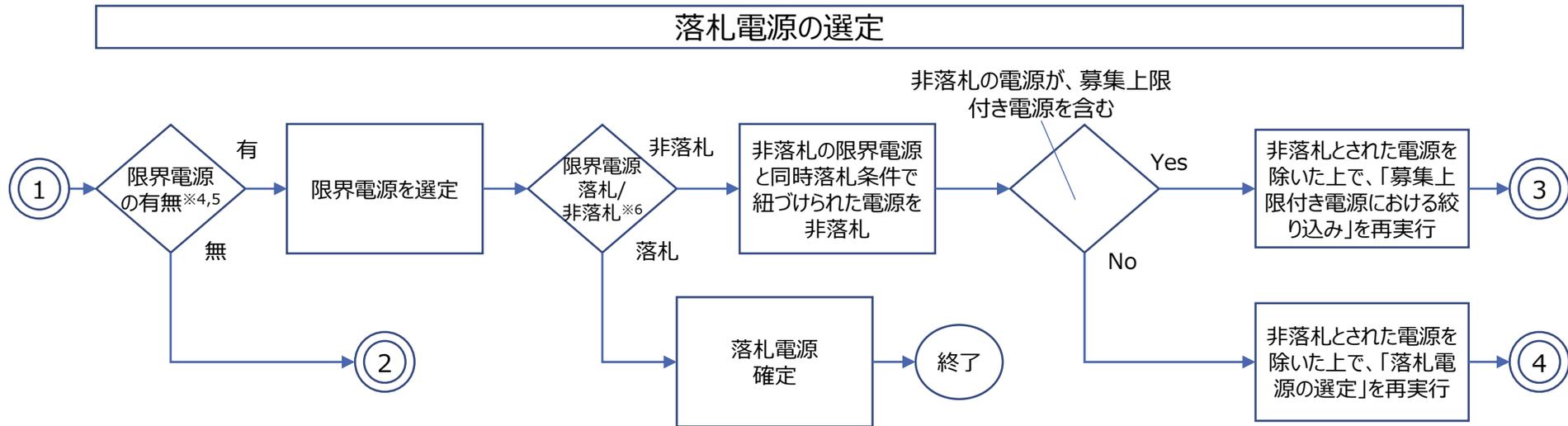
※4：所定の割合の水素・アンモニア混焼等の場合に限る

■ 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。



- ※1：募集上限付き電源は「既設火力の改修」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」、「既設の原子力電源の安全対策投資」とする。
- ※2：同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、処理を行う。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなす。
- ※3：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源を決定する。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する。
- ※4：「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」、「既設の原子力電源の安全対策投資」に同時落札条件が付与されている場合は、すべてが募集上限内電源と判定されたことをもって次の手順へ移行する。
- ※5：合計落札容量が500万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称する。
- ※6：限界電源は、落札とした場合の「超過量」が、非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合には落札とする。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は非落札とする（「超過量」が「不足量」の10倍以下でも、同時落札条件で紐付けられた電源が全て落札候補に入っていない場合は非落札とする。）  
また、同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替える。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する。
- ※7：「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」と「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」についてはそれぞれの募集上限の2倍を跨ぐ電源以下を選定する。

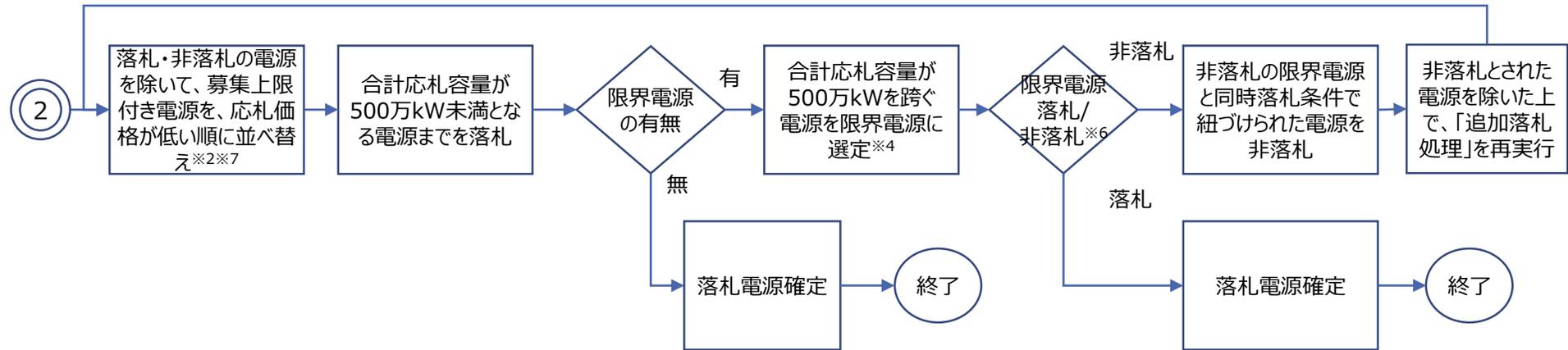
■ 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。



- ※1：募集上限付き電源は「既設火力の改修」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」、「既設の原子力電源の安全対策投資」とする。
- ※2：同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、処理を行う。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなす。
- ※3：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源を決定する。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する
- ※4：「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」、「既設火力の改修」または「既設の原子力電源の安全対策投資」に同時落札条件が付与されている場合は、すべてが募集上限内電源と判定されたことをもって次の手順へ移行する。
- ※5：合計落札容量が500万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称する。
- ※6：限界電源は、落札とした場合の「超過量」が、非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合には落札とする。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は非落札とする（「超過量」が「不足量」の10倍以下でも、同時落札条件で紐づけられた電源が全て落札候補に入っていない場合は非落札とする。）  
また、同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替える。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する。
- ※7：「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」と「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」についてはそれぞれの募集上限の2倍を跨ぐ電源以下を選定する。

■ 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。

### 「募集上限内電源」に選定されなかった電源の追加落札処理



- ※1：募集上限付き電源は「既設火力の改修」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」、「既設の原子力電源の安全対策投資」とする。
- ※2：同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、処理を行う。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなす。
- ※3：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源を決定する。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する
- ※4：「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」、「既設火力の改修」または「既設の原子力電源の安全対策投資」に同時落札条件が付与されている場合は、すべてが募集上限内電源と判定されたことをもって次の手順へ移行する。
- ※5：合計落札容量が500万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称する。
- ※6：限界電源は、落札とした場合の「超過量」が、非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合には落札とする。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は非落札とする（「超過量」が「不足量」の10倍以下でも、同時落札条件で紐づけられた電源が全て落札候補に入っていない場合は非落札とする。）  
また、同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替える。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する。
- ※7：「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」と「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」についてはそれぞれの募集上限の2倍を跨ぐ電源以下を選定する。

# 第4章 応札、落札・約定、契約 落札電源と約定結果 — 約定結果の公表

- 本機関は本オークションの約定結果として応札年度の翌年度に以下の情報を公表します。なお、脱炭素化ロードマップについては、約定結果の公表から3ヶ月後を目途に公表します。
  - 脱炭素電源、LNG専焼火力それぞれの約定総容量、約定総額（他市場収益の推定還付額控除後※1の約定総額も公表）
  - 脱炭素電源における落札電源毎の、応札事業者名、落札案件名、電源種、落札容量[kW]
  - LNG専焼火力における落札電源毎の、応札事業者名、落札案件名、電源種、落札容量[kW]

## 【長期脱炭素電源オークション約定結果(応札年度：2023年度)※2】

	約定総容量	約定総額	他市場収益の推定還付額控除後の約定総額※4
脱炭素電源 (募集量400万kW)	401.0万kW	2,336 億円/年	(過去3年平均) 706 億円/年  (過去5年の各年度) △43 ~ 1,560 億円/年
蓄電池・揚水 (募集上限100万kW)	166.9万kW		
既設火力の改修 (募集上限100万kW)	82.6万kW		
LNG専焼火力 (募集量600万kW※3)	575.6万kW	1,766 億円/年	(過去3年平均) △1,343 億円/年  (過去5年の各年度) △3,163 ~ 1,062 億円/年

容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果 (応札年度:2023年度)

別紙：落札電源一覧

<脱炭素電源>

No.	応札事業者名	落札案件名	電源種	落札容量[kW]
1	オリックス株式会社	米原市湖東蓄電所 (仮称)	蓄電池	96,208
2	テス・エンジニアリング株式会社	静岡菊川蓄電所	蓄電池	22,077
3	北海道電力株式会社	苫東厚真発電所	既設火力の改修 (アンモニア混焼への改修)	132,200

<LNG専焼火力>

No.	応札事業者名	落札案件名	電源種	落札容量[kW]
1	北海道電力株式会社	石狩湾新港発電所	LNG専焼火力	551,217
2	東北電力株式会社	東新潟火力発電所第6号機	LNG専焼火力	615,849
3	関西電力株式会社	南港発電所1号機	LNG専焼火力	591,812

## 【脱炭素化ロードマップ※3】

### 脱炭素化ロードマップ

長期脱炭素電源オークションでは、一部の火力電源が応札しようとする場合には、2050年までの脱炭素化の道筋を記載した「脱炭素化ロードマップ」を作成し、応札前の参加登録において広域機関に提出する必要があります。また、落札電源の脱炭素化ロードマップは、約定結果の公表から3ヶ月後を目途に、公表することとしています。長期脱炭素電源オークションで落札した電源の脱炭素化ロードマップは、以下のとおりです。

▶ 応札年度:2023年度

※「約定結果No」は容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果のNoを記載しています。

事業者名	電源名	約定結果No※	脱炭素化ロードマップ	最終更新日
北海道電力株式会社	苫東厚真発電所	2023脱炭素電源3		2024年7月22日
株式会社コベルコパワー神戸	神戸発電所1号機	2023脱炭素電源11		2024年7月22日
株式会社コベルコパワー神戸	神戸発電所2号機	2023脱炭素電源12		2024年7月22日
CEF2株式会社	三池発電所	2023脱炭素電源32		2024年7月22日
株式会社JERA	碧南火力発電所4号機	2023脱炭素電源41		2024年7月22日
株式会社JERA	碧南火力発電所5号機	2023脱炭素電源42		2024年7月22日
北海道電力株式会社	石狩湾新港発電所	2023LNG専焼火力1		2024年7月22日
東北電力株式会社	東新潟火力発電所第6号機	2023LNG専焼火力2		2024年7月22日
関西電力株式会社	南港発電所1号機	2023LNG専焼火力3		2024年7月22日

※1：過去3年もしくは5年のスポット価格と非化石価値取引市場の価格、発電コスト検証における可変費等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なる。(還付額が容量確保契約金額を超過した際は、△で表記)なお、蓄電池・揚水の他市場収益の推定還付額については、発電コスト検証において可変費・設備利用率が公表されていないため試算を行わないことから、還付額に含まれていない。

※2：本機関HP 容量市場に関するお知らせ「容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果 (応札年度：2023年度) の公表について」から一部抜粋

※3：本機関HP 容量市場 運営関連「脱炭素化ロードマップ」から一部抜粋

- 応札情報（応札容量および応札価格）の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなします。
- 本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立するものとします。
- 落札後、容量確保契約において、必要な情報を提出しない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款※1に基づき、契約解除となる場合があります。

### 容量確保契約書のイメージ

容量確保契約書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（対象実施年2031年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、下記のとおり容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する。  
なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

容量提供事業者	事業者7101（フェーズ2）（7101）
容量確保契約容量	電力広域システムに記載のとおり
容量確保契約金額	電力広域システムに記載のとおり
実施年	2031年度
契約期間	オークション募集要綱に記載のとおり
電源の内訳	容量市場システムに記載のとおり

以上を証するため、本契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15  
電力広域的運営推進機関  
理事長 大山 力

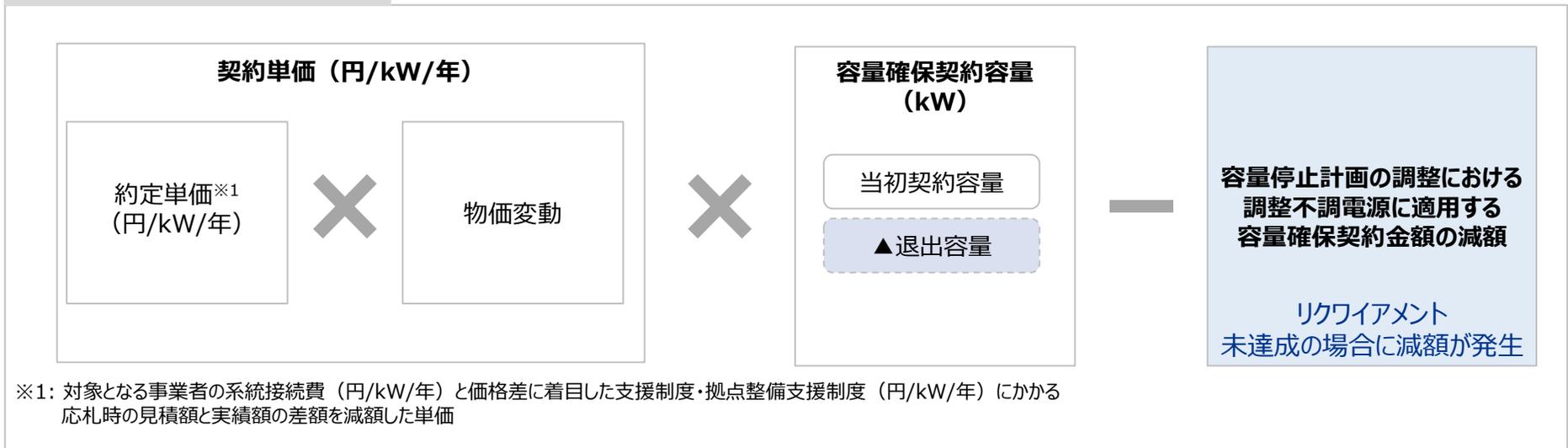
※1：長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款第33条を参照すること。

# 第4章 応札、落札・約定、契約

## 契約の締結 — 容量確保契約金額の算定

- 容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額（以下「容量確保契約金額（各年）」という）を指し、契約電源ごとに毎年算定されます。
- 容量確保契約金額（各年）は契約単価（円/kW/年）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（kW）を乗じた金額から、容量停止計画の調整における調整不調電源に科される容量確保契約金額を減額した金額とします。
- 契約単価（円/kW/年）は、必要に応じて減額要素による修正を実施した約定単価に対して、毎年の物価変動を考慮したものとします。

### 容量確保契約金額（各年）



# 第4章 応札、落札・約定、契約

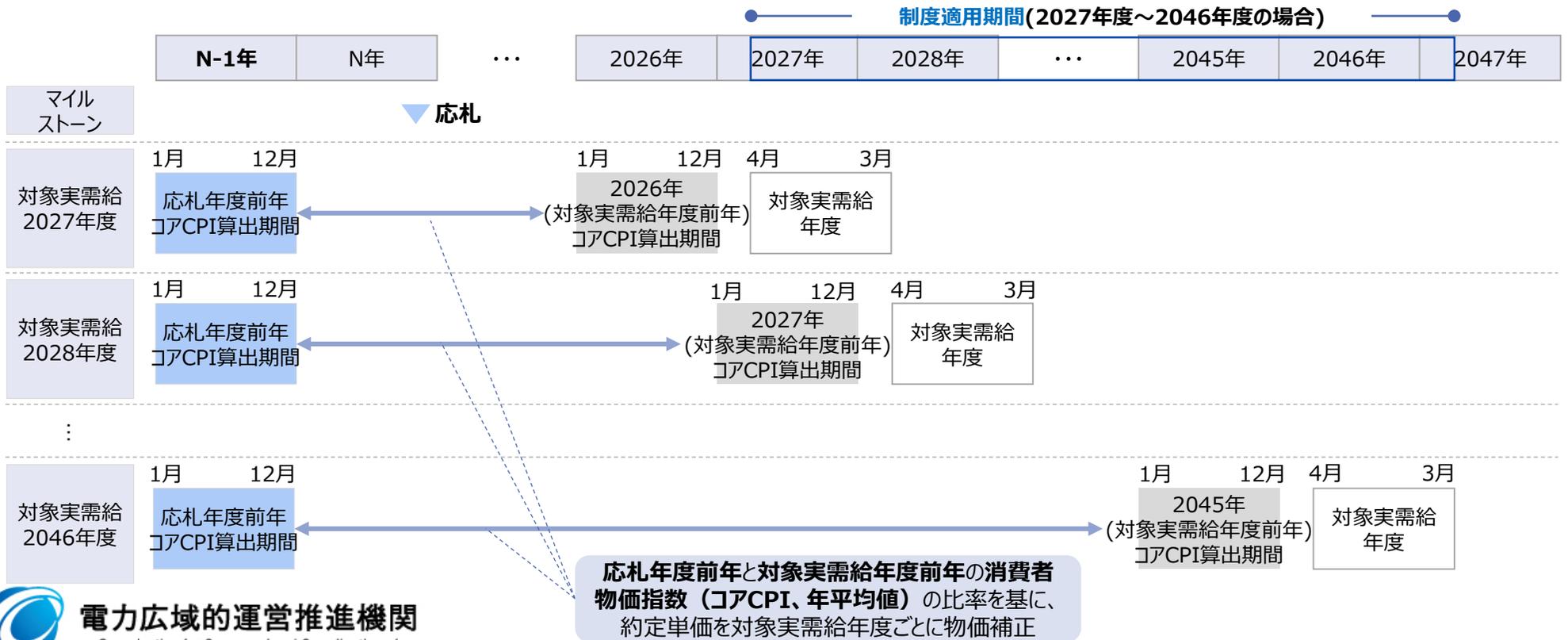
## 契約の締結 – 物価変動への対応

- 本オークションの落札電源は、建設後に容量収入を原則20年間で得ることとなるため、長期間の中で物価が大きく変動する可能性も考えられますが、応札価格には物価変動のリスクプレミアムは含まないこととしています。
- 上記を踏まえて、応札時点からの物価変動を事後的に約定単価へ反映します。

算定式

$$\text{物価変動} = \frac{\text{対象実需給年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）}}{\text{応札年度前年（N-1年）の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）}}$$

物価変動算定の概要



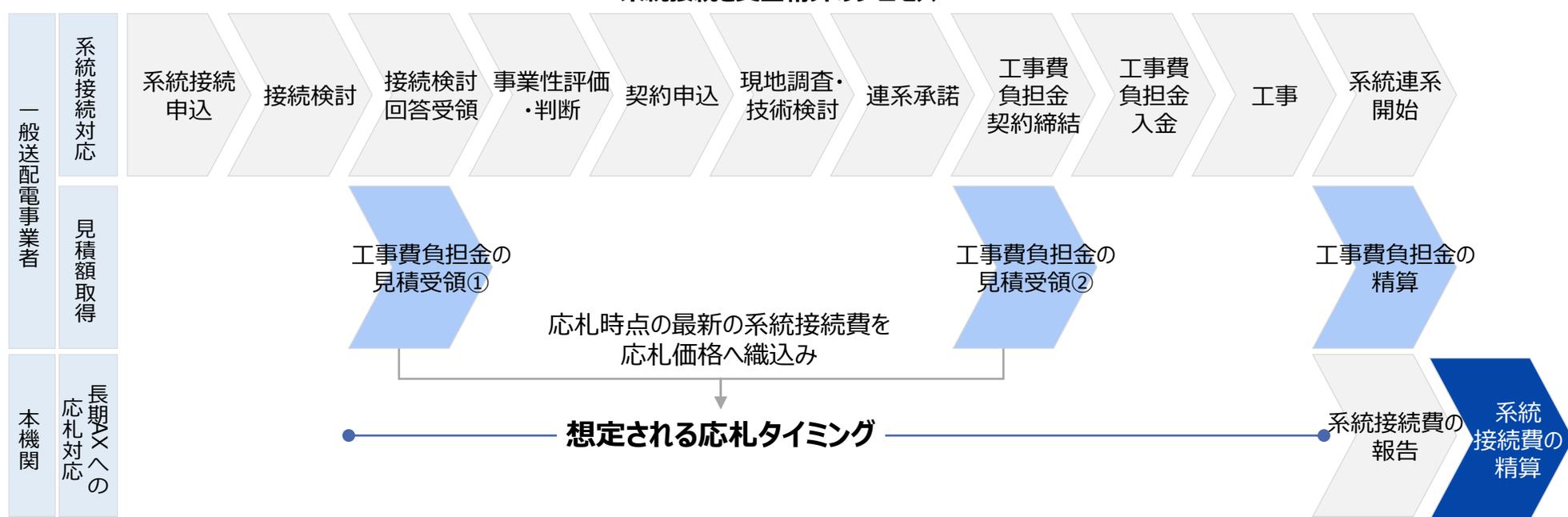
## 契約の締結 — 系統接続費の見積額と精算額の調整

- 本オークションでは、系統接続工事に伴い事業者が支払う費用（工事費負担金）について、事業者が見積額を参考に算出した任意の金額を系統接続費として応札価格に織り込むことができます。
- 応札価格に織り込んだ系統接続費よりも実際の工事費負担金が低くなった場合は、容量確保契約の約定単価（円/kW/年）を減額修正します。

### 系統接続費の修正要否判定

- ① 応札価格に織り込んだ系統接続費 > 実際の工事費負担金の場合：  
 応札価格の減額 = 応札価格に織り込んだ系統接続費 - 実際の工事費負担金
- ② 応札価格に織り込んだ系統接続費 ≤ 実際の工事費負担金の場合：精算による減額は発生しない※

### 系統接続と資金精算のプロセス



※ 応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事負担金が高騰したことによる経済性の悪化の結果、市場退出をする場合は不可抗力事由として取扱い、市場退出ペナルティを科さないこととする。

# 第4章 応札、落札・約定、契約

## (参考) 各種支援制度からの支援金額との調整

- 本オークションへ水素・アンモニア混焼の火力電源で応札する事業者は、「価格差に着目した支援制度」と「拠点整備支援制度」（以下「両支援制度」という。）と本オークションを組合せて投資判断を行うことが想定されます。
- 以下の場合において、容量確保契約の約定単価（円/kW/年）を減額修正します。
  - 両支援制度の支援予想金額を控除して応札したものの、支援金額が支援予想金額よりも高くなった場合、支援金額と支援予想金額の差額分を減額します。
  - 支援予想金額を控除せずに応札し、落札後に支援制度適用が決定した場合、支援金額分を減額します。
- 本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方または希望する片方の制度の適用を受けることが決定した場合、決定時点から供給力提供開始期限が設定されます。 ※ 1

両支援制度の  
調整判定

- ① 両支援制度の支援**予想**金額 < 両支援制度の支援金額の場合：  
 応札価格の減額 = 両支援制度の支援金額 - 両支援制度の支援**予想**金額 ※ 2
- ② 両支援制度の支援**予想**金額 ≥ 両支援制度の支援金額の場合：精算による減額は発生しない ※ 1

### 両支援制度に係るプロセス



※ 1：3年以内に両支援制度の両方または希望する片方の制度の適用が決定しない場合は、4年目から供給力提供開始期限が設定される。

3年以内に両支援制度の両方または希望する片方の制度の適用を受けることが決まらない場合又は支援金額が予想金額よりも低くなったことで経済性が悪化し、供給力提供開始前に辞退する場合は市場退出を認め、ペナルティは科さないこととする

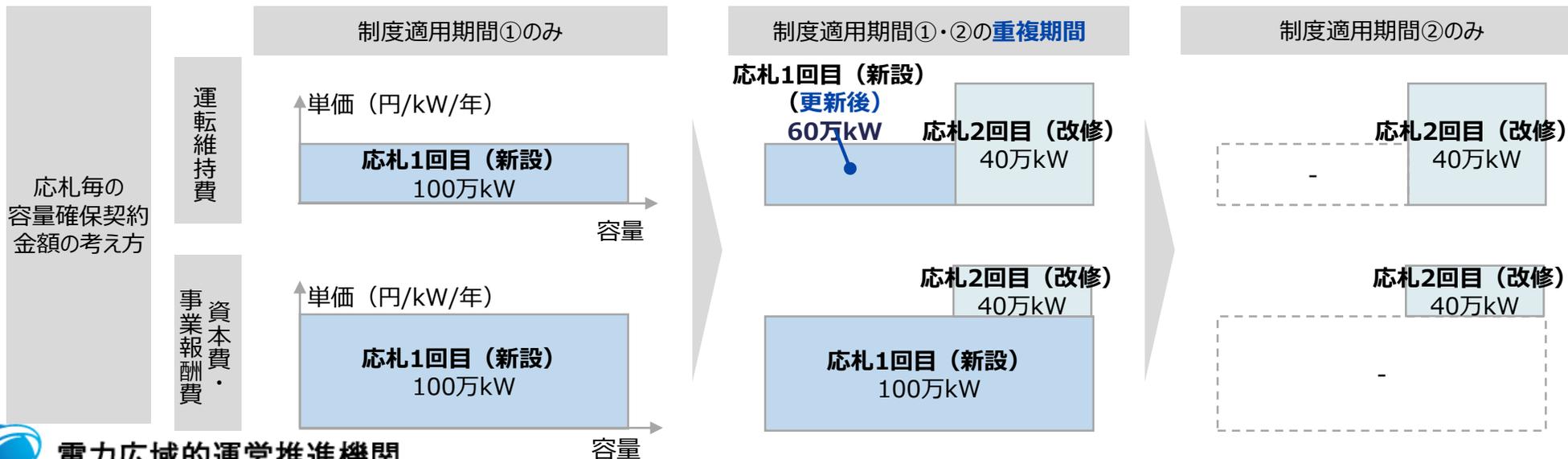
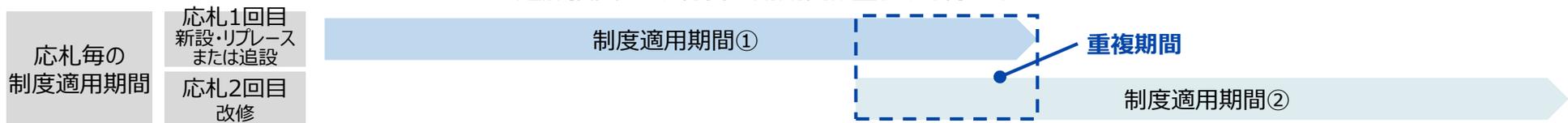
※ 2：入札時点で両支援制度の適用が決まっている場合は、支援金額を控除して入札すること

※ 3：混焼火力は11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日

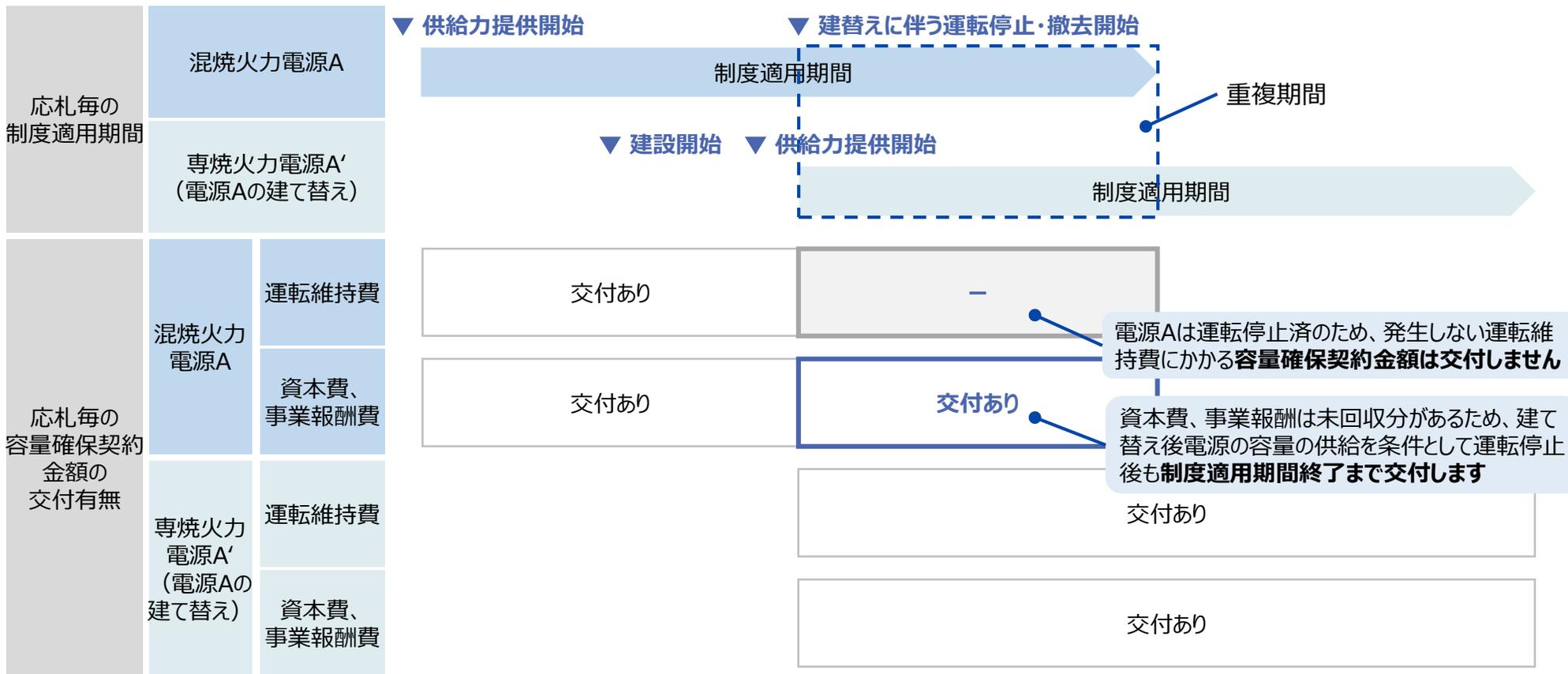
- 本オークションで落札した新設・リプレースまたは既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合（以下「新設・リプレースまたは追設」という。）に対し、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合、1回目の応札における制度適用期間が終了する前に2回目の応札における制度適用期間が開始することがあります。
- その場合、1回目の応札における残りの制度適用期間において、1回目の約定価格のうち運転維持費を調整した契約単価を用いて容量確保契約金額（各年）を算定します。

■ 例：新設時に100万kWのLNG（水素10%混焼）を建設。改修時に水素混焼比率を50%（40万kW分改修）にする場合

追加投資により制度適用期間が重複する際のイメージ



- 本オークションで落札した混焼火力電源を専焼化に向けて制度適用期間の途中で建て替える場合、混焼設備の運転終了以降の残りの制度適用期間においては、混焼設備の契約単価に含まれる資本費（円/kW/年）と事業報酬（円/kW/年）部分のみを契約単価として容量確保契約金額（各年）を算定します。



## 契約の変更・解除 — 容量確保契約の変更・解除

- 本機関および容量提供事業者は、相手方が次の変更事由に該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源の内容に変更が生じた場合、容量確保契約を変更するものとします。
- 本機関および容量提供事業者は、相手方が次の解除事由に該当する場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
- また本機関は、容量提供事業者が、容量市場の公正を害する行為を行ったと認めた場合、および重大な違反行為を行ったと認めた場合、容量提供事業者に通知することにより本契約を解除できるものとします。 ※1

### 容量確保契約の変更・解除事由

変更事由	解除事由
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約電源が市場退出をした場合※2</li> <li>2. 電源等差替を実施した場合※2</li> <li>3. 供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が変更される場合※2</li> <li>4. 「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント不履行によりペナルティが適用となり、短縮された容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間が、終了した場合※2</li> <li>5. 契約電源に係る系統接続費が応札価格に含めた見積もり額を下回った場合</li> <li>6. 契約電源に係る水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援金額が応札価格に含めた支援予想金額を超えた場合</li> <li>7. 制度適用期間中の新設・リプレースに対し、混焼率拡大のための追加投資を行う場合</li> <li>8. 制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への改修に対して、専焼化に向けた追加投資による建て替えを行う場合</li> <li>9. 権利義務および契約上の地位の譲渡がなされた場合</li> <li>10. その他、本機関が変更を必要と判断した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき</li> <li>2. 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または不渡り処分を受けたとき</li> <li>3. 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき ただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る</li> <li>4. 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき</li> <li>5. 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき</li> <li>6. 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、またはその原因となる事由が生じたとき</li> <li>7. 解散の決議をしたとき</li> <li>8. その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき</li> </ol>

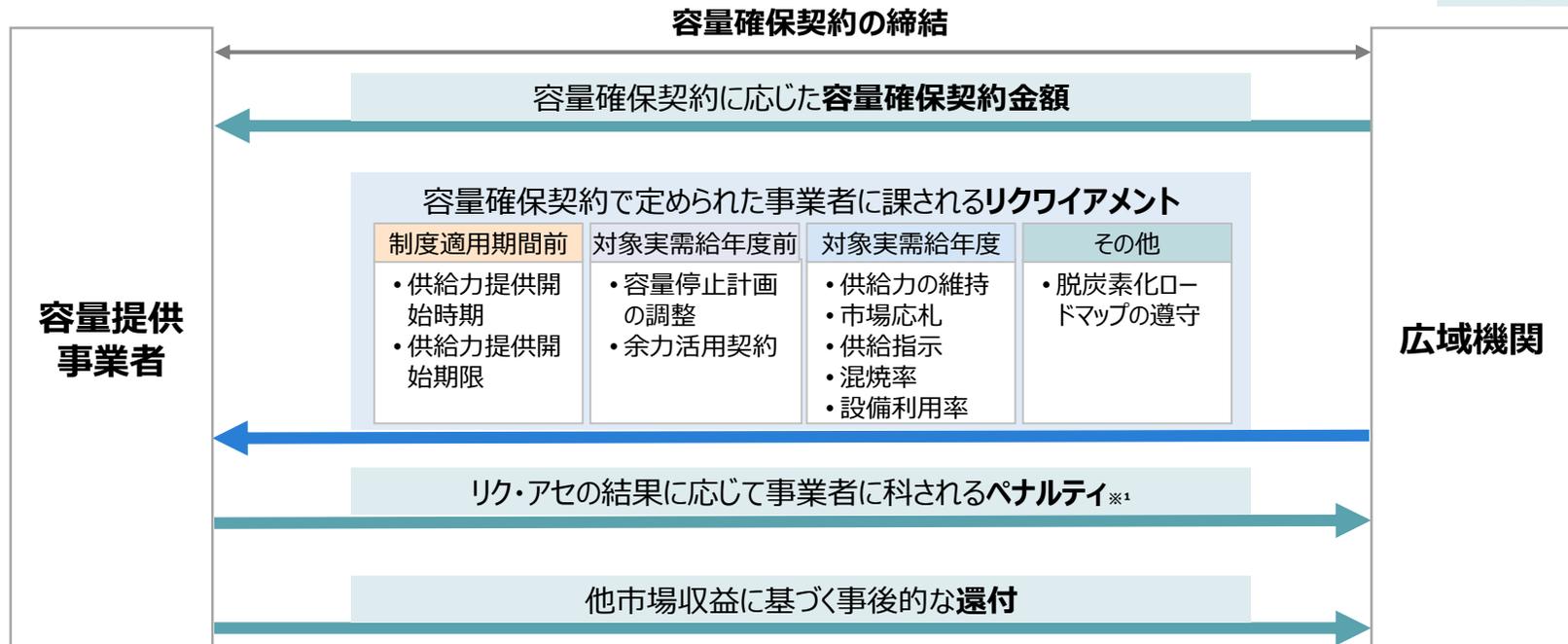
## 第5章 契約の履行

- 契約の履行の概要
- 本オークションにおける主な取引の流れ
- リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像
- リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目
- 供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い
- 他市場収益の還付
- 他市場収益の算定要素と監視
- 再エネに対する事業規律の確保
- 太陽光発電設備に対する廃棄等費用の積立
- 容量確保契約金額の支払
- 容量提供事業者への請求・交付
- 容量市場取引におけるインボイス制度対応の取扱い
- インボイス制度への申請・登録のお願い

- 本機関は、容量確保契約に応じて容量確保契約金額を交付します。
- 容量提供事業者は、容量確保契約で定められたリクワイアメントを達成する義務があります。
- 本機関は容量提供事業者のリクワイアメント達成状況をアセスメント（評価）し、未達成状況に応じてペナルティを科します。
- 本機関は、リクワイアメント未達成で経済的ペナルティが発生した場合は容量提供事業者に請求します。
- 本機関は、他市場収益に基づき算定された事後的な還付額を、容量提供事業者に請求します。

### <リクワイアメントと取引の流れ>

凡例：  
リクワイアメント  
請求・交付



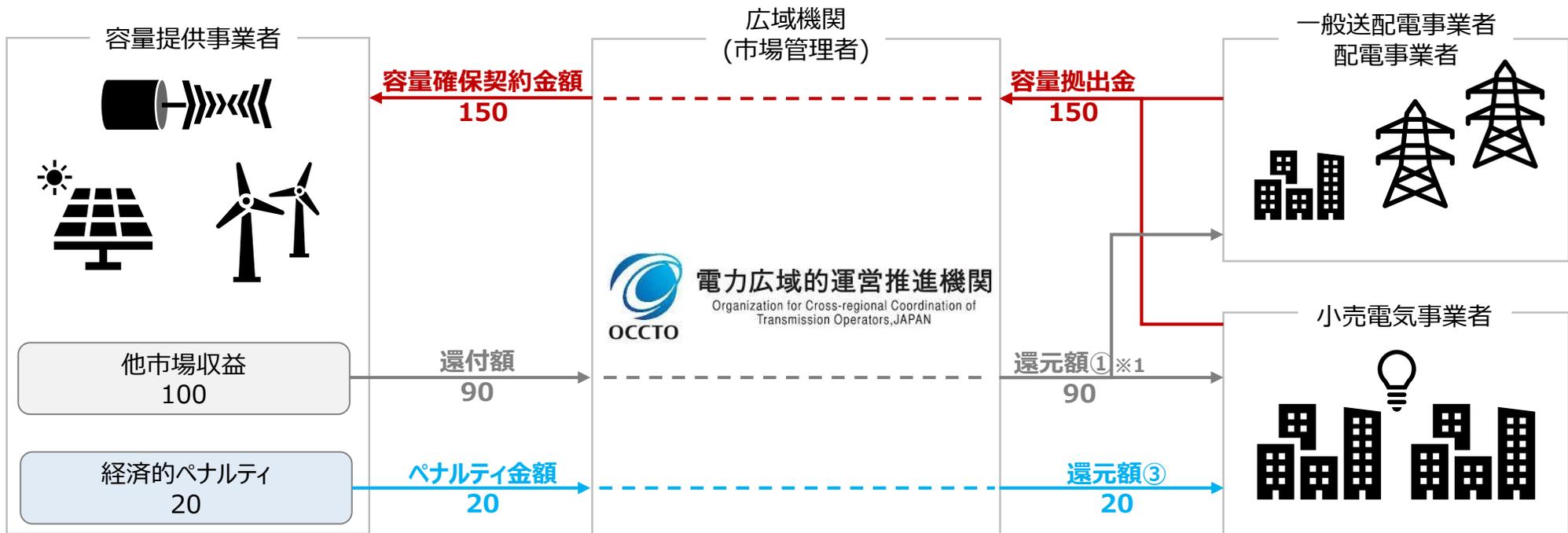
※1：経済的ペナルティ、市場退出ペナルティ、契約解除ペナルティ、参入ペナルティ

# 第5章 契約の履行

## 本オークションにおける主な取引の流れ

- 本機関は小売電気事業者等に容量拠出金を請求し、それを原資に容量提供事業者へ容量確保契約金額を支払います。
- 本機関は容量提供事業者からの他市場収益の還付額を小売電気事業者および一般送配電事業者、配電事業者に、経済的ペナルティ金額を小売電気事業者に還元します。

容量確保契約金額を150、他市場収益を100、経済的ペナルティを20とした場合



※1：還付額が容量確保契約金額を超える場合は当該部分を小売電気事業者にのみ還元

## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像（1/2）

■ 本機関は、容量提供事業者と本オークションで落札された応札単位毎の電源等について容量確保契約を締結し、供給力を提供するための義務（リクワイアメント）に基づき、リクワイアメント未達成の場合には、経済的ペナルティを科します。本オークションでは、電源の新設・リプレース等および改修に係る供給力の提供開始期限や、脱炭素電源に係る項目がメインオークションから追加されます。

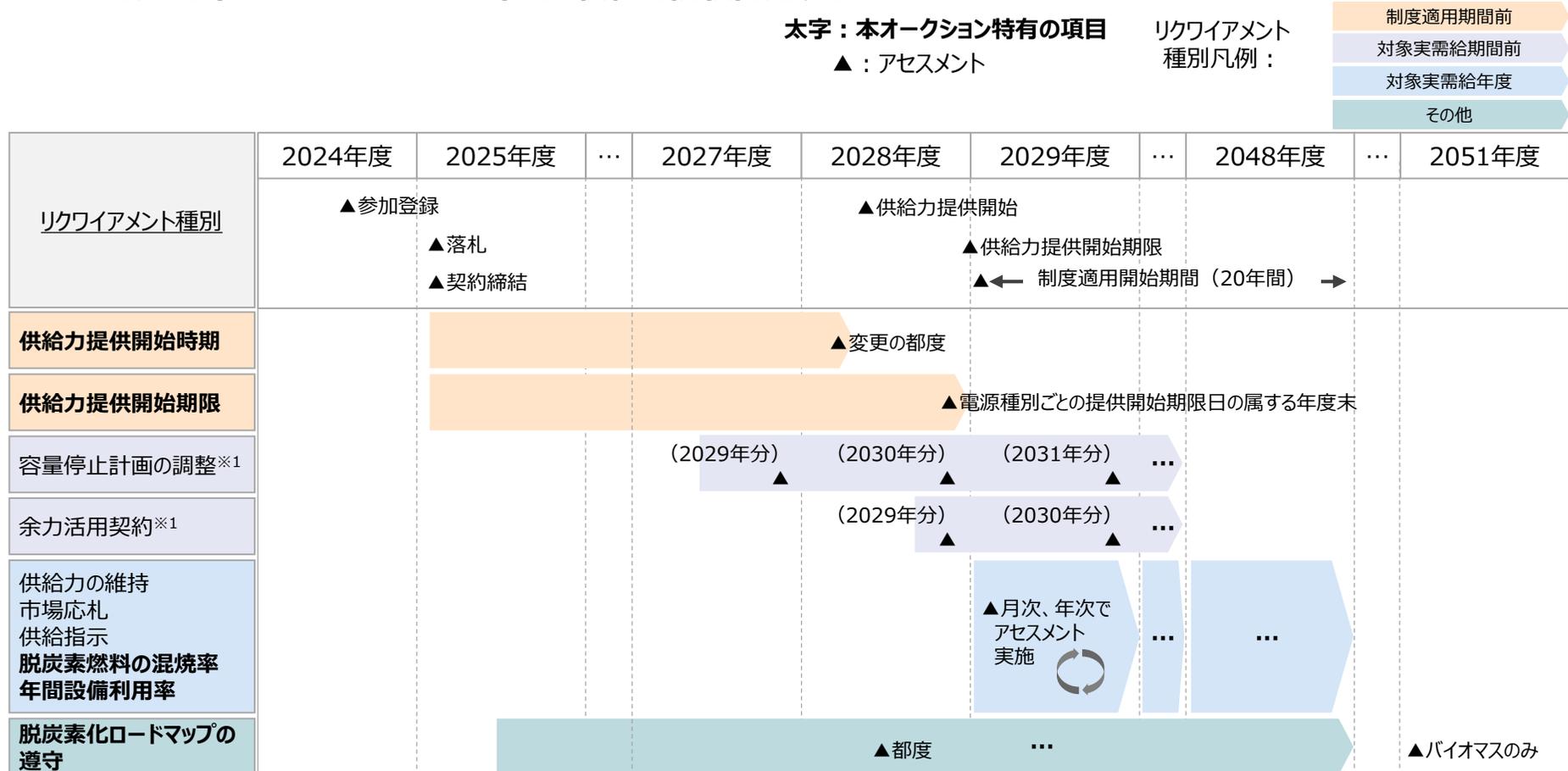
適用時期	リクワイアメント		対象となる電源等区分		適用タイミング	
			安定電源	変動電源	平常時	低予備率アセスメント対象コマ※3
制度適用期間前 ※1	供給力提供開始時期	容量提供事業者自身が応札時に指定した供給力提供開始時期（予定年度）を遵守すること	○	○	-	-
	供給力提供開始期限	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力を提供開始すること	○	○	-	-
対象実需給年度前 ※2	容量停止計画の調整	対象実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること	○	○	-	-
	余力活用に関する契約の締結	安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること。余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力および下げ調整力の両方を供出するものであること。なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること	○	-	-	-
対象実需給年度 ※2	供給力の維持	対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること	○	○	○	○
	市場応札	対象実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に売り入札すること	○	-	○	○
	一般送配電事業者からの供給指示への対応	対象実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること	○	-	-	○
	脱炭素燃料の混焼率	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）に対し、高位発熱量ベースで、脱炭素燃料の年間最低混焼率（7割）を上回ること	○	-	○	○
	年間設備利用率	電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率を下回らないこと	-	○	○	○
その他	脱炭素化ロードマップの遵守	専燃化に向けた追加投資をロードマップを遵守し実施すること	○	-	○	○
		2050年度中にバイオマス燃料の専焼化が実現していること	○	-	○	○

# 第5章 契約の履行

## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像 (2/2)

■ 供給力提供開始の翌年度から制度適用期間となり、リクワイアメント種別ごとの適用時期はアセスメント実施時期によって、「制度適用期間前」、「対象実需給年度前」、「対象実需給年度」、「その他」の4つに分類されます。

### <リクワイアメントのイメージ：2028年度に供給力提供開始する例>



※1：対象実需給年度単位（制度適用期間のうち、特定の1年度）で制度適用期間終了まで繰り返しアセスメント

# 第5章 契約の履行

## (参考) アセスメント対象容量の考え方

- 例えば、安定電源（蓄電池、揚水以外）の場合、期待容量算定諸元一覧に記載いただいた「提供する各月の供給力」がアセスメント対象容量となります。
- アセスメント対象容量は月毎に設定され、制度適用期間（原則20年）の全年度にわたって適用されます。

### アセスメント対象容量の考え方

【期待容量算定諸元一覧 安定電源（蓄電池、揚水以外）の例】

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号	0000000000												
容量を提供する電源等の区分	安定電源												
新設/リプレース等/既設火力の改修	新設												
電源種別	一般水力（貯水式・調整式）												
エリア名	北海道												
設備容量（送電端）	120,000												kW
本オークションに参加可能な設備容量（送電端）	120,000												kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	108,000	120,000	120,000	108,000	108,000	108,000	120,000	120,000	120,000	108,000	100,000	kW
期待容量	111.667												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	105,000	103,000	102,000	102,000	103,000	105,000	105,000	107,000	108,000	108,000	100,000	kW
応札容量	105,000												kW
制度適用期間	20												年間

期待容量算定諸元一覧に記載いただいた「提供する各月の供給力」がアセスメント対象容量となります。

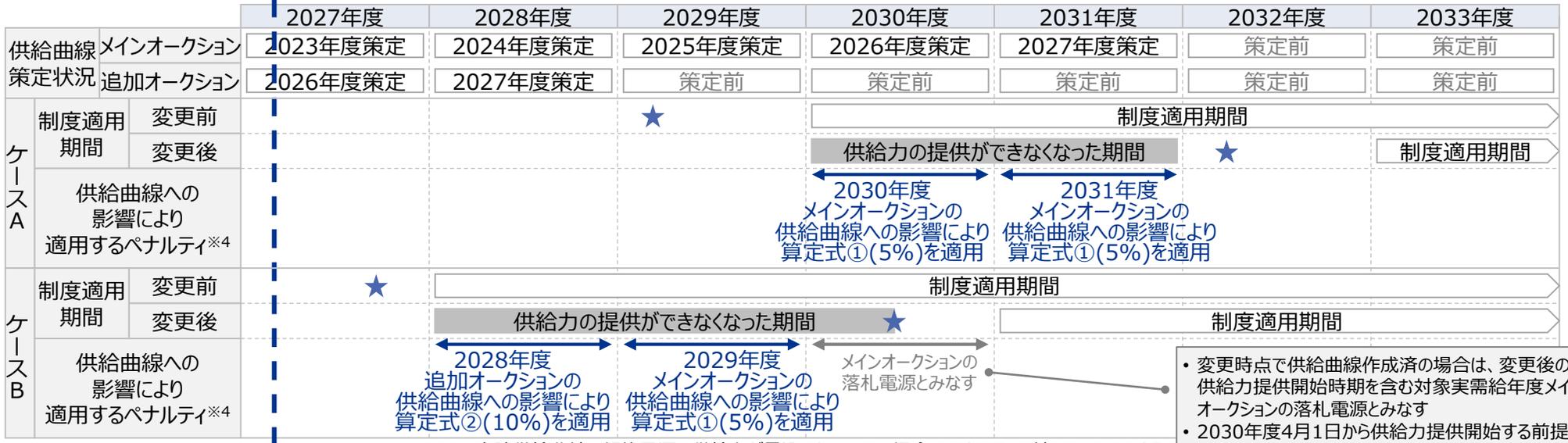
## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目 (① 供給力提供開始時期の遵守)

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	制度適用期間前
リクワイアメント概要	容量提供事業者自身が応札時に指定した供給力提供開始時期(予定年度)を遵守すること		
アセスメント概要	供給力提供開始時期が含まれる年度の変更による、メインオークションおよび追加オークションの供給曲線への影響の範囲を確認します。		
ペナルティ概要	供給力提供開始時期についてメインオークションまたは追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。 なお、影響を及ぼした対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定するものとします。		
ペナルティ算定式	<p><b>【①当該変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】</b>                  経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格※<sup>1</sup> × 契約容量※<sup>2</sup> × 5%</p> <p><b>【②当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】</b>                  経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格※<sup>1</sup> × 契約容量※<sup>2</sup> × 10%</p>		

供給力提供開始時期の変更による供給曲線への影響とペナルティの例

▼ 供給力提供開始時期の変更

★ 供給力提供開始時期



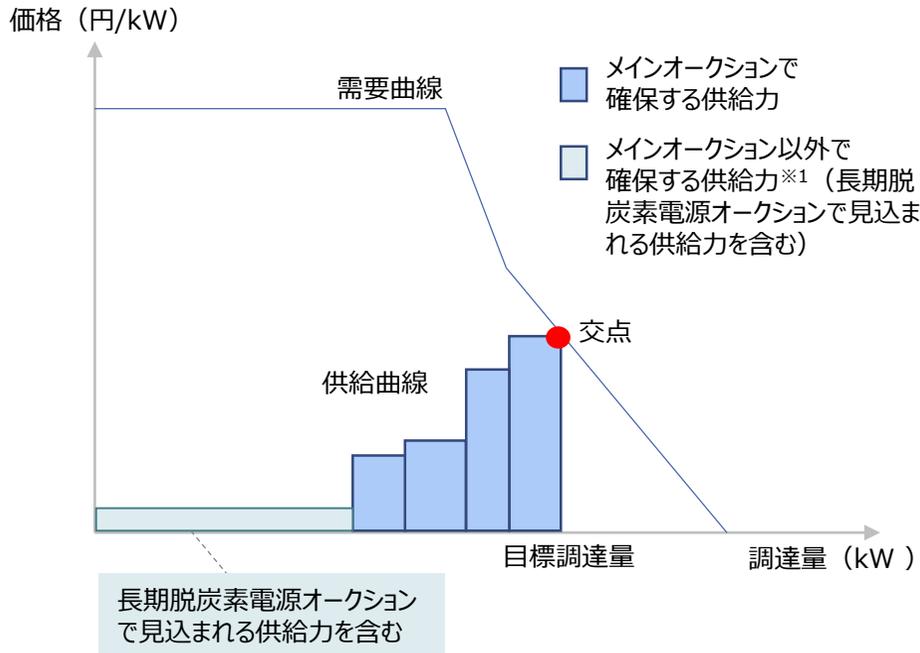
- 変更時点で供給曲線作成済の場合は、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度メインオークションの落札電源とみなす
- 2030年度4月1日から供給力提供開始する前提で、2030年度メインオークションの落札価格、リクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用

※1：当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合はペナルティを科さないものとする  
 ※2：供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格 (円/kW)  
 ※3：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く  
 ※4：供給曲線に影響したすべての年度でペナルティを算定し、合計する

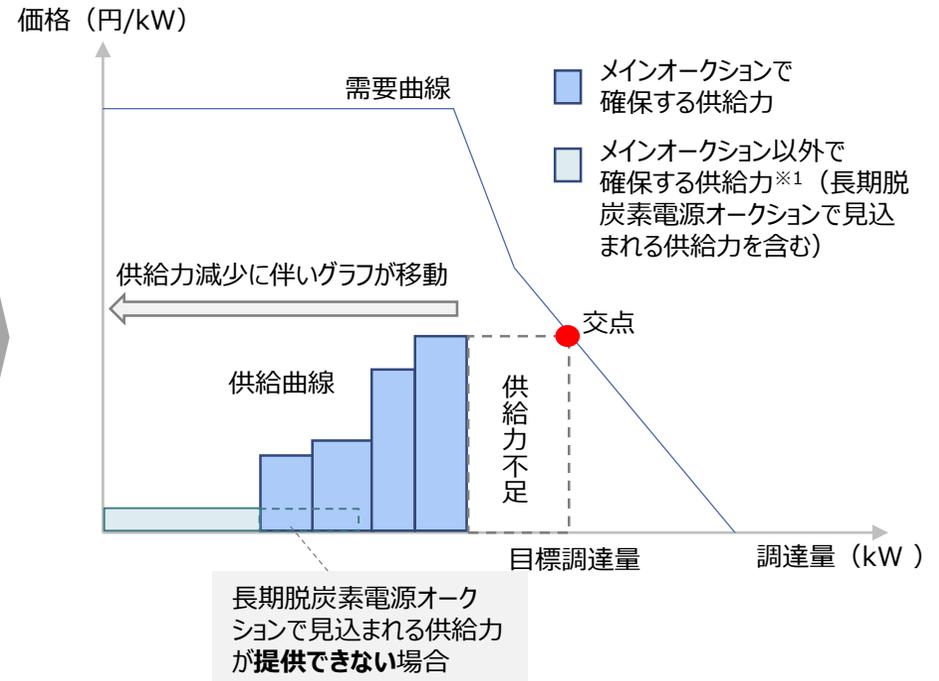
## (参考) メインオークションの供給曲線への影響に係るイメージ

- 全国の需要曲線に対し、メインオークションにおける応札価格が低い順に電源等を並べ、供給曲線を作成します。
  - 供給曲線に織り込むメインオークション以外で確保する供給力には、当該実需給年度に本オークションで見込まれる供給力を含みます。
- 本オークションで見込まれる供給力が提供できなくなった場合、目標調達量に対し供給力が不足し、作成した供給曲線に影響を及ぼす可能性があります。

供給曲線作成のイメージ



供給力減少に伴い供給曲線へ影響する際のイメージ

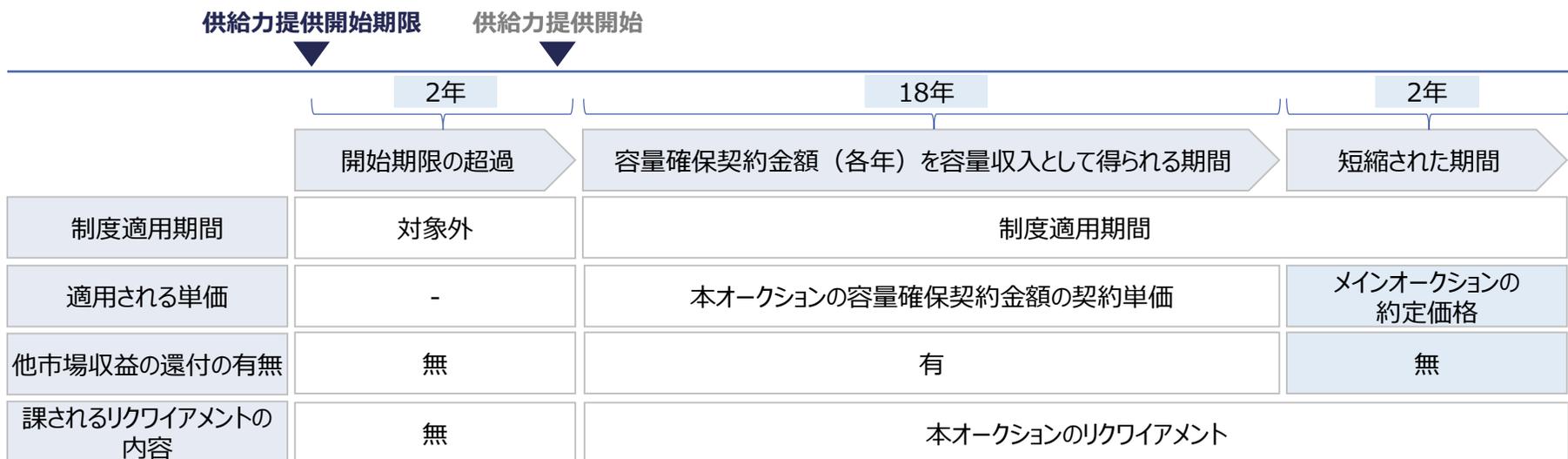


※1：事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオ）、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量、追加オークションで調達を予定している供給力、FIT電源の期待容量など

## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（② 供給力提供開始期限の遵守）

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	制度適用期間前
リクワイアメント概要	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力の提供を開始すること		
アセスメント概要	供給力提供開始日が電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過していないことを確認します。		
ペナルティ概要	<p>電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過した場合、超過した期間分、容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間を短縮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 短縮された期間において交付する容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とします。</li> <li>▶ 短縮された期間については他市場収益の還付の対象外とします。</li> <li>▶ 供給力提供開始期限を超過した場合も、制度適用期間は供給力を提供する義務が生じるため、制度適用期間中は本オークションにかかるリクワイアメントの達成が求められます。</li> </ul>		
ペナルティ算定式	-		

供給力提供開始期限を超過した際に適用される単価、他市場収益の還付およびリクワイアメントの扱い



# 第5章 契約の履行

## (参考) 電源種ごとの供給力提供開始期限

- 電源種ごとに供給力提供開始期限が設定されています。なお、供給力提供開始期限※1の起算日※2は契約締結日とします。

電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力（揚水式を含む）	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼、水素混焼のLNG、 水素専焼、既設火力の改修（水素・アンモニア混焼、バイオマス専焼）	11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日
原子力	17年（法・条例アセス済の場合：12年）後の日が属する年度の末日
蓄電池	4年後の日が属する年度の末日
LNG専焼火力	8年後の日が属する年度の末日

※1：海外の環境アセスメントも、法・条例アセスに含まれる

※2：価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の両方又は片方の支援を前提に本オークションに参加する場合は、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は片方の制度の適用を受けることが決定した日（3年を超える場合、本オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して3年目の日）

## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（③ 容量停止計画の調整）

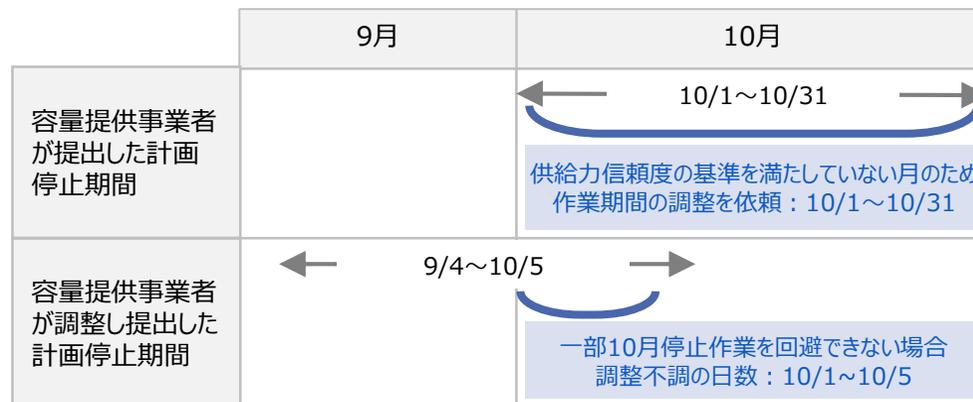
対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	対象実需給年度前
リクワイアメント概要	対象実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、本オークション容量確保契約約款第9条第1項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること※1		
アセスメント概要	容量停止計画の調整を行った結果、容量停止計画の調整に応じられず、追加設備量を利用する月および供給信頼度確保へ影響を与える月に、容量停止計画を予定している電源を調整不調電源とします。※2		
ペナルティ概要	調整期間終了時に、調整不調電源となっている電源に対し、以下のペナルティ算定式により、容量確保契約金額を減じます。※3		
ペナルティ算定式	<p><b>【追加設備量を利用する場合】</b>  <math>(\text{契約単価 (円/kW)} \times \text{契約容量 (kW)} \times 0.3\% / \text{日} \times \text{調整不調の日数})</math></p> <p><b>【供給信頼度確保に影響を与える場合】</b>  <math>(\text{契約単価 (円/kW)} \times \text{契約容量 (kW)} \times 0.6\% / \text{日} \times \text{調整不調の日数})</math></p>		

### 容量停止計画の調整手順

1	<p><b>容量停止計画の取りまとめ</b>                      本機関は対象実需給年度の2年前に電源の容量停止計画を取りまとめます。</p>
2	<p><b>時期の調整依頼</b>                      容量停止計画の調整が必要な場合、本機関または一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している容量提供事業者時期の調整を依頼します。</p>
3	<p><b>調整不調電源の決定</b>                      追加設備量を利用する場合および供給信頼度確保へ影響を与える月に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。</p>

### 調整不調の日数の考え方

例：提出した計画停止期間の10月が供給信頼度の基準を満たしていない月であったため、作業期間の変更調整を行った結果、一部10月作業を回避できなかった場合



- ※1：対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る）、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合
- ※2：容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と認められる場合は、調整不調電源としない場合がある
- ※3：対象実需給年度2年前の容量停止計画の調整以降、容量停止計画を追加・変更した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合には、「供給信頼度に影響を与える場合」の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合がある

# 第5章 契約の履行 (参考) 容量停止計画の対象

- 容量停止計画の対象は電源等の維持・運営に必要な作業、流通設備の作業等、地方自治体との協定の履行に伴い出力停止する場合となります。
- 対象実需給年度の2年度前に提出する容量停止計画は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものです。
- 対象実需給年度に提出する容量停止計画は、事故による供給力の低下、日数が短く休日等の軽負荷時に実施される作業等を含む電源等の停止・出力低下も該当します。

↔: 対象実需給年度2年度前時点で計画されている作業期間

↔: 対象実需給年度中に発生した事故による供給力の低下、日数が短く休日等の軽負荷時に実施される作業等の期間

容量停止計画の対象※1	提出時期	対象実需給1年度の容量停止計画 (例)																	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月						10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							1日	...	13日	14日	15日	16日	17日	...	30日				
電源等の維持・運営に必要な作業に伴う出力停止等※2	対象実需給年度2年度前		↔																
	対象実需給年度中		↔								↔				↔				
流通設備作業等に伴う出力停止等 ※高圧及び低圧等の流通設備作業は除く	対象実需給年度2年度前																	↔	
	対象実需給年度中	↔										↔				↔			
地元自治体との協定等の履行に伴う出力停止等	対象実需給年度2年度前																		↔
	対象実需給年度中		↔																↔

※1: 蓄電池の充放電時間及び充放電回数の制約に伴う停止については容量停止計画の対象外とする  
 ※2: 定期補修及び中間補修は、付帯作業等も考慮した補修日数とする

## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目 (④ 余力活用に関する契約の締結)

対象の電源等区分	安定電源（調整機能有するもの）	適用時期	対象実需給年度前
リクワイアメント概要	安定電源のうち、調整機能を有するものについて属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること。余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力および下げ調整力の両方を供出するものであること。なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること。		
アセスメント概要	制度適用期間に継続して、属地一般送配電事業者と本オークション容量確保契約約款第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しているかを確認します。		
ペナルティ概要	属地一般送配電事業者と本オークション容量確保契約約款第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、または制度適用期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを市場退出として扱います。		
ペナルティ算定式	-		

アセスメント実施頻度およびリクワイアメント未達成の扱い



対象実需給年度前から**年次**でアセスメント実施  
(アセスメントの結果、リクワイアメント未達成の場合は**市場退出**として扱う)

※：制度適用期間を20年と仮定

## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目 (⑤ 供給力の維持)

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること ただし、本オークション容量確保契約約款第9条第1項に基づく容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ※1 (180 日相当) を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。		
アセスメント概要	容量停止計画※2が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、 リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※3とします。		
ペナルティ概要	累積したリクワイアメント未達成コマ数が年間で8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ (円)} = \frac{\text{容量確保}}{\text{契約金額 (円)}} \times (\text{年間停止コマ相当数} - 8,640) \times 0.0125 (\%/コマ)$		

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



※1：1コマ=30分（48コマ/日）

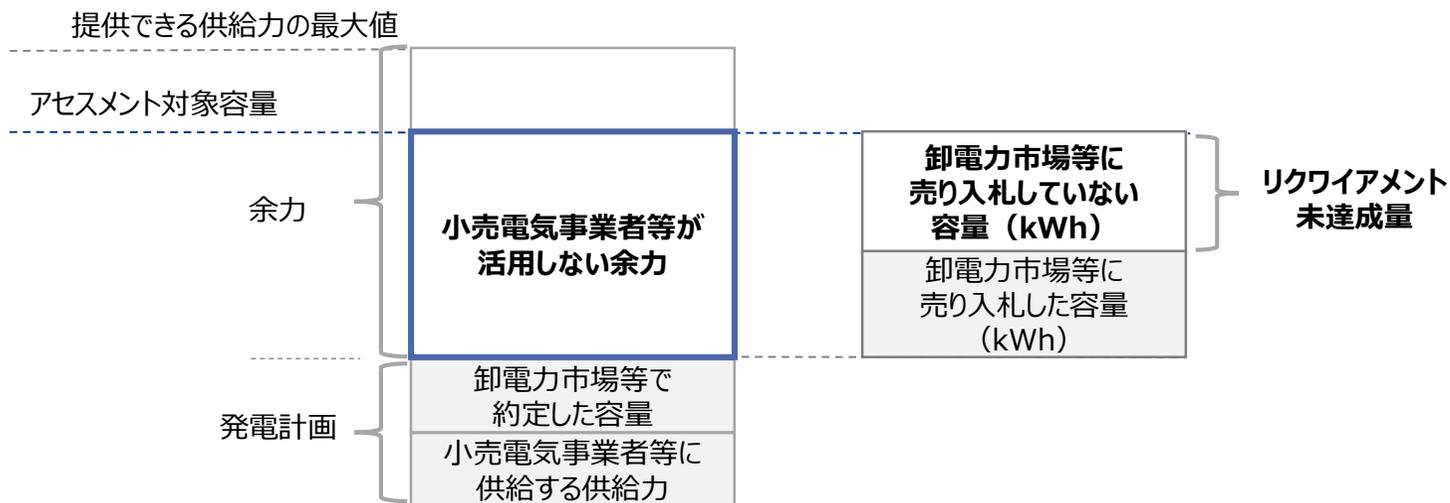
※2：容量停止計画の対象：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合

※3：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合がある

## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑥ 市場応札）

対象の電源等区分	安定電源	適用時期	対象実需給年度前
リクワイアメント概要	対象実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に売り入札すること ただし、本オークションの容量確保契約約款19条①(2) i ~ v に該当する場合、卸電力取引所等※1に売り入札する量を減少できるものとします。		
アセスメント概要	小売電気事業者等が活用しない余力※2 から卸電力取引所等に売り入札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします。		
ペナルティ概要	前日断面以降の需給バランス評価において、低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマに発生したリクワイアメント未達成量について、経済的ペナルティが科されます。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ (円)} = \frac{\text{リクワイアメント未達成量 (kWh)} \times \text{容量確保契約金額 (円)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間(h)} \times 3}$		

小売電気事業者等が活用しない余力およびリクワイアメント未達成量の考え方



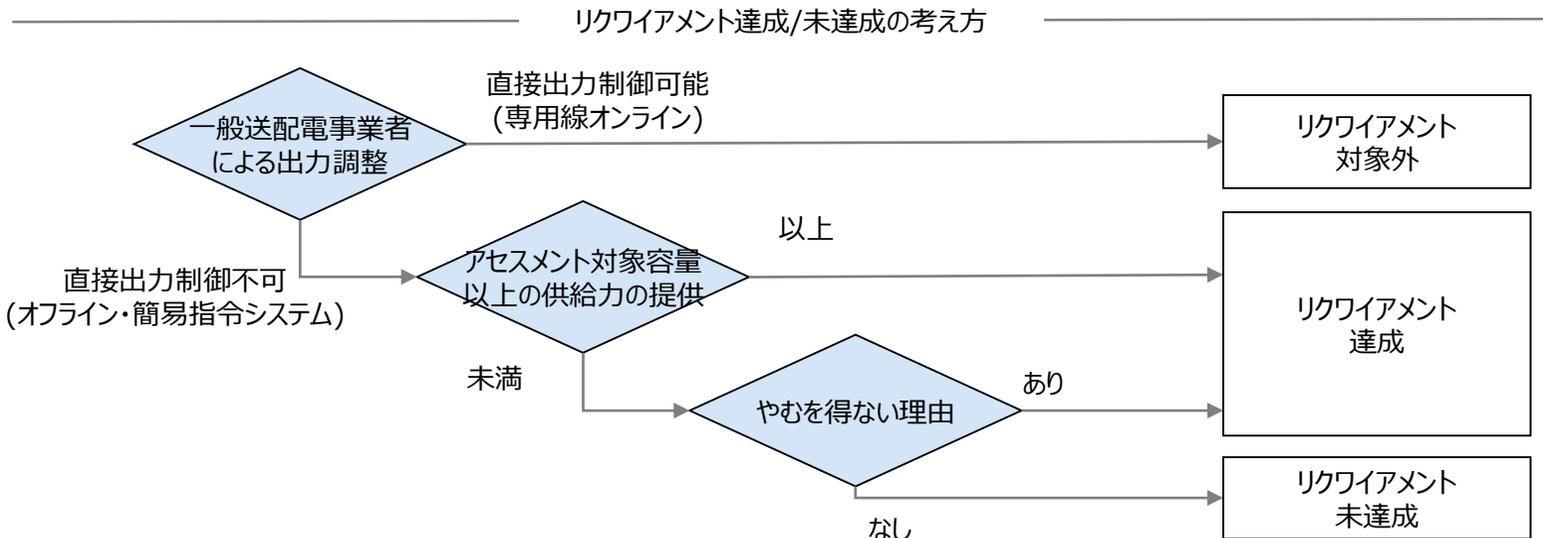
※1：卸電力取引所および需給調整市場のことを指す

※2：小売電気事業者等が活用しない余力はアセスメント対象容量と提供できる供給力の最大値のいずれか低い値から発電計画を控除した値

※3：具体的な数字は対象実需給年度のメインオークションの募集要綱を参照

## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目 (⑦ 供給指示への対応)

対象の電源等区分	安定電源	適用時期	対象実需給年度前
リクワイアメント概要	対象実需給年度において前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること※ <sup>1</sup>		
アセスメント概要	一般送配電事業者からの指示に応じて供給力を提供していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成とし、ゲートクローズ以降の余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。		
ペナルティ概要	リクワイアメント未達成量について、経済的ペナルティが科されます。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ (円)} = \frac{\text{リクワイアメント未達成量 (kWh)} \times \text{容量確保契約金額 (円)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間(h)} \times 2}$		



※1：一般送配電事業者との間で給電申合せ等が締結されていない場合、一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力を制御できる電源の場合及びその他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合はこの限りではない

※2：具体的な数字は対象実需給年度のメインオークションの募集要綱を参照

# 第5章 契約の履行

## (参考) 本オークションにおける供給力供出の考え方

■ 本オークションの目的である安定供給上のリスク抑制にあたり、契約電源による供給力の供出を義務付けていることをふまえ、対象実需給年度に向けたリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを設定しております。

### リクワイアメントとペナルティの関係性

- R: 【容量停止計画の調整】  
容量停止計画を提出のうえ、自らの容量停止計画の調整に応じること
- P: 調整不調日数に応じた  
容量確保契約金額の減額

---

- R: 【供給力の維持】  
アセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること(容量停止計画を提出する場合は8,640コマを上限に出力抑制を認める)
- P: 8,640コマを超過した停止コマ相当数※1に応じた経済的ペナルティ

---

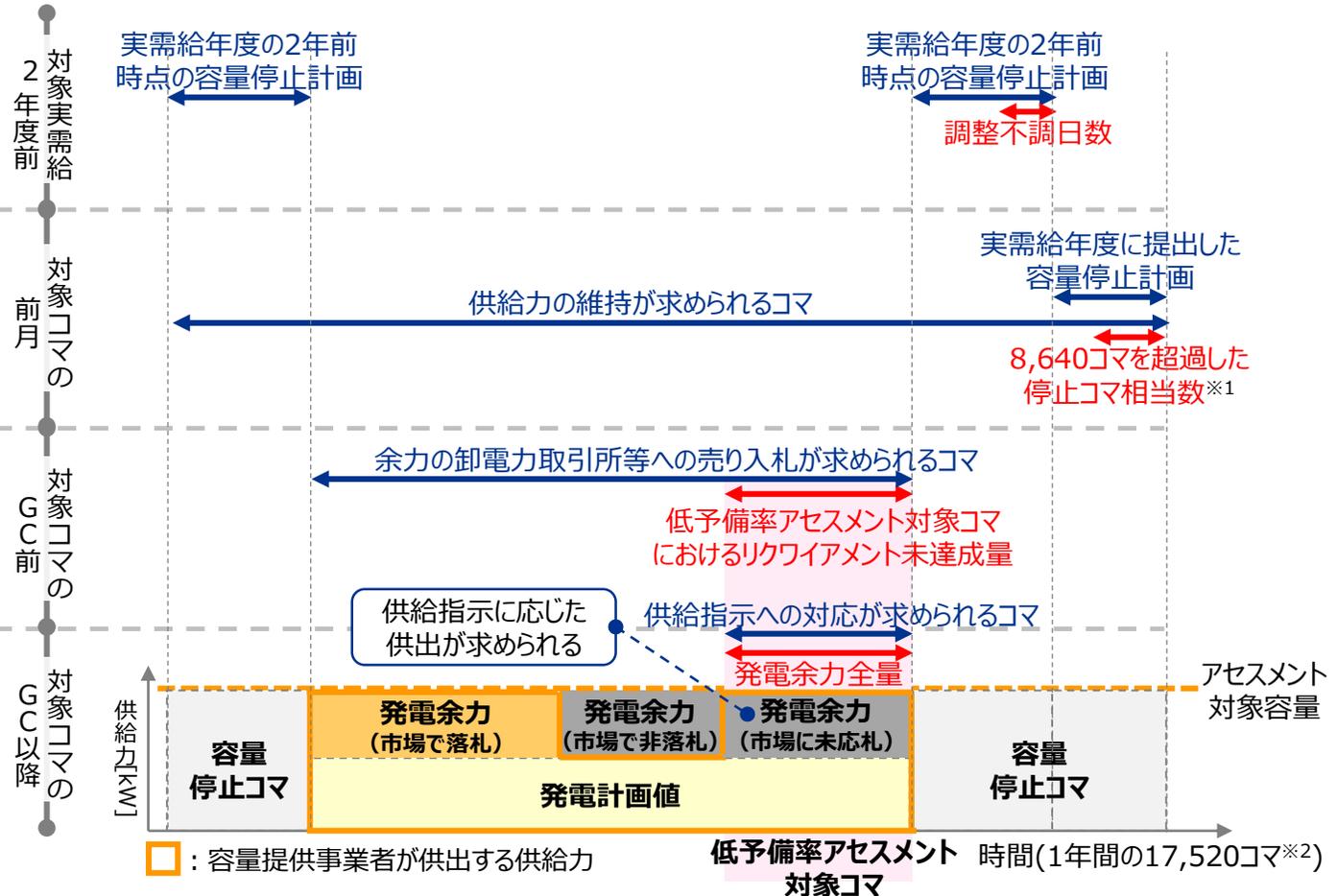
- R: 【発電余力の卸電力取引所等への入札】  
容量停止計画が提出されていない時間帯に、発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること
- P: 低予備率アセスメント対象コマにおけるリクワイアメント未達成量に応じた経済的ペナルティ

---

- R: 【電気の供給指示への対応】  
低予備率アセスメント対象コマにおいて、属地一般送配電事業者からの供給指示に応じること
- P: 供給指示に応じていない場合、発電余力の全量に対する経済的ペナルティ

(凡例)R:リクワイアメント、P:ペナルティ

### 供給力供出とコマごとのリクワイアメント・ペナルティの関係イメージ

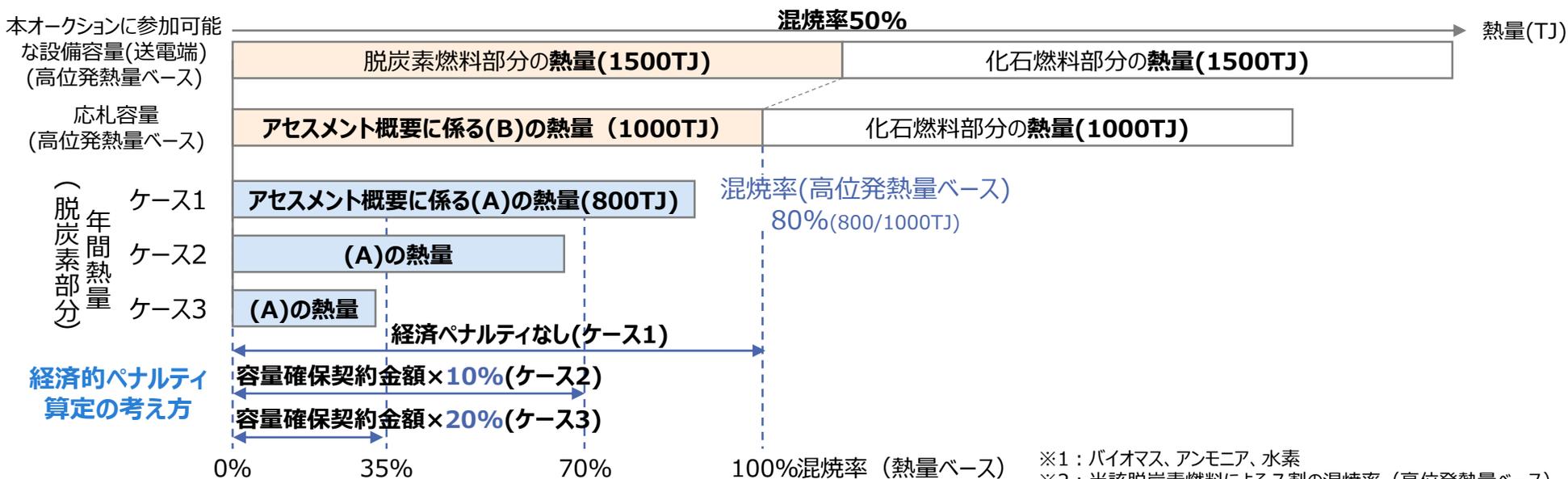


※1: 容量停止計画の提出タイミングおよび広域予備率によるペナルティ倍率を設定しています  
 ※2: 蓄電池・揚水式水力は、各月の発電可能時間[h/日]×2[コマ/h]×365[日/年]を分母として扱います

## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑧ 脱炭素燃料の混焼率）

対象の電源等区分	安定電源（混焼火力電源）	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	脱炭素燃料※1を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く）について、脱炭素燃料の年間最低混焼率※2を達成していること		
アセスメント概要	脱炭素燃料を使用する電源の混焼率（高位発熱量ベース）が年間最低混焼率※2以上であることを確認します。 $\text{混焼率（高位発熱量ベース）} = \frac{\text{応札容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における脱炭素燃料から生じた熱量(A)}}{\text{応札容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における全燃料から生じた熱量合計(B)}} \times 100$		
ペナルティ概要	脱炭素燃料を使用する電源の混焼率が年間最低混焼率未滿である場合、達成度合いに応じて経済的ペナルティを科します。なお、合理的な理由なく、継続的に混焼率が著しく低くなる場合には、重大な違反行為とし、契約解除とします。		
ペナルティ算定式	<p><b>【当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が35%以上70%未滿の場合】</b>                      経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 10%</p> <p><b>【当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が35%未滿の場合】</b>                      経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%</p>		

——— 脱炭素燃料使用の電源における混焼率およびペナルティ算定の考え方（新設・リプレース電源（混焼率50%）の場合のイメージ） ———



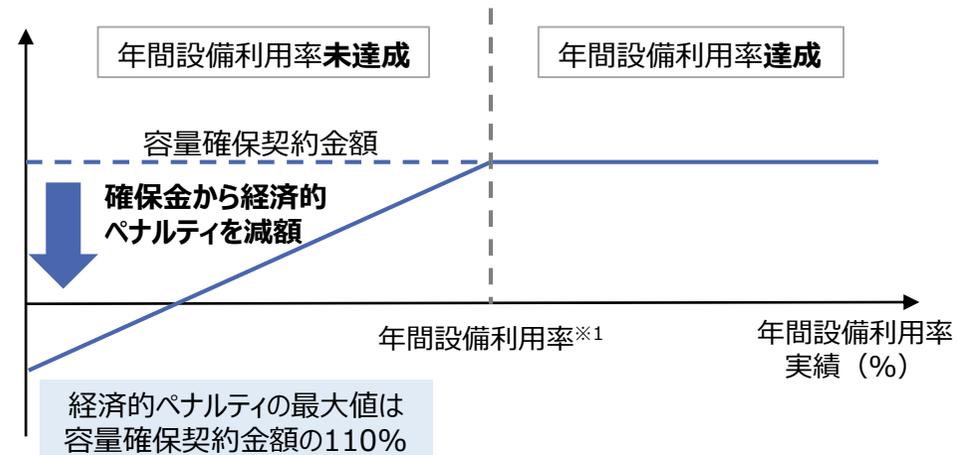
## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑨ 年間設備利用率）

対象の電源等区分	変動電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率を達成していること		
アセスメント概要	対象実需給年度の年間設備利用率実績が、電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率以上であることを確認します。 $\text{年間設備利用率} = \frac{\text{年間発電電力量（送電端）}}{\text{設備容量（送電端）} \times \text{暦時間数（24時間} \times 365\text{日）}}$		
ペナルティ概要	対象実需給年度の年間設備利用率実績が、電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率未達である場合、経済的ペナルティを科します。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ} = \text{容量確保契約金額} \times \left[ 1.1 \times \left[ 1 - \frac{\text{年間設備利用率実績}}{\text{年間の設備利用率}^{\ast 1}} \right] \right]^{\ast 2}$		

電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率  
(応札年度：2024年度)

電源種	年間の設備利用率
太陽光	18.3%
陸上風力	29.1%
洋上風力	39.3%
流込式水力	44.8%

年間設備利用率に応じた請求交付額のイメージ

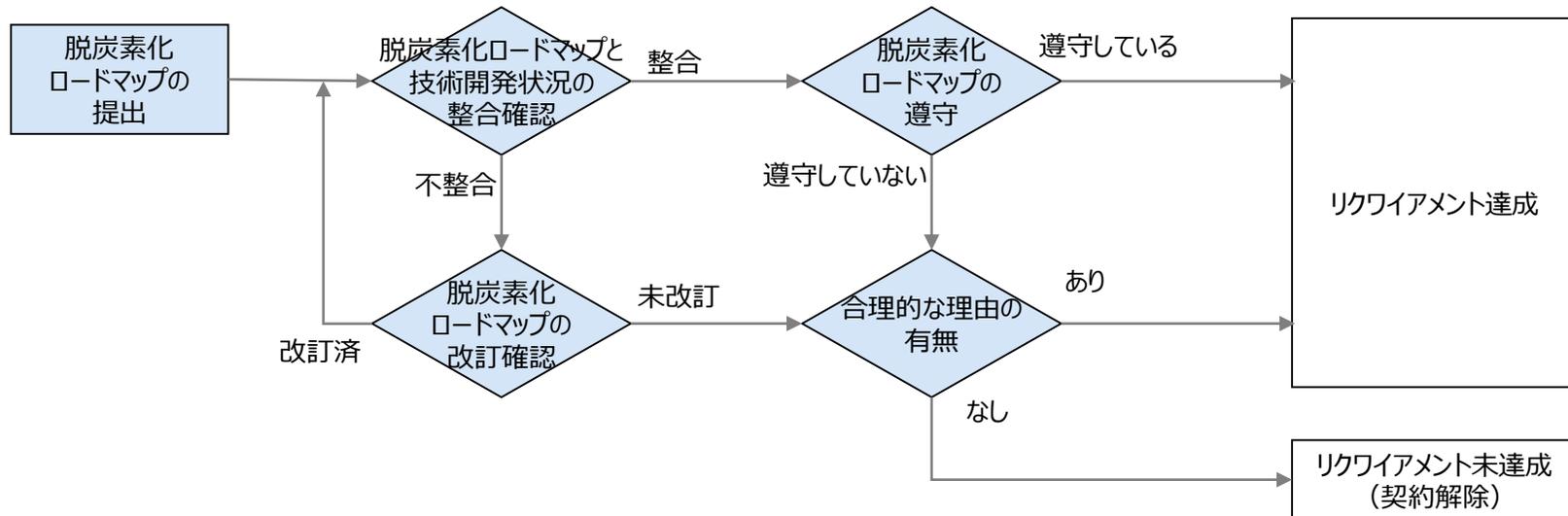


※1：電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率  
※2：負値となる場合は零とする

## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑩ 脱炭素化ロードマップの遵守1/2）

対象の電源等区分	安定電源(火力電源)	適用時期	その他
リクワイアメント概要	LNG専焼火力・水素専焼火力（グレー水素に限る）の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修※1および既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、本機関が別途定める様式に従い、脱炭素化に向けたロードマップ※2※3を作成し、必要に応じて改訂し、その内容を遵守すること		
アセスメント概要※4	必要に応じてロードマップを改訂し、その内容を遵守していることを確認します。必要な改定を行っていない場合や、脱炭素化に向けた追加投資を行っていない場合は、合理的な理由の有無を確認します。		
ペナルティ概要	合理的な理由なくロードマップを改訂していない場合、またはその内容を遵守していない場合は、契約を解除することができるものとします。		
ペナルティ算定式	-		

アセスメント時の判断フロー



※1：アンモニア・水素混焼を前提とした LNG 火力の新設・リプレース、または既設の石炭火力・LNG火力・石油火力をアンモニア・水素混焼にするための改修  
 ※2：LNG専焼火力のための新設・リプレースについては、2050年カーボンニュートラルとの関係性を考慮し、供給力提供開始日から10年後までの間に、脱炭素化に向けた対応（改修のための本オークションへの応札等）を開始する旨の記載を求める  
 ※3：脱炭素化（水素・アンモニアの混焼電源は水素・アンモニアの専焼化等。グレー水素またはグレーアンモニアを使用する電源は、ブルー水素もしくはブルーアンモニアまたはグリーン水素またはグリーンアンモニアへの燃料転換。）への道筋を示すこと。既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現すること  
 ※4：資源エネルギー庁 電力基盤整備課がアセスメントを実施する

## リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目（⑩ 脱炭素化ロードマップの遵守2/2）

対象の電源等区分	安定電源(既設バイオマス専焼火力電源)	適用時期	その他
リクワイアメント概要	既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現すること		
アセスメント概要	2050年度における発電実績をもとにバイオマス燃料の専焼化が完了していることを確認します。2050年度末日より前に契約電源を設備廃止する場合は、廃止前1年間の発電実績をもとに専焼化が完了していることを確認します。		
ペナルティ概要	2050年度中（同年度末日までに契約電源の設備を廃止する場合は当該廃止前の1年間）にバイオマス燃料の専焼化が実現していない場合、以下状況に応じた対応をします。		
ペナルティ算定式	<p><b>【2051年4月1日までに制度適用期間が終了している場合】</b> 参入ペナルティとともに、以下の経済的ペナルティを科す                  経済的ペナルティ = 制度適用期間最終年度の容量確保契約金額 × 10%</p> <p><b>【2051年4月1日までに制度適用期間が終了していない場合】</b>                  契約解除</p>		

脱炭素化ロードマップの遵守（既設火力をバイオマス専焼にするための改修）にかかるアセスメントプロセスとペナルティ判定

制度適用期間 終了日	設備状況	アセスメント実施方法				ペナルティ (アセスメント未達成の場合)
		2049年度	2050年度	2051年度		
2051年4月1日 より前	2050年度末日も稼働中					制度適用期間最終年度の容量確保契約金額 × 10%
	2050年度末日以前に廃止					制度適用期間最終年度の容量確保契約金額 × 10%
2051年4月1日以降	2050年度末日も稼働中					契約解除

## 供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い

- 容量オークションでは予定していた供給力の提供ができなくなった等により容量確保契約容量を減少する必要が生じた場合、容量確保契約の変更あるいは解約が必要となり、これを市場退出と呼びます。
- 本オークションで落札された電源については、原則市場退出は認められません。ただし、本オークションの容量確保契約約款第11条に記載がある場合に限り、認められます。
- 容量提供事業者が市場退出する場合、退出容量に応じて当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。
- 科される経済的ペナルティは容量確保契約金額に基づく当該年度単年の契約単価により算定します。

ペナルティ算定式

$$\text{経済的ペナルティ（円）} = \text{退出容量（kW）} \times \text{契約単価} \times 10\%$$

### 契約単価の要件

- 当該年度単年の容量確保契約金額を、契約容量で除したもの
- 物価変動分の補正は、市場退出決定年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）と応札年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）を用いる

# 第5章 契約の履行 (参考) 電源等差替

- 年度毎に電源等差替を行うことができるのは、以下の場合に限りです。
  - ① 供給力提供開始時期が遅れ、供給力提供開始時期の遵守に係る経済的ペナルティが科される場合
  - ② 本オークションで落札した既設火力のアンモニア・水素混焼にするための改修に係る電源が、水素またはアンモニアの専焼化のための建て替えの追加投資を行う場合で、当該追加投資に係る本オークション落札から4年後の年度末※までの間において、供給力の提供ができない場合
- 電源等差替を行っている期間は、差替えた電源について、当該電源のメインオークションにおける電源等区分に応じ、対象実需給年度のメインオークションにおいて求められるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用します。
- 電源等差替を行っている期間は、制度適用期間には含めないものとします。

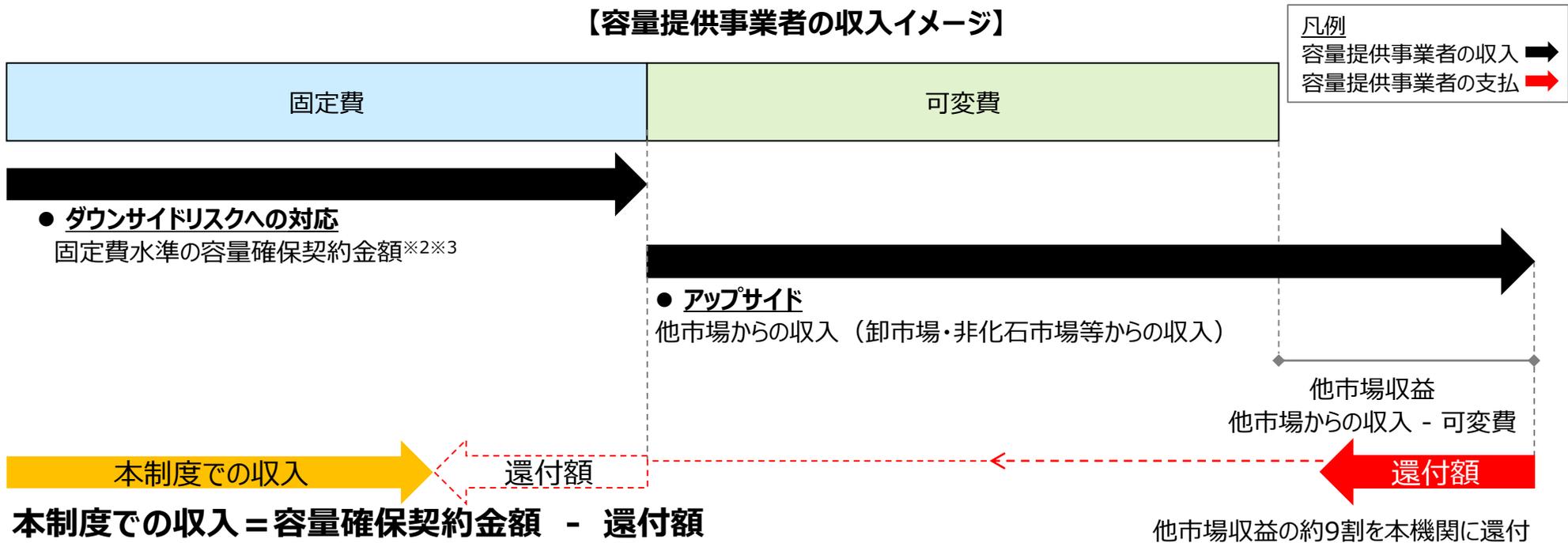
		X年度	X+1年度	X+2年度	X+3年度	...	X+12年度	...	X+16年度	...	X+20年度	...
マイルストーン		供給力提供開始時期(元々の予定)		供給力提供開始時期(変更後)			建て替え後電源落札		落札後4年度末※			
本オークションにおける電源等差替可能期間		上記①の差替可能期間			上記②の差替可能期間							
制度適用期間	建て替え前電源	建て替え前電源の契約期間(契約締結日から制度適用期間の末日まで)										
	建て替え後電源		メインAX実需給期間	制度適用期間(10年)				解体・建設期間			制度適用期間(10年)	制度適用期間(20年)
適用単価	建て替え前電源		メインオークションの約定単価	本オークションの容量確保契約金額の契約単価				メインオークションの約定単価			投資未回収分	
	建て替え後電源										本オークションの契約単価	
課されるリクワイアメント	建て替え前電源		メインオークションのリクワイアメント	本オークションのリクワイアメント				メインオークションのリクワイアメント				
	建て替え後電源										本オークションのリクワイアメント	

※：本オークション落札から4年後の年度末までの間に、建て替え前電源の供給力提供開始時点における制度適用期間が終了する場合は、その年度末まで

# 第5章 契約の履行 他市場収益の還付 (1/2)

- 本機関は、リクワイアメントの達成状況に応じて容量提供事業者に容量確保契約金額を支払います。
- 事業者のダウンサイドリスクへの対応（容量確保契約金額）以外のアップサイド（他市場からの収入）においては電源の稼働インセンティブに配慮しつつ国民負担を軽減させる方向性から、他市場収益の約9割の金額を還付※1いただきます。
- なお、対象実需給年度における他市場収益がマイナスとなる場合、当該マイナスの金額は翌年度の他市場収益から減じ、残りの金額を翌年度の他市場収益とします。

## 【容量提供事業者の収入イメージ】



※1：容量提供事業者とは異なる事業者が、契約電源を用いて他市場収益を得た場合、容量提供事業者が当該収益の一部を事後的に納付することが求められる

※2：物価変動分の補正等により容量確保契約金額が変動する可能性がある

※3：容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量 - 調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額

# 第5章 契約の履行 他市場収益の還付 (2/2)

- 市場価格が高いときに運転を行ったり、より安い価格で燃料調達を行ったりするような容量提供事業者の合理的・効率的なオペレーションを推進するために、還付割合を3段階に分けています。
- 容量収入として事業報酬分が得られることを踏まえ領域(A)は95%、メインオークションに落札した場合よりも本制度での収入が少なくなる領域<sup>※1</sup>(B)は85%、その間の領域(C)は90%の還付となります。

	インプット情報		当該事業者の <sup>※2</sup> 供給力提供年度の他市場に係る情報	インプット情報にもとづく 他市場収益の還付に係る算定方法 ( <sup>⑦</sup> ~ <sup>⑧</sup> : インプット情報より導かれる金額) ( <sup>①</sup> ~ <sup>③</sup> : 他市場収益の発生ケース)		
	当該事業者との本オークションに係る容量確保契約	供給力提供年度の容量市場 メインオークション		⑦ 実績収入(当該年度の容量確保契約金額) <sup>※3</sup>	⑧ メインオークション価格×契約容量	① 事業報酬
還付割合の算定方法	容量確保契約金額 事業報酬 契約容量 ×	メインオークション 価格 (対象電源が立地するエリアプライス)		2. <sup>⑦</sup> と <sup>⑧</sup> の差額を超える部分として 範囲(B)を決定 <b>(B)還付割合 85%</b>	3. <sup>⑦</sup> に対し、 <sup>①</sup> と <sup>⑧</sup> の間として 範囲(C)を決定 <b>(C)還付割合 90%</b>	1. <sup>①</sup> 以下として 範囲(A)を決定 <b>(A)還付割合 95%</b>
還付の算定方法		他市場から - 可変費 の収入	ケース1		<b>① 他市場収益</b> 95%還付 <sup>①</sup> ×95%	
			ケース2	<b>② 他市場収益</b> 90%還付 ( <sup>②</sup> - <sup>⑧</sup> )×90%	95%還付 <sup>①</sup> ×95%	
			ケース3	85%還付 ( <sup>③</sup> -( <sup>⑦</sup> - <sup>⑧</sup> ))×85%	90%還付 ( <sup>⑦</sup> - <sup>⑧</sup> - <sup>⑧</sup> )×90%	95%還付 <sup>①</sup> ×95%

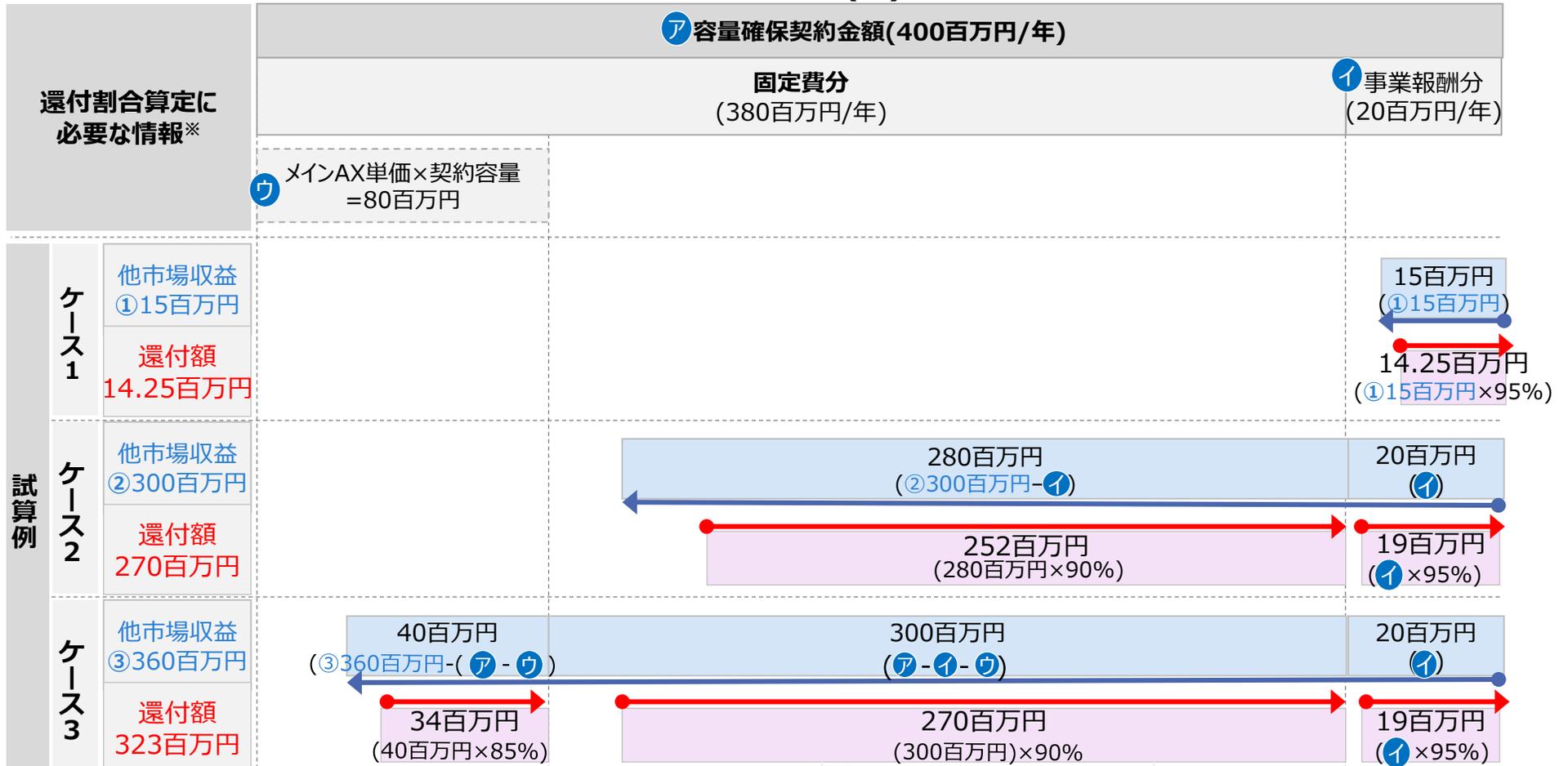
※1: 契約単価からメインオークション価格(契約電源が立地するエリアの約定単価)を引いた値が応札価格に織り込まれる事業報酬より小さく、(A)と(B)が重複する部分は(B)として扱う  
 ※2: 実際の他市場収入の算定方法と算定根拠および実際の可変費の算定方法と算定根拠は、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる  
 ※3: 容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量 - 調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額

# 第5章 契約の履行

## (参考) 他市場収益の還付の算定例 (1/2)

■ 他市場収益の多寡に応じた還付額の算定ケースは大きく4つであり、それぞれの計算イメージについて具体的な数値を用いて例示しております。

### 他市場収益の還付(例)

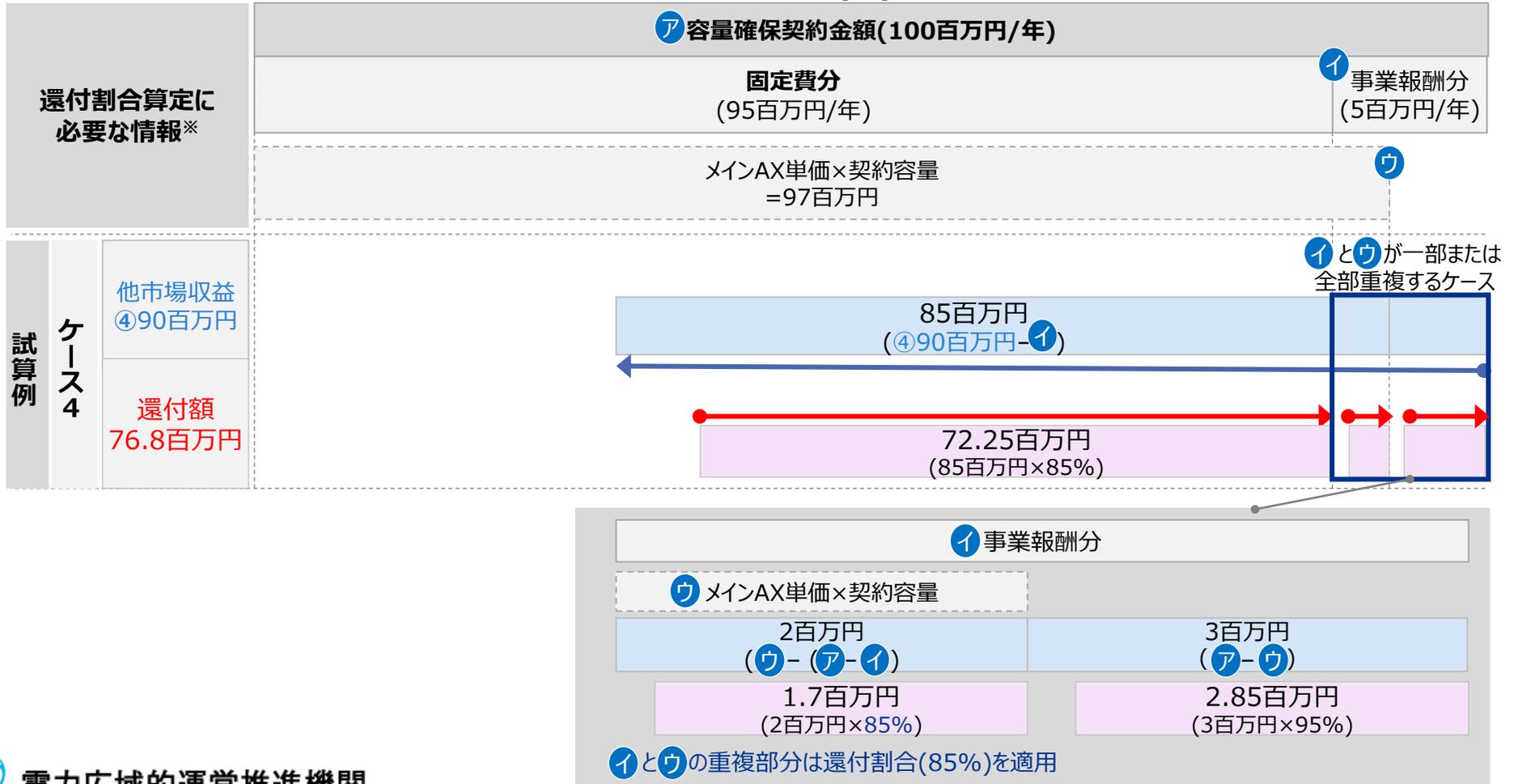


# 第5章 契約の履行

## (参考) 他市場収益の還付の算定例 (2/2)

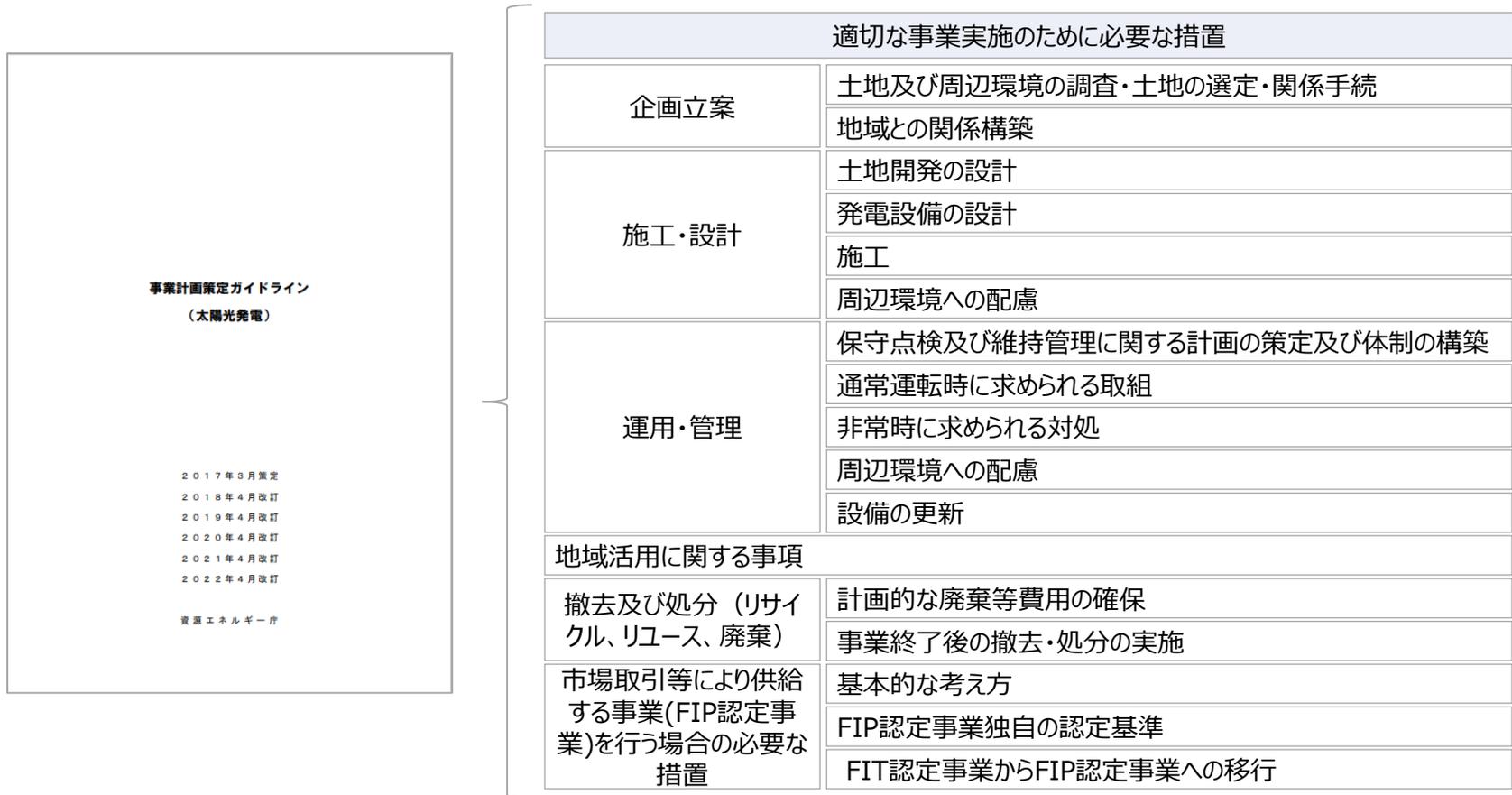
■ 他市場収益の多寡に応じた還付額の算定ケースは大きく4つであり、それぞれの計算イメージについて具体的な数値を用いて例示しております。

### 他市場収益の還付(例)



※：前提となる数値：契約単価：10,000円/kW/年、契約容量：10,000kW、当該年度のメインオークションの単価：9,700円/kW

- FIT/FIP制度では、事業計画策定ガイドラインにおいて、様々な事業規律の確保が求められていることを踏まえ、FIT/FIPの対象となっている電源種・規模の案件（太陽光・陸上風力・洋上風力・地熱・バイオマス）については、FIT/FIP制度における事業計画策定ガイドラインに準拠した事業運営を求めるとします。



# 第5章 契約の履行

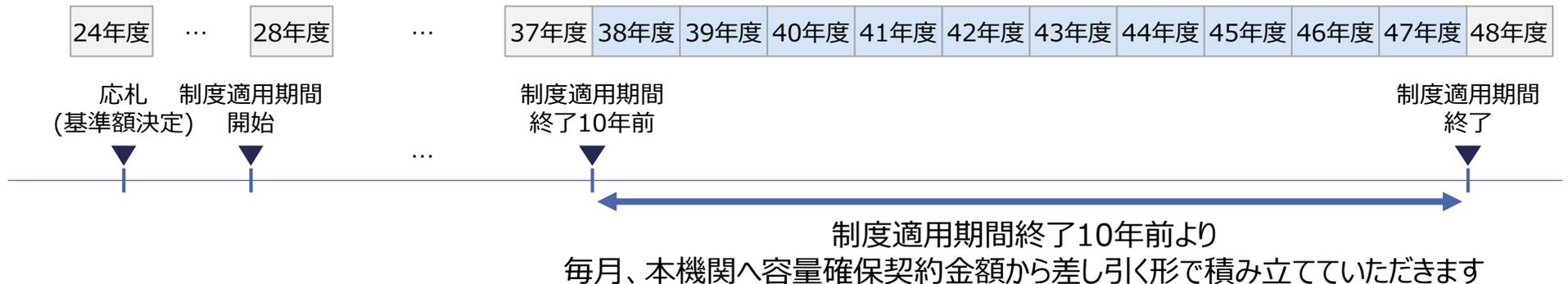
## 太陽光発電設備に対する廃棄等費用の積立

- FIT/FIP制度における事業計画策定ガイドラインに基づき、太陽光発電設備については制度適用期間終了 10 年前から本機関へ廃棄等費用の積立※1※2を開始するものとします。
- 積立金の額は、FIT/FIPと同様の金額水準（1.0万円/kW×設備容量（発電端））とし、月次で本機関へ支払い（積立金の額の 1/120 ずつ）するものとします。

算定式

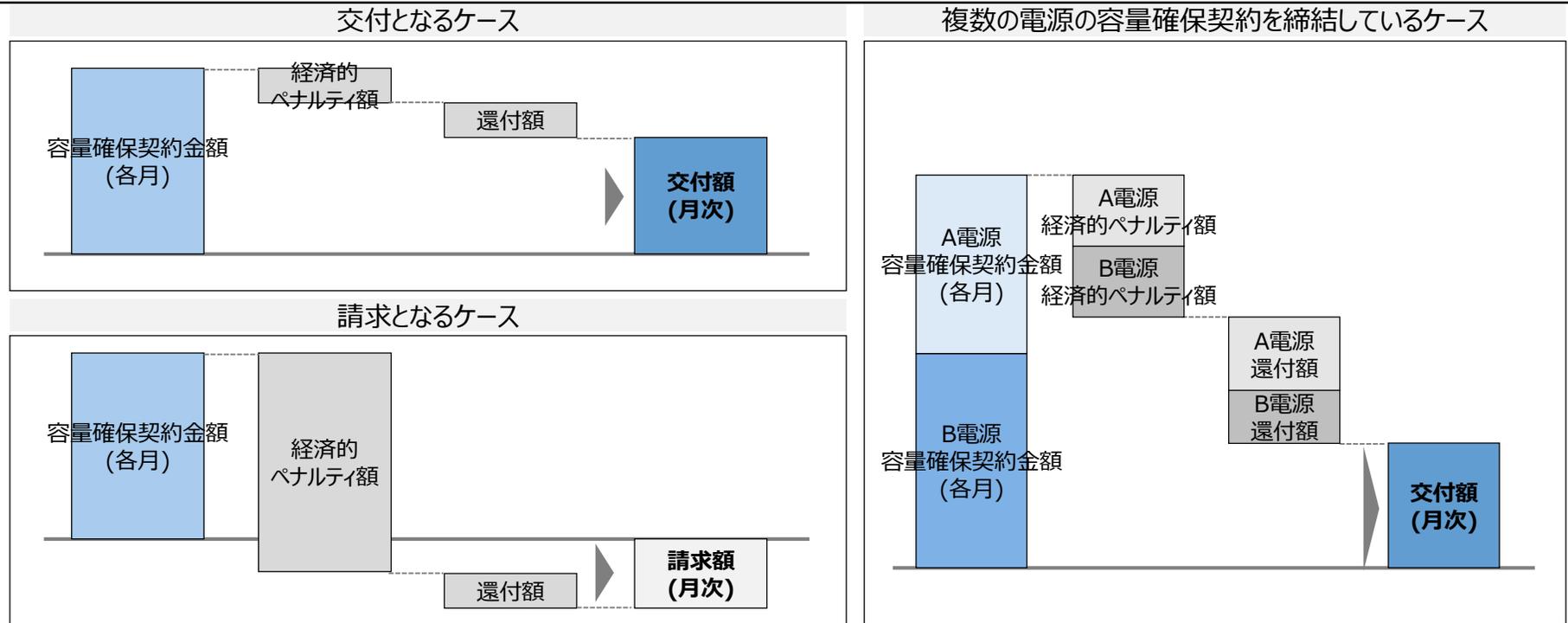
$$\text{廃棄等費用積立額（各月）} = 1.0 \text{ 万円/kW} \times \text{設備容量（発電端）} \div 120$$

### ■ 28年度より20年間、制度適用期間となるケース





- 容量確保契約に対する経済的ペナルティおよび還付が発生した場合、月次で容量確保契約金額（各月）と経済的ペナルティ額、還付額を合算して、交付または請求を行います。
- 容量確保契約の締結は電源単位で行われるため、複数の電源の容量確保契約を締結していた場合、当該事業者の他の電源の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して精算します。



※経済的ペナルティは、容量確保契約の締結事業者を対象として請求が行われ、その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はない

※年次の経済的ペナルティおよび還付額は算定結果確定後の請求交付額（月次）に反映する（対象年度の翌年度に1回/年）

※経済的ペナルティおよび還付額の未払いが生じた場合は、容量確保契約金額は毎月の交付を行うため、対象年度の期間内で、未払いの債務が生じた月の翌月以降の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して当該事業者との精算が行われる(その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はない)

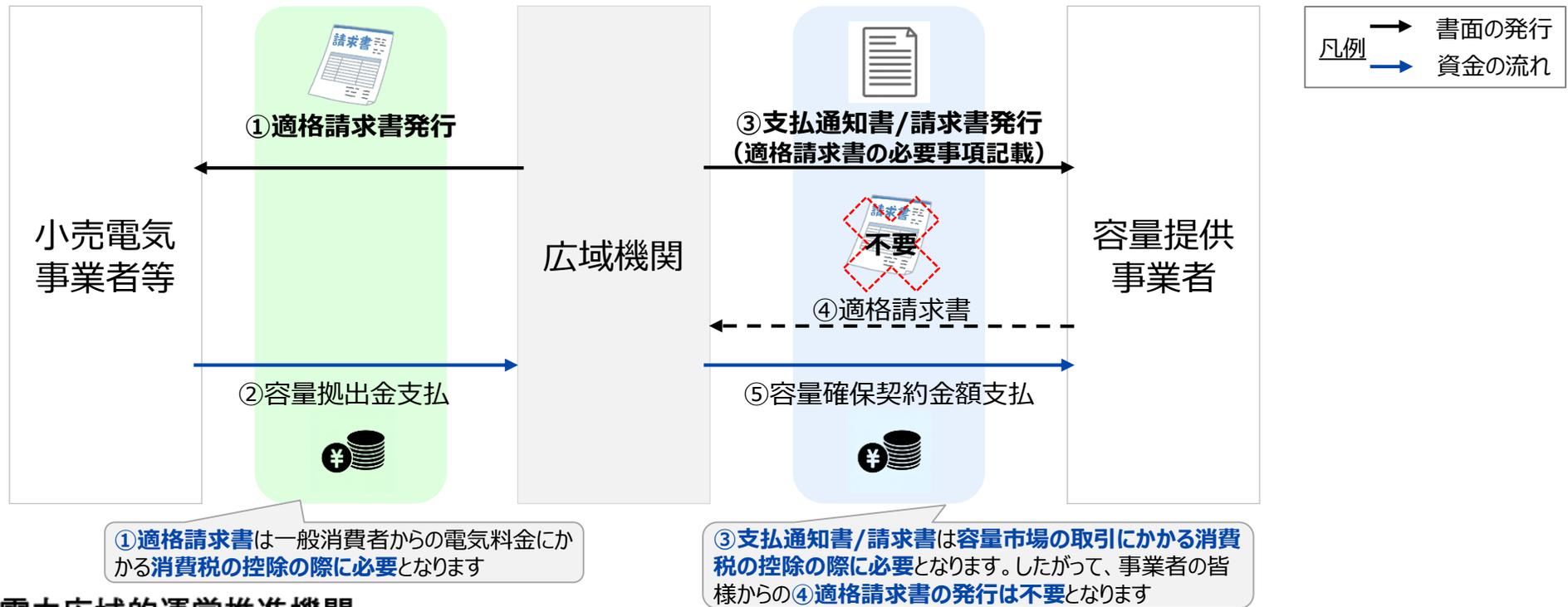
※廃棄等費用積立が開始した事業者については、当該積立額も含まれる

# 第5章 契約の履行

## 容量市場取引におけるインボイス制度の取扱い

- 容量市場においては課税取引が発生します。消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引でも、インボイス制度対応を行う必要があります。
- 本機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ本機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します。
- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、本機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報※1を記載する運用を検討しております。

※1：必要な情報の1つである容量提供事業者の登録番号について、次頁に記載の通り事前に情報登録を行う





## 第6章 容量拠出金

- 容量拠出金の全体像
- 容量拠出金の算定概要
- 容量拠出金の請求額の算定方法
- 未回収分の追加請求および還元の取引概要
- 未回収分の追加請求の配分方法
- 還元総額の算定概要
- 還元総額の配分方法
- 請求・支払フロー
- その他の容量拠出金の関連情報

- 容量拠出金とは、容量オークションによる供給力を確保するために本機関の定款に基づき、本機関の会員である小売電気事業者および一般送配電事業者、配電事業者に拠出いただくものです。
- 容量拠出金を原資に、供給力を提供する容量提供事業者に対して本機関が容量確保契約金額を支払います。
- 本オークションの容量拠出金は本オークションの制度適用期間開始となる2027年度以降となります。

## 容量拠出金と容量確保契約金額の関係



- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力（kW価値）を、市場管理者である本機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、本機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者等にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます※1。

(電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ (平成30年7月) より抜粋)

### 電気事業法

#### (供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### 電力広域的運営推進機関 定款

#### (容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

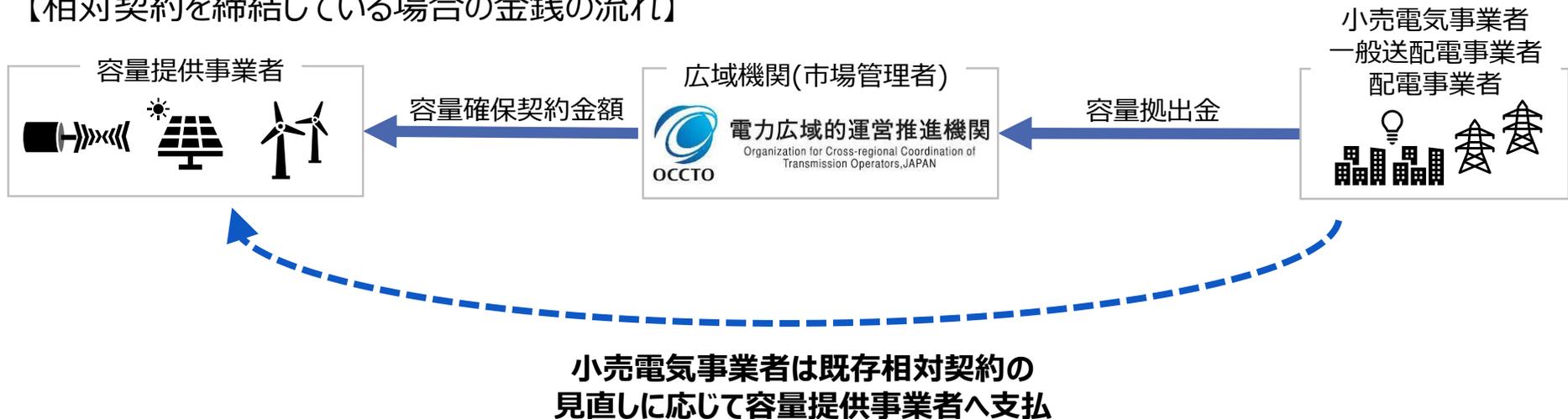
3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

# 第6章 容量拠出金 (参考) 既存の相対契約について

- 容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者等に容量拠出金をお支払いいただきます。相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生することとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、実需給期間までに適切に見直される必要があると考えられます。
- 契約見直しを行う際の考え方は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針※をご参考にしてください。

※見直し協議において、契約先電源の落札状況の把握が必要な場合は以下を参照ください。  
(本機関ホームページ) 相対契約の協議を目的とした容量市場に関する情報開示  
<https://www.occto.or.jp/market-board/market/jouhoukaiji.html>

## 【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



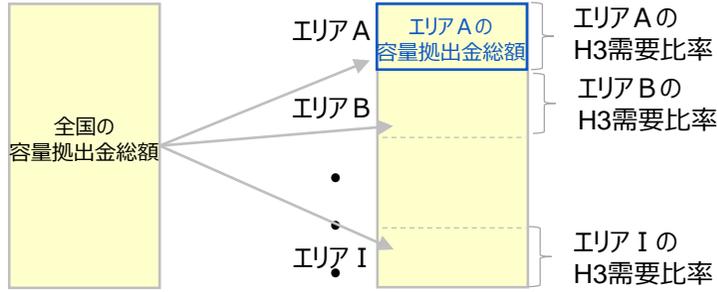


# 第6章 容量拠出金 容量拠出金の請求額の算定方法

■ 長期脱炭素電源オークションの容量拠出金は、以下①～④の手順により、各事業者の負担額を決定します。

## ① エリア別の容量拠出金総額の算定

全国の容量拠出金の総額※1をエリア別のH3需要※2比率に応じて、各エリアに配分します。

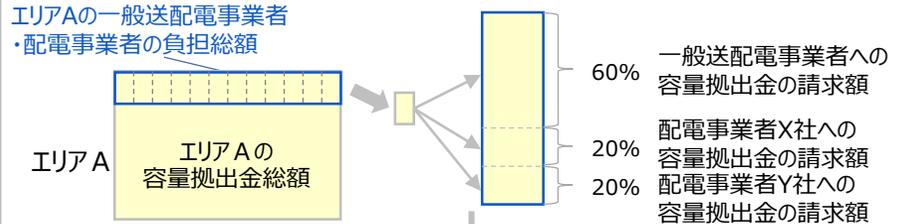


※1 当該実需給年度に本制度の適用が開始している電源等の落札価格、落札容量を基に算定  
 ※2 当該実需給年度の4年前に行われる当該実需給年度向けのメインオークションで用いるH3需要

## ② 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

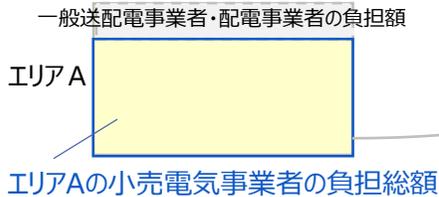
エリアに配分された容量拠出金に、メインオークションにおける当該年度の送配電事業者の負担割合※3を乗じることで、エリア毎の送配電事業者の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各送配電事業者の配分比率※4に応じて毎月の請求額を算定します。

(例) エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在し、配分比率を60%、20%、20%とした場合



## ③ 小売電気事業者の負担総額の算定

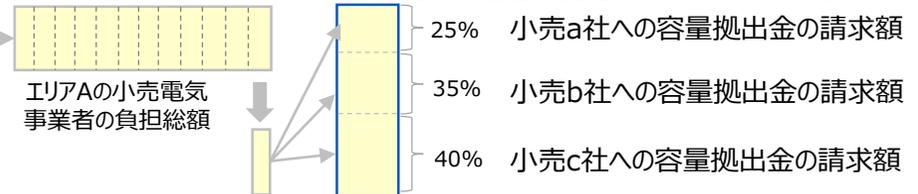
当該エリアの拠出金の総額から送配電事業者の負担総額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定します。



## ④ 各小売電気事業者への請求額の算定

✓ エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。  
 ✓ 但し、配分比率は、前年度の年間（夏季/冬季）のピーク時の電力（kW）の構成比を基礎とし、当該年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味（年間ピークの託送契約電力からの変化率に基づいて補正）します。

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



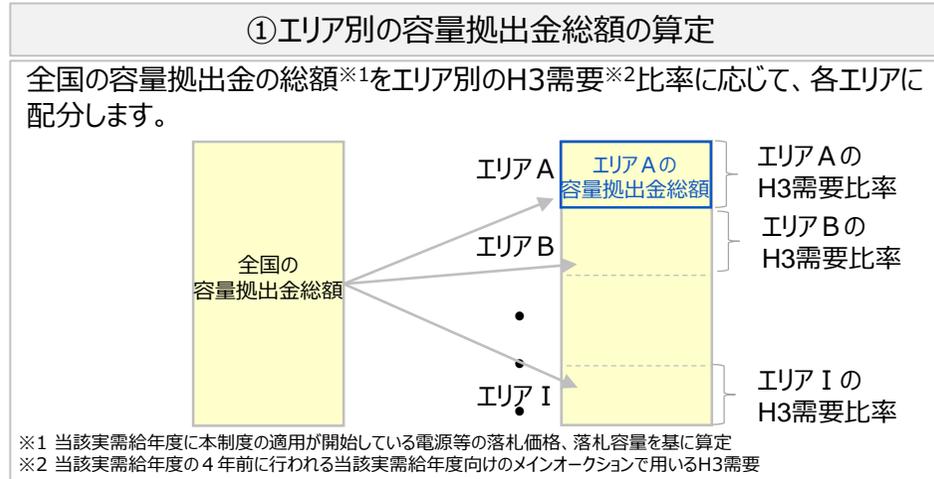
※3 : メインオークションのエリアの送配電事業者の負担総額※5÷メインオークションのエリアの負担総額  
 ※4 : 当該年度の4年前に行われる当該実需給年度向けのメインオークションで用いるH3需要に占める事業者毎の比率  
 ※5 : エリアのメインオークションの約定価格×メインオークションで用いるH3需要×8%（2025年度以降の負担比率）

# 第6章 容量拠出金 (試算例) ①エリア別の容量拠出金総額の算定

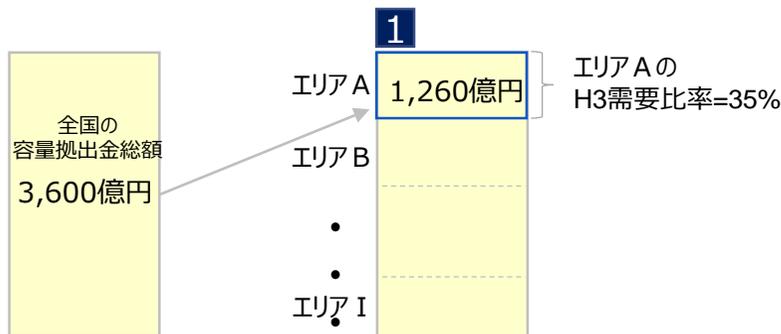
算定式

$$\text{エリア別の容量拠出金総額} = \text{全国の容量拠出金の総額} \times \text{当該エリアのH3需要比率}$$

※全国の容量拠出金の総額 =  $\Sigma$  ( 当該実需給年度に制度適用期間の対象となる電源の容量確保契約金額)



## 試算イメージ



**1** エリアAの容量拠出金の総額  
 $3,600 \text{ 億円} \times 35\% = 1,260 \text{ 億円}$

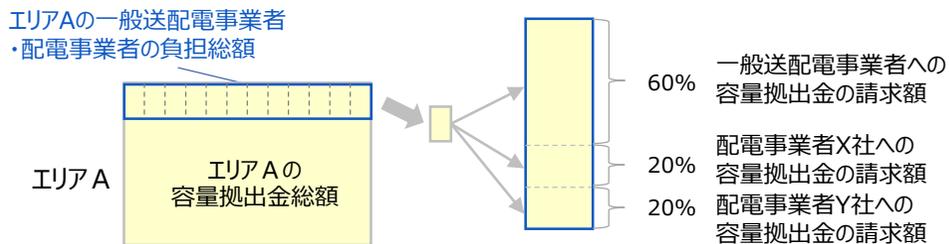
算定式

- ① **エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額**  
 = エリア別の容量拠出金総額 × メインオークションにおける当該年度の送配電事業者の負担割合※1
- ② **各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額**  
 = (① ÷ 12) × 各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率※2

### ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

エリアに配分された容量拠出金に、メインオークションにおける当該年度の送配電事業者の負担割合※1を乗じることで、エリア毎の送配電事業者の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各送配電事業者の配分比率※2に応じて毎月の請求額を算定します。

(例) エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在し、配分比率を60%、20%、20%とした場合

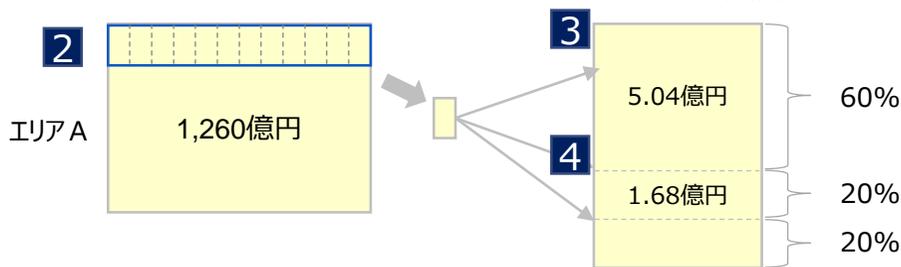


※1 メインオークションのエリアの送配電事業者の負担総額※3 ÷ メインオークションのエリアの負担総額

※2 当該年度の4年前に行われる当該実需給年度年度向けのメインオークションで用いるH3需要に占める事業者毎の比率

※3 エリアのメインオークションの約定価格 × メインオークションで用いるH3需要 × 8% (2025年度以降の負担比率)

### 試算イメージ



**2** エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額  
 1,260億円 × 8% = 100.8億円

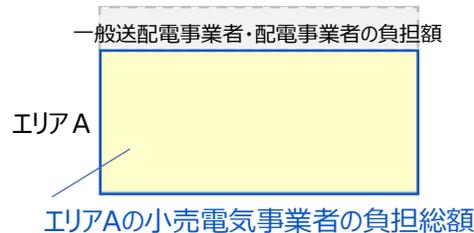
**3** エリアAの一般送配電事業者へのある月の請求額  
 (100.8億円 ÷ 12) × 60% = 5.04億円

**4** エリアAの配電事業者X社へのある月の請求額  
 (100.8億円 ÷ 12) × 20% = 1.68億円

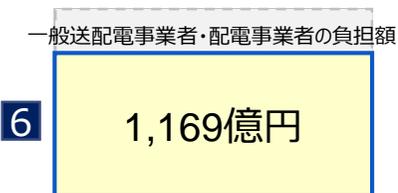
算定式

**エリア別の小売電気事業者の負担総額**
$$= \text{エリア別の容量拠出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}$$
**③小売電気事業者の負担総額の算定**

当該エリアの拠出金の総額から送配電事業者の負担総額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定します。



試算イメージ



**6** エリアAの小売電気事業者の負担総額  
1,260億円 - 100.8億円 = 1,159.2億円

算定式

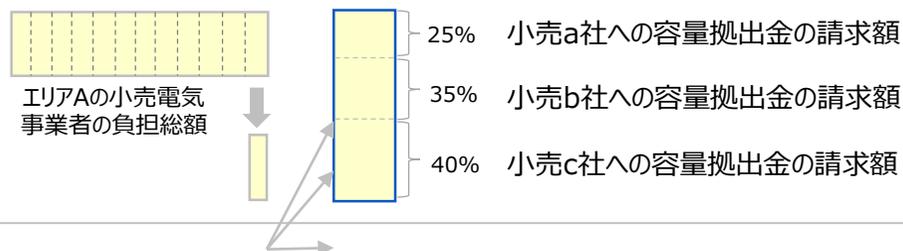
各小売電気事業者への毎月の請求額

$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{小売各社の毎月の配分比率}$$

### ④各小売電気事業者への請求額の算定

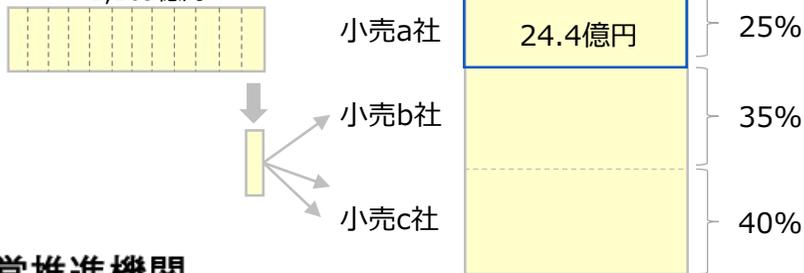
エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率（実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの）に応じて毎月の請求額を算定する。

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



試算イメージ

エリアAの小売電気事業者の負担総額  
= 1,169億円



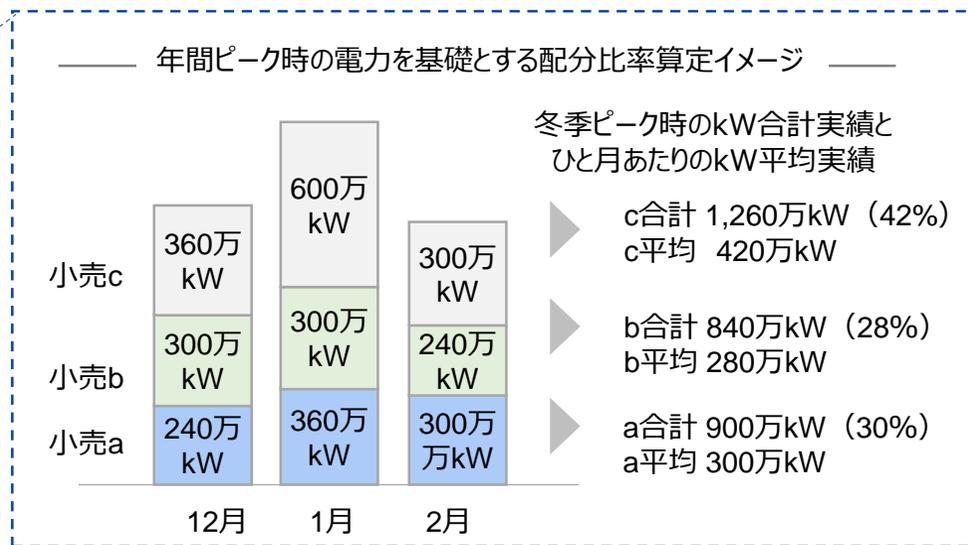
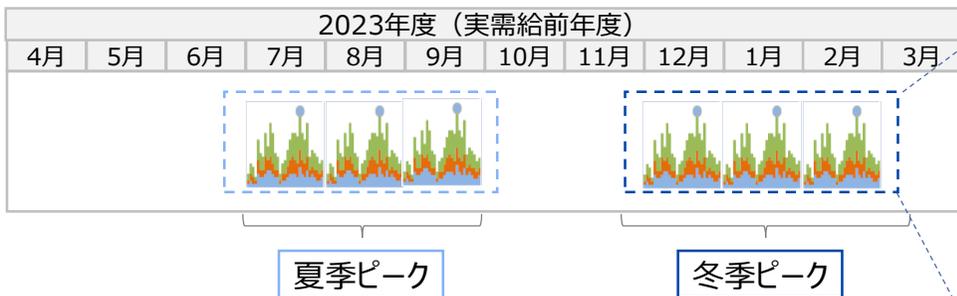
7 エリアAの小売a社へのある月の請求額  
(1,169億円 $\div$ 12)  $\times$  25%  $\doteq$  24.4億円

# 第6章 容量拠出金

## (参考) 各小売電気事業者への請求額の算定\_配分比率計算方法1/2<sup>107</sup>

- 各小売電気事業者の毎月の配分比率は、前年度の年間（夏季/冬季）のピーク時の電力（kW）を基礎とし、対象実需給年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味します。当該配分比率に基づき各小売電気事業者の毎月の請求額を本機関が決定します。
- 年間ピークとは「7～9月/12～2月の各月における最大需要発生時（1時間）※における電力使用量を合計したもの（kW）の当該期間における比率」を指し、それぞれ容量拠出金1～6回目（4月～9月分）/7～12回目（10月～3月分）の請求額算定の基礎となります。

### 小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方



# 第6章 容量拠出金

## (参考) 各小売電気事業者への請求額の算定\_配分比率計算方法2/2<sup>108</sup>

■ 「対象実需給年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味する」とは、対象実需給年度にシェア変動があった場合、託送契約電力のシェア変動で補正を行うことにより、シェア変動を各小売電気事業者への容量拠出金の請求額に反映することを指します。

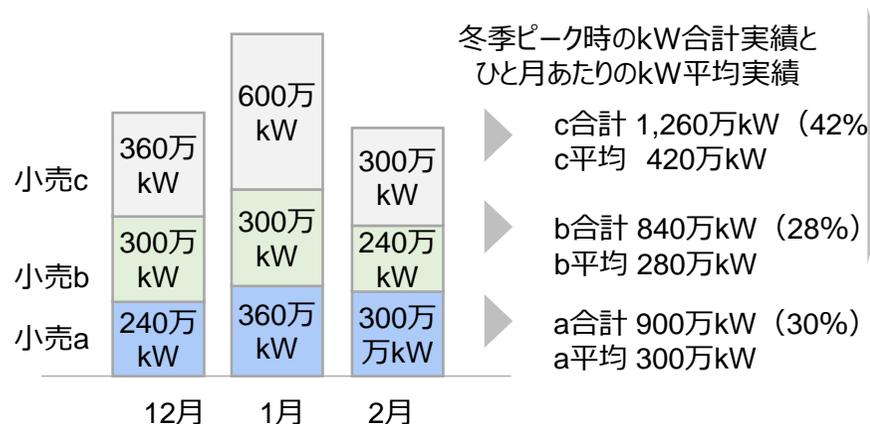
算定式

$$\text{シェア変動考慮後のkW (推定)} = \text{年間ピーク時のkW実績} \times \frac{\text{シェア変動考慮後のkW}}{\text{当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計}}$$

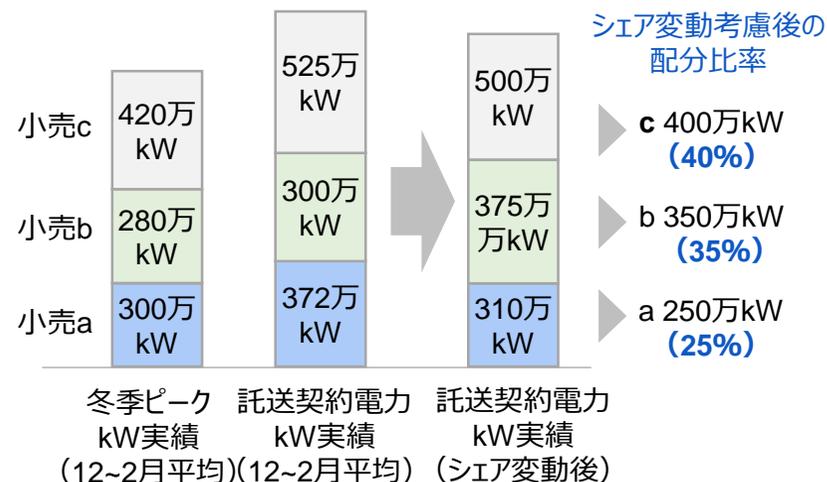
$$\text{シェア変動考慮後の配分比率} = \frac{\text{シェア変動後の託送契約電力kW実績}}{\text{年間ピーク時の託送契約電力kW実績}}$$

小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方

年間ピーク時の電力を基礎とする配分比率算定イメージ



シェア変動の補正による配分比率算定イメージ

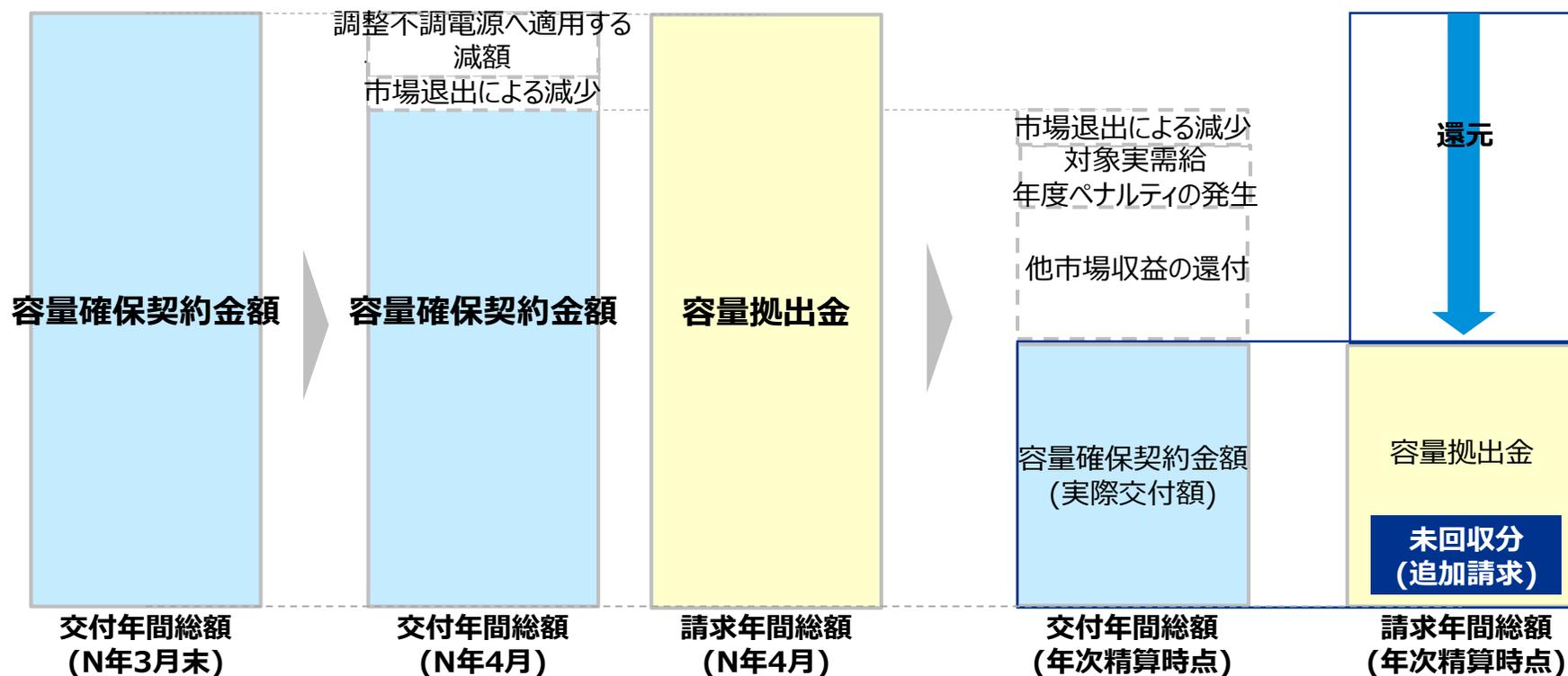


【(参考) シェア変動考慮後の配分比率の算定方法】

- 小売aのシェア変動考慮後のkW = 300万kW × 310万kW ÷ 372万kW = 250万kW
- 小売aのシェア変動考慮後の配分比率 = 250万kW ÷ (250万kW + 350万kW + 400万kW) = 0.25 → 25%

## 未回収分の追加請求および還元の取引概要

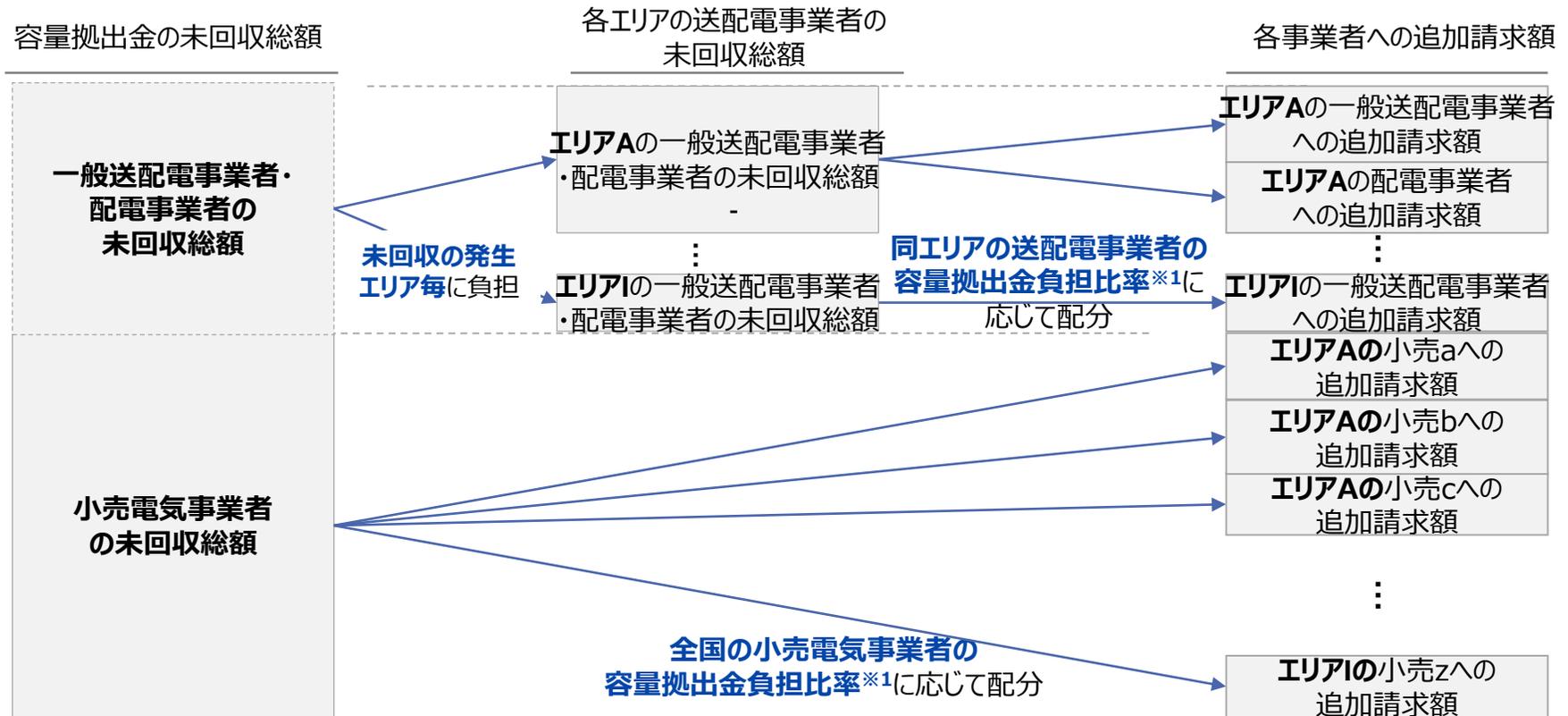
- 未回収分の追加請求は、容量拠出金の未回収分を他の事業者から回収する取引です。
- 還元は、容量確保契約金総額から調整不調電源へ適用する減額や経済的ペナルティ、他市場収益の還付を差し引いた容量提供事業者側の取引の総額と、小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。  
(経済的ペナルティや還付等で生じた差額を調整し、小売電気事業者等に配分するもの)



# 第6章 容量拠出金 未回収分の追加請求の配分方法

- 一般送配電事業者・配電事業者への追加請求額は、未回収が発生した同エリアの一般送配電事業者と配電事業者へ、当該実需給年度の容量拠出金負担比率をもとにして算定を行います。
- 各小売電気事業者への追加請求額は、全国の未回収総額に当該実需給年度の容量拠出金負担比率を乗じることで算定を行います。

## 小売電気事業者等に対する未回収の追加請求額の配分イメージ

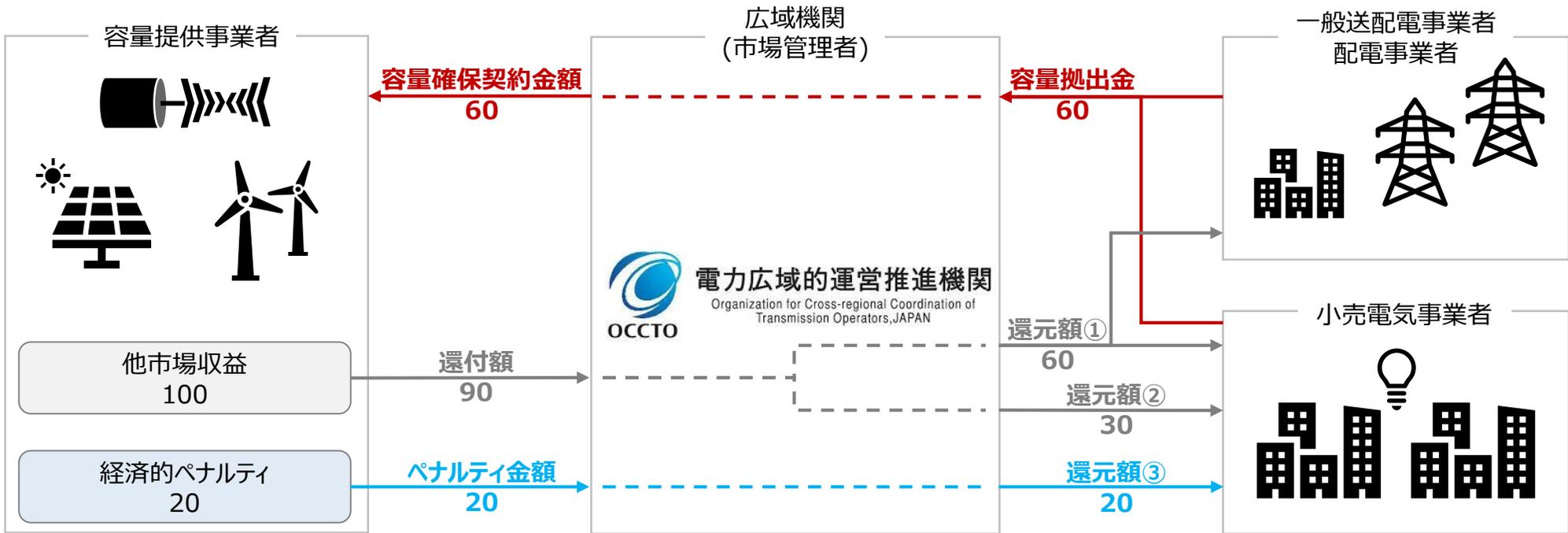


※1：容量拠出金の未払が発生した事業者分の容量拠出金は除く

# 第6章 容量拠出金 還元総額の算定概要

- 容量提供事業者からの「還付額」のうち、「容量確保契約金額」までは小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者に対して還元し、それを超える部分は小売電気事業者のみに還元します。
- 容量提供事業者からの経済的ペナルティは、小売電気事業者のみに還元します。

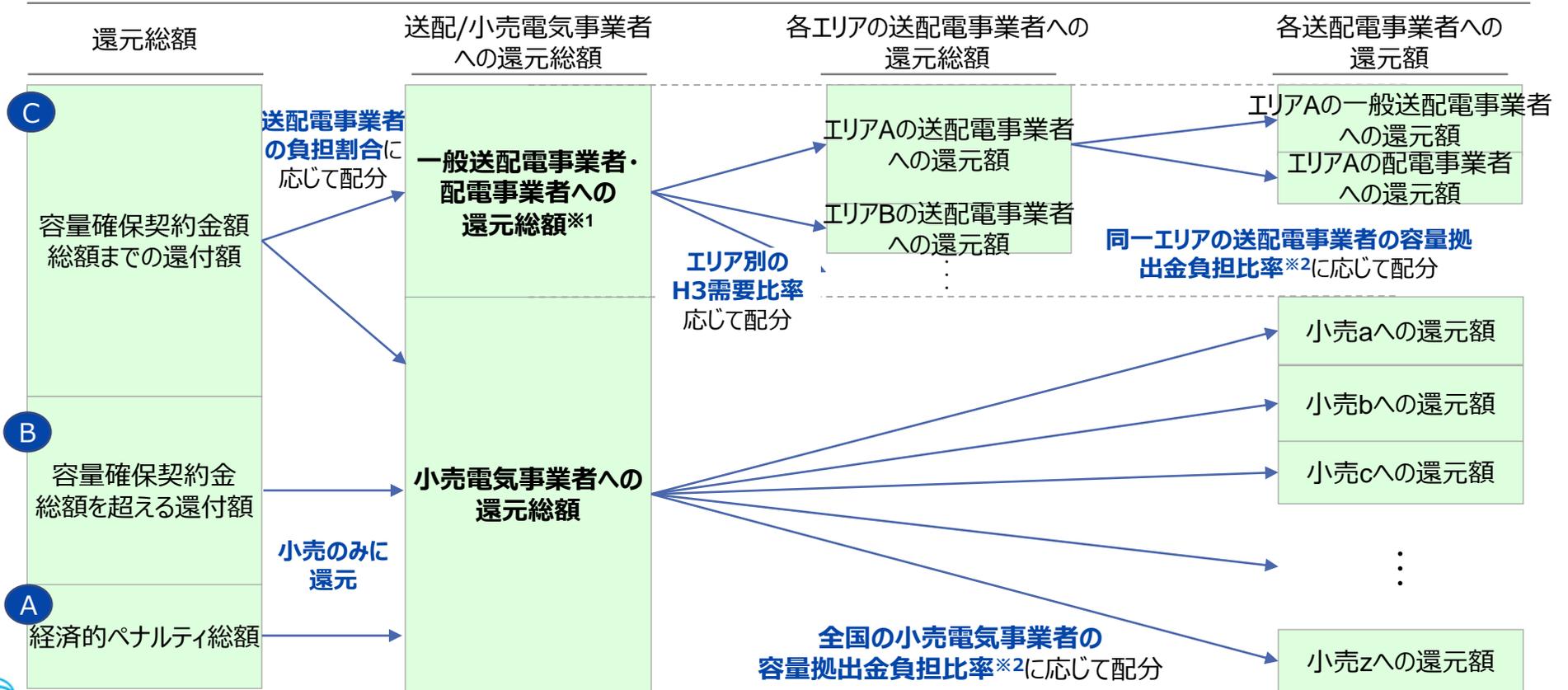
容量確保契約金額を60、他市場収益を100、経済的ペナルティを20とした場合



還元①：容量確保契約金額(60)までの還付額(60)は小売電気事業者・一般送配電事業者・配電事業者へ還元  
還元②：容量確保契約金額(60)を超える還付額(30)は小売電気事業者にのみ還元

- 一般送配電事業者・配電事業者への還元額の算定は、未回収の追加請求先が同エリア内の事業者を対象とすることから、還元総額にエリア別のH3需要比率を乗じた上で、容量拠出金負担比率をもとにして行います。
- 各小売電気事業者に対する還元額は、還元総額に当該実需給年度の容量拠出金負担比率を乗じることで算定を行います。

## 小売電気事業者等に対する還元額の配分イメージ



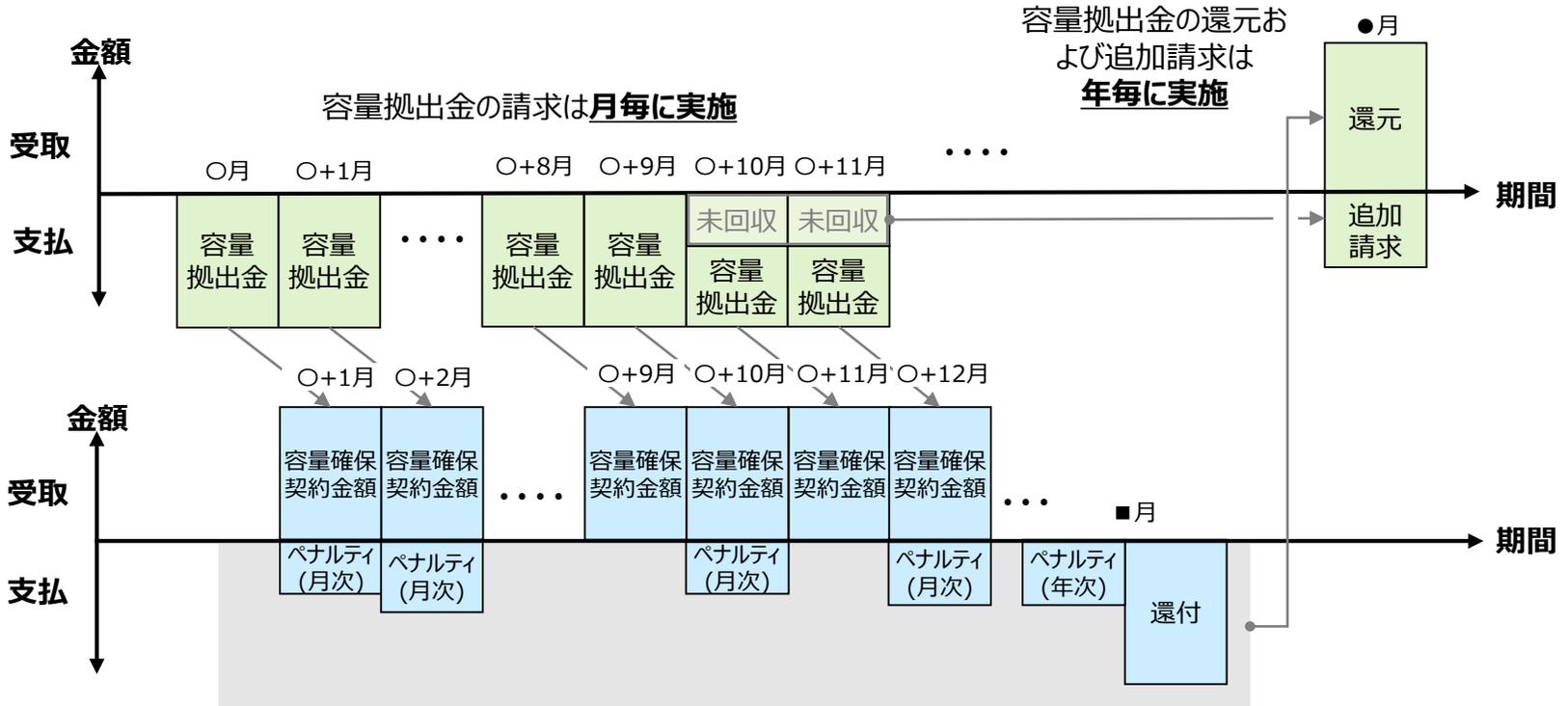
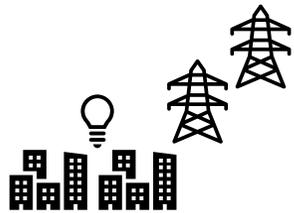
※1：送配電事業者の還元は未回収の追加請求に合わせてエリアへ配分後に各社へ配分する

※2：容量拠出金の未払が発生した事業者分の容量拠出金は除く

- 容量拠出金の月毎の支払い※1を通じて、支払いの翌月に容量確保契約金額として交付します。
- 容量確保契約金額に対して発生した経済的ペナルティや他市場収益の還付は、年毎に容量拠出金へ還元し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金のそれぞれの総額を一致させます。

## N年度分の容量拠出金の支払・還元のタイミングイメージ

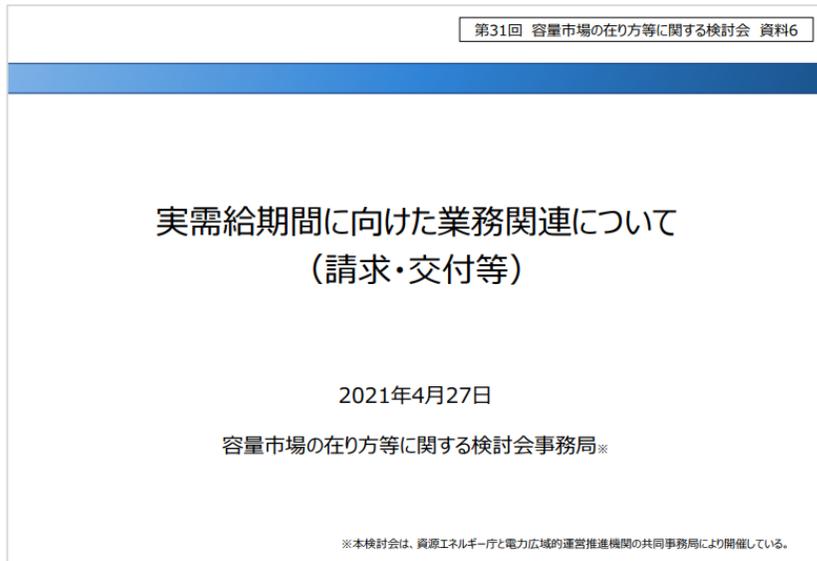
### ■ 小売電気事業者等



※1：小売電気事業者が費用支払に応じなかった場合、本機関の定款または業務規程に基づき、本機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁が行われる。それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討される

- その他関連情報については、容量市場のメインオークションにおける容量拠出金の取扱いを第31回容量市場の在り方等に関する検討会や容量拠出金説明会にて整理しておりますので、適宜ご参照いただきながら確認ください。

## 【参考】第31回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料6



出典：[youryou\\_kentoukai\\_31\\_06.pdf \(occto.or.jp\)](https://occto.or.jp/youryou_kentoukai_31_06.pdf)

## 【参考】容量拠出金説明会



出典：[240612\\_setsumeikai2\\_youryoukyoshutsukin.pdf \(occto.or.jp\)](https://occto.or.jp/240612_setsumeikai2_youryoukyoshutsukin.pdf)

## 第7章 その他

- 本オークションの留意点
- SNS等での情報発信
- 各種資料等参照先
- お問い合わせ先
- FAQ

- 参加登録期間が短いため、提出書類については早めのご準備をお願いします。
- クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。また、IDとパスワードについてもお早目にご確認していただき、不明点があれば本機関までご連絡願います。
- メインオークションにおいて事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容を確認の上、必要に応じて修正してください。

■ スペシャルサイトでの制度の解説やYouTube、Facebook、Xによる発信も行っています。

### 容量市場かいせつスペシャルサイト



容量市場かいせつスペシャルサイト | 電力広域的運営推進機関  
ホームページ (occto.or.jp)

### 容量市場かいせつスペシャルサイト 長期脱炭素電源オークション特設ページ



長期脱炭素電源オークションを知ろう！ | 電力広域的運営推進機関ホームページ (occto.or.jp)

### Youtubeによる説明動画の配信



電力広域的運営推進機関 - YouTube

### Facebook, X による発信



電力広域的運営推進機関 | Facebook

電力広域的運営推進機関 (@occto\_jp) / X

- かいせつ容量市場スペシャルサイト : <https://www.occto.or.jp/capacity-market/>
- 容量市場に関するお知らせ等 : <https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/index.html>
  - ✓ 容量市場 長期脱炭素電源オークションにおける証憑書類（接続検討回答書）について
- 容量市場の在り方等に関する検討会 : <https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>
  - ✓ 第55回 容量市場の在り方等に関する検討会（2024年5月）
  - ✓ 第56回 容量市場の在り方等に関する検討会（2024年6月）
- 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会制度検討作業部会 :  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/seido\\_kento/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/index.html)
  - ✓ 第八次中間とりまとめ（2022年10月）
  - ✓ 第十一次中間とりまとめ（2023年6月）
  - ✓ 第86回 制度検討作業部会（2023年11月）
  - ✓ 第88回 制度検討作業部会（2024年1月）
  - ✓ 第90回 制度検討作業部会（2024年3月）
  - ✓ 第93回 制度検討作業部会（2024年5月）
  - ✓ 第94回 制度検討作業部会（2024年6月）
  - ✓ 第十八次中間とりまとめ（2024年8月）
- 電力・ガス取引監視等委員会 : <https://www.emsc.meti.go.jp/>
  - ✓ 長期脱炭素電源オークションについて (meti.go.jp)

■ ご不明な点がございましたら下記窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ内容	窓口	メールアドレス (@は半角に変更して下さい)
参加登録に関するお問い合わせ	電力広域的運営推進機関 容量市場長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	youryou_toroku_long@occto.or.jp
その他のお問い合わせ		youryou_inquiry_long@occto.or.jp
脱炭素化ロードマップおよび蓄電池に係る事業計画に関するお問い合わせ	経済産業省 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-chouki-auction@meti.go.jp
応札価格の監視に関するお問い合わせ	電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口	bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp
他市場収益の監視に関するお問い合わせ		bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
1	第2章 募集概要	蓄電池 揚水	上限価格における エリアごとの調整係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリアごとに異なる調整係数を設定することで、立地予定エリアによって落札難易度が変わり、本来の需要や市場原理に沿った電源配置が阻害されるなか、一律の調整係数を設定しない理由を教えてください</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池・揚水については、エリアごとに供給力の価値が異なることから、一律の調整係数は設定しないこととしております</li> </ul>
2	第3章 参加登録	調整機能 「有」電源	証憑提出時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>系統接続工事や調整機能に関する事前審査の関係で契約締結が遅れた場合、「余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類(契約書の写し等)」を電源等情報の登録期間以降に提出することは可能か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集要綱にもとづき、本機関が合理的な理由の有無を確認したうえで、合理的な理由「有」と判断した場合は、提出期限を延長を認めることとしております</li> </ul>
3	第3章 参加登録	全電源	接続検討回答書の 提出期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続検討回答書について申込みから申込み受付まで平均5か月と受付までの時間が長く、蓄電池に係る制度変更時期をふまえると、電源等情報の登録受付期間までに提出することは不可能であるため、初回オークションと同様に提出期限を延長することは可能か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本オークションは参加登録の審査に合格した場合のみ、応札参加資格が得られる仕組みであり、事業実施能力を担保するための方策として、参加登録時(具体的には電源等情報登録時)に接続検討回答書の提出を求めています</li> <li>初回オークションに限った緩和措置として、参加登録時点では接続検討申込書による代替を可能とし、全電源共通で応札直前まで提出期限を延長しました</li> <li>第2回オークションにおいては、本来ルールである参加登録時の提出が必要と考えておりますが、参加登録の準備に大きな影響を与える要件変更が行われた電源(「蓄電池」と「水力電源」)に限っては、他電源との公平性の観点から、合理的な範囲で緩和することが望ましいと考えられるため、以下の緩和措置を講じます</li> <li>✓ 接続検討回答書の提出期限を、電源等情報登録期間の10月25日から11月28日まで延長</li> <li>✓ 中間とりまとめ案公表(6月28日)を起点とし、接続検討回答書の発行までの標準期間5ヶ月を踏まえ設定</li> </ul>

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
4	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源等情報登録時に提出した蓄電池に係る事業計画1～8の内容に変更が生じ、落札後に再度本計画を提出した際に、審査に合格しない条件を具体的に教えてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画に記載している以上に詳細な評価基準をお示しすることは困難です。変更が生じる場合には、資源エネルギー庁との間で、内容の修正や質疑応答等のやりとりを行う場合があります</li> </ul>
5	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 添付資料に係る フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画で求められている添付資料のフォーマット指定はなく、自由様式で作成・提出する理解でよいか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画の添付資料の要件を満たしていることがわかる資料を自由様式で提出してください</li> </ul>
6	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 対象となる蓄電池の 選定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池メーカー間の競争が非常に激しく、要件に合致するメーカーが複数出てくることが予想され、導入予定の蓄電池のメーカーや型番を一つに絞ることは事業者のフレキシビリティを失わせることになる。当該ケースをふまえて、蓄電池に係る事業計画の対象となる蓄電池の選定方法について教えてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源等情報登録時点で導入の可能性が最も高い蓄電池に関して、記載することとしてください。なお、対象となる蓄電池を変更する場合など蓄電池に係る事業計画の1～8に変更が生じる場合は、変更後の計画を提出いただきますようお願いいたします</li> </ul>
7	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 安全設計証明書の 取得範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画「2.安全設計(2)リチウムイオンのみ」について、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料(温度プロファイル、試験時の写真等)を提出(モジュール以上)するにあたり、4つの規格全ての類焼試験に適合していることが求められるか</li> <li>また、上記規格に基づく証明書が提出できない場合は、第三者機関の立ち合いやその他規格の準拠による類焼試験データで代替することは可能か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「JIS C 8715 2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933 5 2」のいずれかの類焼試験に適合していれば問題ありません</li> <li>客観的な視点で安全性を確認していることが重要であり、第三者による適合評価が重要であるため、上記規格に基づく証明書以外を認めることはできません</li> </ul>

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
8	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 発煙・発火の事故への 対応報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画「3.発煙・発火の事故への対応」において、「当該蓄電池モジュールメーカーより全ての事故の原因と対策を示した資料を取得」とあるが、すべての事故を記載するのは現実的ではないため事案数を特定してほしい</li> <li>また、蓄電池の中のセルの多くは海外製に依存しているが、その海外製セルが今回の蓄電池モジュールでないメーカーの蓄電池モジュールで事故を起こしたケースも提出対象に含まれるのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去10年間の年間毎の事故件数と、主要な事故10件についての提出を求めることとします</li> <li>また、海外製セルが今回の蓄電池モジュールでないメーカーの蓄電池モジュールで事故を起こしたケースも提出対象に含まれません</li> </ul>
9	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 セキュリティ対策の 対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画「5.セキュリティ対策」において、適切かつ十分なセキュリティ対策を行う主体を教えてください</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ対策は、本制度への応募事業者が行ってください</li> </ul>
10	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 地元調整が必要な 関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画「6.地元調整の状況」について、地権者や立地自治体、近隣の住民・事業者の御理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）を提出するにあたり、関係者から説明会等の開催不要と通知があった場合も含めて、全ての関係者と調整を行う必要があるのか</li> <li>また、近隣の定義を教えてください</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元調整の対象は、土地の地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者であるため、全ての方々と調整を行う必要があります</li> <li>また、近隣の定義は社会通念上相当な範囲としてご対応ください</li> </ul>
11	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 地元調整の実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画「6.地元調整の状況」について、説明会は落札後に実施するものと考えていたが、電源等情報登録時点での開催が必須か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明会に手段が限られる訳ではありませんが、電源等情報登録の期間までに、説明会等を通じて、地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得るようにしてください</li> </ul>

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
12	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 地元調整の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画「6.地元調整の状況」について、応札後に事業実施が確定する本オークションにおいて、説明会を実施のうえ全ての住民の方の理解を得ることは困難。説明会ではなく、自治会長への説明および自治体内への回覧などによる調整では不十分か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得ていることについて記載した資料(説明会の議事録等を含む)を提出いただく想定であるため、実施方法をもとに御理解を得ていると認められるかを判断することとなります</li> <li>単に説明会を実施することについて関係者と話し合うだけでは不十分と考えられます</li> </ul>
13	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 広域認定取得要否	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域認定取得事業者が限られ、当該事業者が扱う蓄電池はグローバルな観点でコスト競争力が劣るため、広域認定取得を参加要件とした際は約定単価の増加、ひいては国民負担の増大が予想される。以上より、事業者が廃棄物処理事業者との契約を行うなど、廃棄の実現性を担保することで、広域認定取得は不要となるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正なりサイクルと適正な廃棄を担保するためには、廃棄物処理法上の広域認定を取得していることが適切であると考えているため広域認定の取得は必ず必要になります</li> </ul>
14	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 広域認定取得を 証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域認定取得企業が数社しかなく、現状申請中の製造業者については申請中の書類を証憑として提出することは可能か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源等情報登録時点において広域認定を未取得の場合は、電源等情報登録の期間に、広域認定制度申請の手引きのとおり、環境省廃棄物規制課が受理していることを確認できる書類を提出し、2025年1月9日までに当該認定を取得したことを確認できる書類を提出する必要があります</li> </ul>
15	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 広域認定の対象製品 および対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画「7.廃棄物処理法上の広域認定取得」において、広域認定を取得する必要がある対象製品および対象者を明確化してほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セルを含む蓄電システムの範囲内の設備(セル、モジュール、電池パック、電池システム、蓄電システム)が対象です</li> <li>また、製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、本事業で採用する予定の上記対象製品のいずれかの認定を取得する必要があります</li> </ul>
16	第3章 参加登録	蓄電池	蓄電池に係る事業計画 体制や供給拠点に 係る要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画「8.レジリエンス」について、早期復旧や原因解明が可能な体制や迅速に供給できる拠点を提出するにあたり、早期および迅速の基準はあるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池に係る事業計画に記載している内容以上の基準はございません</li> <li>貴社として対応できる体制や拠点を提出ください</li> </ul>

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
17	第4章 応札、落札 ・約定、契約	全電源	落札電源決定方法 における評価項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札電源の決定方法について、応札価格以外の評価項目（たとえば、事業計画書等の内容が加点要素になるなど）はあるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本オークションでは応札価格の低い順から落札することとしておりますが、募集上限を有する電源についてはその限りではないため、応札価格のほか募集上限が落札電源の決定方法に影響する要素となります</li> <li>なお、事業計画書等の内容をふまえた技術的な優劣や実績などは評価の対象外となります</li> <li>ただし、事業計画書等の内容が不十分の場合には、電源等情報の登録が合格とならず、応札できない場合があります</li> </ul>
18	第4章 応札、落札 ・約定、契約	全電源	約定結果としての 約定総額の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>約定結果の公表に関して、「脱炭素電源、LNG専焼火力それぞれの約定総容量および約定総額」と記載されているが、各電源種別ごとの、約定総額の結果も開示してほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約定結果の公表にあたっては、容量市場の在り方等に関する検討会において、市場競争の状況の検証のため、事業者の経営情報(個別電源の応札価格など)の扱いや個社情報が特定されないようにすること等に留意した集計方法をとつつ、オークション結果の集計・公表を行うとされております</li> </ul>
19	第4章 応札、落札 ・約定、契約	全電源	SPC設立以降の 契約変更時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンソーシアムとして応札した場合、約定結果公表日から原則1年以内にSPCを設立して契約名義を変更する手続きを行う必要がある点が、今年度の募集要綱では削除されたことをふまえ、約定結果公表日から1年超が経過してからのSPC設立・契約名義変更手続きも許容すると理解してよいか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回オークションにおいては、コンソーシアムとして応札した場合、約定結果公表日から原則1年以内にSPCを設立して契約名義を変更する手続きを行うことを条件としておりましたが、事業承継については約定結果公表日から1年後以降も可能であることから、第2回オークションでは本条件について緩和しており、特段の期限は設けておりません</li> </ul>

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
20	第5章 契約の履行	全電源	供給力の維持の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間8760コマ（180日相当）まで停止できると理解してよいか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量停止計画を提出する場合は、年間8760コマ相当まで契約電源の作業停止等が認められておりますが、この容量停止計画の対象は、以下の場合に提出する容量停止計画に限られます。作業停止がない場合も無条件で180日まで停止できる訳ではございません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合</li> <li>流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）</li> <li>地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合</li> </ul> </li> </ul>
21	第5章 契約の履行	蓄電池	余力活用に関する 契約の締結の項目 市場応札の項目 一般送配電事業者 からの供給指示へ の対応の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池において、Cレートの抑制やDoD（放電深度）の制約は、アセスメントで考慮されるのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応札容量の算定において、制度適用期間に亘り供出可能な容量および運転継続時間を事業者にて設定いただきます。Cレートの抑制やDoD（放電深度）の制約は、応札容量に反映のうえ、応札してください。本オークション落札電源に適用されるリクワイアメントおよびアセスメントにおいて、Cレートの抑制やDoD（放電深度）の制約は考慮されません。</li> <li>また、余力活用契約に基づく一般送配電事業者からの指令においても、同様に、故障またはトラブル等のやむを得ない理由が発生した場合を除き、本オークション落札電源は 応札容量の算定において事業者にて設定いただいた供出可能な容量および運転継続時間を制約することは認められません。</li> </ul>

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
22	第5章 契約の履行	蓄電池	余力活用に関する 契約の締結の項目 供給力の維持の項目 市場応札の項目 一般送配電事業者 からの供給指示へ の対応の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>充放電サイクル数の制約により供給力が提供できない場合は、容量停止計画を提出するという理解でよいか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本オークション落札電源に適用されるリクワイアメントおよびアセスメントにおいて、充放電サイクル数の制約は考慮されません。</li> <li>容量停止計画の対象は、容量確保契約約款第9条にあるように「電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合」「流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）」「地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合」であり、充放電サイクル数の制約は含まれません。</li> <li>なお、余力活用契約に基づく一般送配電事業者からの指令においても充放電サイクル数の制約は考慮されませんが、原則として、1日1サイクルを超える運用は行われません。</li> <li>ただし、契約期間の総サイクル数を超えない範囲で、一時的に1日1サイクルを超える場合があります。</li> <li>また、1日1サイクルとは、充放電の回数がそれぞれ1回ではなく、充放電が複数回指令される場合もあり、満充電からの全量放電、全量放電からの満充電までの充放電量を1サイクルと見做し、総充放電量で管理されます。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>■ : 充放電 [kW]    ■ : SOC [%]</p> </div> <p>両ケースの充放電総量( ■ の面積の総和)は等しく、どちらも“充放電1サイクル”となる</p>

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
23	第5章 契約の履行	蓄電池	余力活用に関する 契約の締結の項目 市場応札の項目 一般送配電事業者 からの供給指示へ の対応の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池の待機時間の制限により、満充電の維持が可能な時間が限られている場合があるが、どのようにリクワイアメントに影響するか教えてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本オークション落札電源に適用されるリクワイアメントに適切に対応し、供給力を提供いただく必要があります。</li> <li>なお、余力活用契約に基づく一般送配電事業者からの指令についても同様に、当該指令に従っていただく必要があります。</li> </ul>